

日野市議会会議録

昭和61年第2回定例会

第19号～第23号

6月17日開会

6月27日閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1545592

次に記した日まで返して下さい。

昭和 61 年 第

6 月 1 7 日 (火曜日) 会期の決定

請願上程

6 月 1 8 日 (水曜日) 一般質問

6 月 1 9 日 (木曜日) 一般質問

6 月 2 0 日 (金曜日) 一般質問

6 月 2 7 日 (金曜日) 審査報告、

お問合せ・ご連絡は

中 央 図 書 館	ト	電話代 81-7354
ひ ま わ り 号		
多 摩 平 児 童 図 書 館		電話 81-4744
高 幡 図 書 館		電話 91-7322
日 野 図 書 館		電話 84-0467
社会教育センター図書館		電話 83-2561
平 山 図 書 館		電話 91-7772
百 草 台 児 童 図 書 館		電話呼 91-7001
市政図書室 (市役所内)		電話呼 85-1111 (内490)

内図M-31-8 (80×120) 上45.

庁内印刷

昭和 61 年 第 2 回 定例会 日程

- 6 月 1 7 日 (火曜日) 会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、
請願上程
- 6 月 1 8 日 (水曜日) 一般質問
- 6 月 1 9 日 (木曜日) 一般質問
- 6 月 2 0 日 (金曜日) 一般質問
- 6 月 2 7 日 (金曜日) 審査報告、議案上程、請願上程

昭和 6 1 年

第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○ 6 月 1 7 日 火曜日(第 1 日)

出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
出 席 説 明 員	2
議 事 日 程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会 期 の 決 定	5
行 政 報 告	6
諸 般 の 報 告	41

(議案上程)

議 案 第 5 5 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する る条例制定の専決処分の報告承認について	41
議 案 第 5 6 号 昭和 6 1 年度日野市一般会計補正予算(第 2 号)の専決 処分の報告承認について	45
議 案 第 5 7 号 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	47
議 案 第 5 8 号 日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について.....	47
議 案 第 5 9 号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	47
議 案 第 6 0 号 日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定に ついて	52
議 案 第 6 1 号 日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて	53
議 案 第 6 2 号 昭和 6 1 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算 について(第 1 号)	54

議案第 63号	昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算につ いて(第1号)	54
議案第 64号	市道路線の一部廃止について	56
議案第 65号	市道路線の廃止について	56
議案第 66号	市道路線の認定について	56
議案第 67号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委 託契約の締結について	58
議案第 70号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	59
議案第 71号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定 について	60
議案第 72号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について	60
(報告)		
報告第 2号	昭和61年度日野市土地開発公社事業計画の報告につ いて	63
(請願上程)		
請願第61-3号	シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願	64
請願第61-4号	他市に通園する無認可保育園、5歳児・4歳児・3歳児 に対する補助金の助成増額に関する請願	64
散会		64

○ 6月18日 水曜日(第2日)

出席議員	65
欠席議員	65
出席説明員	66
議事日程	66
開議	67

(一般質問)

竹ノ上 武 俊 議員

1. 円高不況と市内勤労者・業者の実態について問う 67
2. 大型間接税導入の地方自治体に与える被害について問う 71
3. 「国鉄民営化」と日野市について問う 75

米 沢 照 男 議員

1. 道路占用料の徴収について 79
2. 選挙の投票所増設について 79

馬 場 弘 融 議員

1. 行財政調査会の最終答申をどう生かすか(より良き日野市政のために) ... 79
2. 農水省跡地(留保地)の今後の利用計画について 84

古 賀 俊 昭 議員

1. 革新・森田市長の程遠い行政改革 97
2. 老人クラブ連合会の文化活動を積極的に支援せよ 109

奥 住 日出男 議員

1. 私道整備事業について 118

散 会 126

○ 6. 月 19日 木曜日(第3日)

出 席 議 員 127

欠 席 議 員 127

出 席 説 明 員 128

議 事 日 程 128

開 議 129

(一般質問)

一ノ瀬 隆 議員

1. 自前の政策研究への道を確立せよ 129

中 谷 好 幸 議 員

1. 「いじめ」根絶のため、学校、父母、地域、行政の総力をあげたとり
くみを — 日本共産党の提言について 135

谷 長 一 議 員

1. 地域の諸問題について 135

山 口 達 夫 議 員

1. 行財政改革について（行財政調査会の最終答申を受けて）の積極的対
応策を問う 144
2. 豊田南区画整理事業について、市民の意見をどのように尊重していく
かを問う 148

鈴 木 美 奈 子 議 員

1. 障害者の参加の住宅づくりと、高幡市営住宅の障害者用住居の改善に
ついて 156

板 垣 正 男 議 員

1. 私道の整備を促進するために 163

散 会 171

○ 6 月 2 0 日 金曜日（第 4 日）

出 席 議 員 173

欠 席 議 員 173

出 席 説 明 員 174

議 事 日 程 174

開 議 177

（一般質問）

小 俣 昭 光 議 員

1. 市民の親しみのある浅川利用計画について 177

小 山 良 悟 議 員

1. 目に余る土地開発公社のずさんな運営、納得できない 5, 6 6 6 万の負

担	181
---	-----

2. 見直しをせよ、行政の守備範囲	182
-------------------	-----

(議案上程)

議案第 68号	日野市教育委員会委員の任命について	183
---------	-------------------	-----

議案第 69号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	183
---------	-------------------------	-----

議案第 73号	万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工事請負契約の締結について	184
---------	---------------------------------------	-----

議案第 74号	大栗四号処理分区(61-2)工事請負契約の締結について	184
---------	-----------------------------	-----

(請願上程)

請願第61-5号	「私道の公道移管と公図作成」に関する請願	186
----------	----------------------	-----

請願第61-6号	市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願	186
----------	-------------------------	-----

散会	187
----	-----

○ 6月27日 金曜日(第5日)

出席議員	189
------	-----

欠席議員	189
------	-----

出席説明員	190
-------	-----

議事日程	190
------	-----

開議	193
----	-----

(議案審査報告) (総務委員会)

議案第 57号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	193
---------	--	-----

議案第 58号	日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	193
---------	---------------------------	-----

議案第 59号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	193
---------	--------------------------	-----

議案第 70号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	193
---------	---	-----

議案第 73号	万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工
---------	---------------------------

	事請負契約の締結について	194
議案第 74号	大栗四号処理分区(61-2)工事請負契約の締結につ いて	194
	(文教委員会)	
議案第 61号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて	195
	(厚生委員会)	
議案第 60号	日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定に ついて	195
議案第 71号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定 について	196
議案第 72号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について	196
	(建設委員会)	
議案第 62号	昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算 について(第1号)	197
議案第 63号	昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算につ いて(第1号)	197
議案第 64号	市道路線の一部廃止について	198
議案第 65号	市道路線の廃止について	198
議案第 66号	市道路線の認定について	198
議案第 67号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委 託契約の締結について	199
(請願審査報告)	(総務委員会)	
請願第61-4号	他市に通園する無認可保育園、5歳児・4歳児・3歳児 に対する補助金の助成増額に関する請願	205
	(厚生委員会)	
請願第61-3号	シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願	206

(建設委員会)

請 願 第 6 1 - 2 号	程久保 6 6 2 番地地域山林緑地保存に関する請願	206
請 願 第 6 1 - 5 号	「私道の公道移管と公図作成」に関する請願	206
請 願 第 6 1 - 6 号	市道新井第 2 9 号線の暗きょ排水施設に関する請願	206

(中間報告)

特別委員会中間報告の件	206
-------------	-----

(継続審査議決)

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	208
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件	208
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	209
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件	209

(議案上程)

議員提出議案第 3 号	4 0 人学級即時完全実施に関する意見書	209
議員提出議案第 4 号	国道 2 0 号線日野駅ガード下歩道の整備に関する意見書	217
閉 会		217

6 月 17 日 火曜日 (第 1 日)

昭和 6 1 年

第 2 回定例会

日野市議会会議録 (第 19 号)

6 月 17 日 月曜日 (第 1 日)

出席議員 (29 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
4 番	土 方 尚 功 君	5 番	山 口 達 夫 君
6 番	天 野 輝 男 君	7 番	福 島 盛之助 君
8 番	福 島 敏 雄 君	9 番	中 谷 好 幸 君
10 番	小 俣 昭 光 君	11 番	川 嶋 博 君
12 番	馬 場 繁 夫 君	13 番	夏 井 明 男 君
14 番	小 山 良 悟 君	15 番	馬 場 弘 融 君
16 番	高 橋 徳 次 君	17 番	旗 野 行 雄 君
18 番	一ノ瀬 隆 君	19 番	板 垣 正 男 君
20 番	鈴 木 美奈子 君	21 番	中 山 基 昭 君
22 番	秦 正 一 君	23 番	黒 川 重 憲 君
24 番	古 賀 俊 昭 君	25 番	谷 長 一 君
26 番	市 川 資 信 君	27 番	石 坂 勝 雄 君
28 番	名古屋 史 郎 君	29 番	竹ノ上 武 俊 君
30 番	米 沢 照 男 君		

欠席議員 (1 名)

3 番 高 橋 徹 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	収 入 役	加 藤 一 郎 君
企画財政部長	前 田 雅 夫 君	総 務 部 長	山 崎 彰 君
市 民 部 長	佐 藤 智 春 君	生活環境部長	坂 本 金 雄 君
清 掃 部 長	藤 浪 竜 徳 君	建 設 部 長	伊 藤 正 吉 君
福 祉 部 長	高 野 隆 君	水 道 部 長	永 原 照 雄 君
病院事務長	大 貫 松 雄 君	教 育 長	長 沢 三 郎 君
教 育 次 長	小 山 哲 夫 君	区画整理課長	鈴 木 栄 弘 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	岩 沢 代 吉 君	次 長	馬 場 守 君
書 記	田 中 正 美 君	書 記	土 方 留 春 君
書 記	佐々木 茂 晴 君	書 記	小 林 章 雄 君
書 記	富 樫 和 美 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 田 辺 雅 子 君

議事日程

昭和61年6月17日(月)

午 前 1 0 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行 政 報 告

日程第 4 諸般の報告

(議案上程)

日程第 5	議 案 第 5 5 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
日程第 6	議 案 第 5 6 号	昭和 6 1 年度日野市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告承認について
日程第 7	議 案 第 5 7 号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議 案 第 5 8 号	日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議 案 第 5 9 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議 案 第 6 0 号	日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議 案 第 6 1 号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議 案 第 6 2 号	昭和 6 1 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 1 号）
日程第 1 3	議 案 第 6 3 号	昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第 1 号）
日程第 1 4	議 案 第 6 4 号	市道路線の一部廃止について
日程第 1 5	議 案 第 6 5 号	市道路線の廃止について
日程第 1 6	議 案 第 6 6 号	市道路線の認定について
日程第 1 7	議 案 第 6 7 号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について
日程第 1 8	議 案 第 7 0 号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議 案 第 7 1 号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議 案 第 7 2 号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

(報 告)

日程第 2 1 報 告 第 2 号 昭和 6 1 年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

(請願上程)

日程第 2 2 請願第 6 1 ー 3 号 シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

日程第 2 3 請願第 6 1 ー 4 号 他市に通園する無認可保育園、5 歳児・4 歳児・3 歳児に対する補助金の助成増額に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 2 3 まで

午後4時33分開会

○議長（黒川重憲君）　これより昭和61年第2回日野市議会定例会を開会し、直ちに
本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

5番　山　口　達　夫　君

6番　天　野　輝　男　君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君）　昭和61年第2回定例議会の運営につきまして、去
る6月13日午後2時より、議会運営委員会を開催いたしました。その協議の内容につきまし
て御報告申し上げます。

今回の市長提出議案は、55号より69号までの15議案と報告1件であります。その他、
本日提案が予定されております3件、これは既に本日、日程に掲げられております。それに、
20日に提案が予定されております2件、合わせて5件の追加議案が、案という形で理事者よ
り提示されましたので、これらを踏まえまして協議した結果、議案第55号、56号、68号
69号の4件を即決とし、ただし、68号、69号は本日の議会運営委員会で急遽20日の日
程とさせていただきます。その他の議案につきましては、関係委員会に付託し、6月27日
に審査報告をお願いするという日程といたしました。

また、請願につきましては2件でございますが、これも関係委員会に付託することになりま
した。

次に一般質問でございますが、通告者は13名で20件でございます。1日4名ないし5名
をお願いするというので、あすより3日間設定いたしました。

したがって、土、日、まとめの休会日を含めまして、会期は、お手元に配付されてお
りますように、本日6月17日より6月27日までの11日間といたしますので御確認をお願い

申し上げます。

なお、議会運営委員会におきましては、この日程を厳守していくとの確認をしておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から6月27日まで期日11日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日より、昭和61年第2回定例市議会を開くことになりました。助役は、入院加療のため、今会期中も欠席いたしますので、何とぞよろしく御了承をお願い申し上げます。

私から4件につきまして行政報告を申し上げます。

その第1、諮問事項の答申についてであります。

本市の行政課題について審議をお願いいたします諮問委員会のうち、日野市行財政調査会及び日野市地域保健協議会より諮問に対する答申をいただきましたので御報告をいたします。

まずその1件は、行財政調査会の答申についてであります。

昨年8月より、効率的な市行政を期するための、行財政方策について調査を進めてまいりました行財政調査会から、去る4月20日、最終答申が提出されました。この内容につきましては、既に御送付したとおりであります。この最終答申を踏まえ、庁内組織の行政改革推進本部

において、施策の具体化を検討し、その推進のために、行政改革推進要綱を作成する考えであります。

さらに1件は、地域保健協議会からの答申についてであります。

昨年8月、「老人医療の無料化に資する方策について」という件名で諮問を行い、論議をお願いしたところであります。去る4月30日、その答申をいただきましたので御報告をいたします。

内容につきましては、答申の写し文を配布し報告にかえさせていただきます。今後この答申に沿った有効な施策の実施に努めてまいる所存でありますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

その第2は、老人給食事業の開始についてであります。

ひとり暮らし老人の健康保持に役立てるため準備を進めてまいりました老人給食事業を、去る6月2日から開始いたしました。この事業は、市内に居住されるおおむね65歳以上のひとり暮らし老人を対象とし、心身の機能低下により調理に不自由な人から希望によって申し込みを受け、判定を行った対象に対して、食事の弁当を配達する事業であります。事業主体は日野市福祉事業団、調理配達は立川市に所在する至誠学舎に委託をするものであります。

現在、申し込みに基づいて隔日と毎日の3コースがありますが、現在では56名の方に配食を行い、今日までの我々の印象といたしましては、当事者より大変喜ばれております。日野市福祉事業団の役職員も交代で個々に訪問するよう努めております。今後ともこの事業の趣旨に沿うよう充実に努めるとともに、対象の方々の健康の記録をとって、在宅福祉に寄与させたいと考えております。

その第3は、地図混乱地区の整理についてであります。

宅地造成等規制法 ― 昭和37年施行であります。宅地造成規制法の施行前に造成販売された市内の団地には、私道あるいは専用水道、公図と現況が一致しない地図混乱地等、法のもとに公平であるべき行政サービスに甚だ厄介な問題を残している現状は、各位の御承知のとおりであります。該当する住民の共通の願いを解決するために、目下、明星団地では、私道の公道化を、また、専用水道区域では、公共水道の切りかえを進めておりますが、このたび、地図混乱区域の三沢の梅ヶ丘及び程久保の金久団地等を対象として、地図混乱地区の整理に着手することといたしました。都市整備部の参与に特命をいたしまして、関係部課とのチームワークに

よって、国土調査法に基づく地籍調査によって解決を図ろうとするものであります。

これらは、過去の開発企業の乱開発というべき無秩序の後始末に相当するものでありますが、市民に対する行政サービスの公平化と、住民の困惑を解消するために取り組むものでありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

その第4は、市内連絡バスの運行実施についてであります。

市民要望も高く、また重要課題でありますところの市内循環バスの運行につきましては、既にバス交通対策検討委員会の答申をいただき、その実施のために鋭意努力しているところであります。

さきの議会にも概略を御説明したところでありますが、西平山地区内を通る市道補助12号線が幅員が狭い問題について、種々検討の結果、一部ルートを変更し、運行計画を進めているところであります。

計画といたしましては、高幡不動駅を起点として、平山城社公園駅を終点とする約13.5キロメートルであります。一部道路の問題点の解決を図って、バス運行の実現が予定より少々おくれておりますが、問題を早期解決を図って、7月じゅうには実施に持ち込みたいと願っております。

ここにそれぞれ御報告を申し上げて御理解をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 収入役以下については報告書のとおりでですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。秦 正一君。

○22番（秦 正一君） ただいまの最後の市内連絡バスの運行の件について質問いたします。

市長の説明の中に、市道12号線の問題ということで、あそこには中央線の踏切もございます。それから、狭い道路もございます。その関係でルートが変更になると思うんですが、その辺、若干詳しく財政部長の方からでも結構ですから御説明願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

ただいま市長から申し上げましたように、補助12号線の道路がマイクロバスが運行するに

は少し狭いわけでございます。法律上は別段問題ないわけでございますけれども、公安委員会、すなわち日野警察署の方から、バスの運行でございますので、より安全を高めるという意味から、同意が得られないという状況でございます。変更案につきましては、2・2・6号線——都道でございますけれども、西に行きまして、当初の計画は64ブロック、すなわち文化福祉ゾーンを迂回する形になっておりました。これは、東側の道路の改良で幅員が4メートルになっております。車等の停車がございますと、マイクロバスが通れないわけでございますので、この迂回を一つ取りやめました。2・2・6号線を西に参りまして、旭が丘小学校の西側を南に下ります。それで、この道路が突き当たりますので、さらに左に折れます。土手の山林の南側をずっと通りまして、帝人のわきに出てくるコースでございます。2・2・6号線を豊田陸橋を通りまして、国鉄の官舎の南側を西に行きまして、滝合橋に通ずるというコースの変更でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 市長の今行政報告の中で私触れられたからお聞きするんですが、請願という形で梅ヶ丘の問題なんですけれども、公図の訂正というんですか、公図がわからなくなったり、しかも公道の移管と。数日前私のところへ、請願を出したいんで紹介議員になってくれんかと。恐らく私が自由市民会議の会派の代表だということで見えたんじゃないか、というふうに理解しているんですが、私はそのときに申し上げたんですが、いわゆる、いかに乱開発で云々という、市長の今行政報告の言葉の中にもあったんですが、云々あったとしても、市民として20年なり30年住まっておられれば、市として当然私は見るべきであって、財政の許す限りと、それから、いろんな私道負担とか、いろんなことの中の関係の条例なり要綱の中で見るのが当然——こういう請願までしてすることが、そういうことから市長の方が予算措置をしやすいから請願をするんだとするなら、ちょっと何ていうか、市長にもっと自信を持ってやってもらうように言ってくれと、こういうことを私申し上げたんですが、結果はどうあろうとも、あの現状を見た場合に、よりよく公図ができないんなら、そういうことの措置を——個人の負担をすべきことはすべき、させなきゃならんことがあるんならしてあれだけでも、公である程度行政の中で見るべきではないかと、私そういうふうに考えるんですが……。

それから、道路の移管。あそこの水道も、まだいわゆる自家水だと。将来どこまでもあの水道が自家水源でもつかどうかというような問題。それから、下水道の問題。それから、人間が、

いわゆる車という社会の中で、何でもないときには上がるかもしれないけれども、ことしの2月の市議会の選挙があったくらいの雪が降れば、恐らくあそこところは上がれないというようなことで、人間的だけでも、何か滑れないように上がる、百草園の通りの問題でも私お願いしたんですが、そういうことは、請願は——市長が相談室の中で行政のサイドでお話し合いになって結論になれば、請願をさせなくても、やはり議会へ市長の方から補正予算なり何かの予算で出してきて、やらせるのが当然ではなかろうか。何かそういうことで請願やった方がいいというようなことをやられたとすれば、少し余り大事をとり過ぎているのではなかろうかと、こう思うんですが、その辺のことをちょっと市長、今行政報告にあったからお聞きしたいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　梅ヶ丘の宅地開発後の今日残されている問題というのは、水におきまして専用水道、それから道路は私道、それから、地図混乱地区と、こういう非常に困った問題を今なお残して、住民もまた、そのために苦勞されております。これまで手当的な一手当と申しますと、道路改修の補助でありますとか、ある程度の援助をしましてまいりましたけれども、遠からず下水道の問題も生じますし、それから、水道の公共水道化の問題も伴うわけであります。

なお、地図混乱の問題というのは、これは、極めて個人財産の立場からも不利益であります。要するに住民側が今困っておられる状態を救済するということは、これは、行政のまた一つの今日の責任でもございます。そういう観点から、むしろ地域の方々の意思統一が非常に大切だと。そういうこともありまして、地元で今議会に対する請願も、話も聞いておりますが、私は意思統一のために有意義だと、このような見解を持っております。もちろん請願がなくても、議会の御了解をいただきながら、将来予算化の問題も生じてまいります。そういう意味で、私どもの見解から言いますと、このような宅地規制法前後の始末がある。今日二十数年たって、住民の困惑しておられる状況を救済するために、一つ一つ解決を図っていこうと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　いやあ、何ですか、いろんな手始めの順序があると思うんですけども、例えば地番すらわからないというんですから、そういうことから入って行って、

例えば補正でも組んでやるのか。例えば来年度に向かって考えているのか。およそあるならどのくらいの予算が——最低で全面満たしてやるにしても、そういうことの具体的などこまで、何か、かなり長期にわたって道路委員会等でやられているんだというような、窓口等やられているんだというようなお話も、ちょっとこの間来た人から聞いているんですが、具体的な何かそういう執行部から出ているんですか。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いずれ予算化を必要とするわけでありますが、目下のところ、具体的にどういう事業のためにという形までは到達をいたしておりません。他の地域の同様な問題の解決に、国土調査法に基づく地籍調査ということが一つの手法であるということ、住民の方が東京都等から勉強してきておられますので、その要請に基づいて地元の意思統一のもとに、全員の方の合意のもとにひとつ支援をしよう、とこういう取り組みでございます。だんだんと具体化する性質の事業でございますので、来年の当初予算あたりに事業費をお願いをしたい、と、こういう考えでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　3月議会の市長の行政報告のときに、今日野市内にあります第一桑園跡地の保留地のことでお話がございました。保留地3万4,000平米については、御承知のように総合体育館をつくるということが、計画として私どもに示されているわけですが、この用地取得について、かなりの金額が必要だということで、市長のアイデアかと思いますが、体育館と住宅を立体的に利用する施設を検討している、ということでお話がございました。私も、その後いろいろ体育関係の方等の御意見もお聞きする機会がありましたが、大変不評を買っているようであります。市長の——発想の転換という言葉を使っておられましたが、この発想の転換が、いかなる程度今進展をしているか、具体化もしているようでございましたら現状の御説明をお願いをしたいと思います。

それから、もう1点は、老人給食事業について、今お話がございました。大変ひとり暮らしのお年寄りのために、お昼ごはんを提供していくということで、この実施は他市に先駆けても、毎日ということでございますから、評価をしたいと思いますが、私がよくわからないのは——これ、当初予算にも出ておりましたのでお聞きすればよかったんですが、一般会計の特別委員会に私は出ておりませんでしたので、十分に確認することができませんでした。この場で、事

業が始まったことに伴ってお聞きをしたいと思います。福祉事業団に補助金が出されております。しかし、実際には、この事業をやっているのは至誠学舎が委託を受けてやるということになっておりますが、実際にこの事業を推進していく場合に——これは、市の単独事業であるわけですが、福祉事業団と至誠学舎とのかかわりはどうなっているのか。もし、至誠学舎が全面的にこの事業をやっていくのであれば、至誠学舎の方に、ストレートに条例等をもって委託をするということを提案されてもよかったのではないかと思います。こういう二段階のシステムをおとりになっている理由を、こういう機会にひとつ確認をしておきたいと思いますので、御説明をお願いいたします。

それから、もう1点市長にお聞きをしたいと思います。先般世界を大変驚かせた事件に、ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故がありました。原子力発電所で死亡事故が起きたのは、この事故が初めてということでもあります。日本にも放射性のちりが測定をされ、飛んでいることも確認はされております。東欧諸国、ヨーロッパだけではなく、大変な迷惑を諸外国に及ぼしているわけではありますが——市長は、とかく反核平和ということに非常に熱心であります。現実には核のこうした兵器ではないにしても、管理のずさんさ、また、情報提供も大変おくれたわけではありますが、ソ連の対応のまずさによって、多くの国が迷惑を受けているというのは事実であります。市長のお立場からすれば、当然早急にソ連大使館にでも出向いて抗議をされる、また、安全対策について厳重な申し入れをされるということが、私はこういう宣言をしている自治体の長として、あってもいいのではないかと思います。そうしたお考えは全くないのかどうか、確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の第1であります仲田緑地の留保地約3.5ヘクタール、このいわゆる農林省跡地を市が譲渡を受けて、スポーツ公園に関連をする体育館その他を建設していこうという考えがあります。その用地取得に——現在造成しております4.2ヘクタール部分、つまり、既に取得した公園部分であります。目下造成中であります。その留保地の留保されておる理由は、周辺地域の望ましい都市像が想定されるまで、というふうに伺っておりますことと、それから、それを取得することの経費の膨大な負担ということについて、これまでいろいろと検討してまいりました。一つの発想の転換ということを申し上げたわけでありま

すが、今回の、実は行財政調査会からも一つの提言をいただいております。つまり17ページでありますけれども「仲田緑地、淡水区研究所跡地など、現在の財政状況では取得が難しいので、準備金を積み立てるとか、他の機関の活力を導入するなど検討し……」こういうことでございまして、私も、他の活力を導入をしたい、ということを発想転換の内容として申し上げたわけであります。

住宅公団による、かなりの規模の住宅団地の造成にあわせて、東の方の緑地の部分に、その負担経費等に依存をして、用地の確保と体育館の建設を行いたいと、こういうことであります。その後、大きく進展しているということではありませんが、検討をしてもらっております。いずれある程度の具体案を持つ段階では、御報告をして御意見を伺いたいと、このように考えております。

それから、第2番目の質問の、ソ連邦のチェルノブイリと言うんでしょうか、原発の事故というのがありまして、世界を震撼させた事件であります。このことにつきましては、今、ソ連大使館にでも抗議せよ、あるいは注意を喚起せよと、こういう御指摘もございますので、もう少し自治体の意見をまとめて行うべき事柄であると、このように感じました。

老人給食の、福祉事業団に補助をし、福祉事業団が至誠学舎に委託をすると、こういう形をとっておりますが、私は、将来福祉事業団はいろいろな事業を行う母体となる。そして、老人給食は、一つの方式として至誠学舎に依頼するものもあるわけではありますが、今後別の方法で、ボランティア活動等にも参画をしていただいて、各地域に給食のできるような仕組みを設けたい、このように考えております。その際に、なるべく業務を簡素化するために、日野市福祉事業団に、それらの仕事も実施母体とさせていきたいと、このような考えであります。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 最初の総合体育館の建設のことなんですが、体育関係の役員なさっている方や、また今後総合体育館ができるに当たっては、その施設の内容等についても、いろいろ希望をお持ちの皆さんの御意見を聞いておりますと、やはり総合体育館として純然たる施設の方針をとってもらいたいという考え方が、私の聞き及ぶ範囲では強いようであります。複合施設ということで、市長がそういう線を打ち出されてたということで、それなりの根拠は、例えば用地取得の資金の問題等わかるわけではありますが、総合体育館を建設するということは、留保地が残されて今日に至るまで、いろいろな利用計画検討されたと思いますが、やはり立派

な総合体育館をつくってもら。都下大会や大きな記録会が催し可能な施設として早くつくってもらいたいという要望が強いわけであります。体育関係者の、こうした意見要望、これらをどのような形で反映をされていくお気持ちなのか。今検討なさっているということでありますが、総合体育館を将来使用する市民の立場からの意見というのを、どの段階で聞いていくおつもりなのか。その点お答えをお願いをしたいと思います。

それから、順序が逆になったようではありますが、ソ連の原発の事故なんです、私は別に意地悪な質問をやっているつもりではないんです。現実、やはり放射性の浮遊物やちりによって、日本にも数値がちゃんとこんなに高い、通常の数値よりも高いものが出てますよ、ということが新聞等でも発表され、私ども知り得ているわけですが、市長が、やはり平和の問題ということ、常に熱心に取り組んでおられるということを私ども承知しております。やはり具体的にこういう事件が起きたときに、どのような行動をとるかによって、市長の真意というものが私どもははっきりしてくると思うんです。よその自治体の意見をまとめてというようなお考えのようですが、日本は非常にソ連の、そうした核の脅威のもとに今さらされております。現実、1980年には、沖縄でソ連の原潜が事故を起こしております。1984年にも日本海の沿岸でソ連の核ミサイルの潜水艦、事故を起こして火災を起こしております。非常に危ないことを日本の周りでさんざんやられているわけです。特に、ヨーロッパの諸国では非常に穀倉地帯でもありましたから、その国の食糧の需給のバランスまで崩すような大きな被害が出ているということであります。日野市長として、個人のお考えで、やはりこういう機会に具体的な行動を私は起こされても、だれも非難する者はいないと思うんですが、去年夏、森田市長はソ連を訪問して、不戦の誓いというのを何かソ連との間でやってこられたわけでありますが、幾らこちらが不戦の誓いをしましても、現にこうした迷惑を受けているのは日本側、私どもであるわけです。独目の何かお考えをお持ちで、その上でアクションを起こしになる気持ちは全くないのか、あくまでよその自治体の意思等を聞いて、というお立場なのか。積極的に対応されるか、消極的にあくまでおやりになるのか、もう一度お答えをお願いをいたします。

それから、老人給食の、いわゆる日野方式の件ですが、私がお聞きしたいのは、新聞記事や、それから、日野市の広報を読んだ範囲では、よく業務の分担がわからないわけです。当初予算で、日野の福祉事業団に補助金が出ますというのは、民生費に出ておりました。至誠学舎が実際にやるというのは、その予算書の中にはたしかなかったと思いますが、実際の業務は至誠学

舎がやっているということで、どういう仕事の分担、業務の分野になるのか具体的に説明をいただきたかったわけでありましたが、ちょっと外郭だけのお話であったようであります。もう一度、私がよく理解できるように御回答をお願いします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 仲田留保地に予定いたします体育館は、その資金負担を軽くするということと、それから、ある程度住宅団地を、誘致という言葉は無理かもしれませんが、要するに地域の活性化に役立てたいということも、あわせ考えられるわけでありまして。それで、今、立体複合とこうおっしゃいましたけれども、立体複合ではなくて、体育館は体育館で建てる。そして、他の留保地の部分を、よその活力を導入する形で目的を達成しようと、こういうことでありますから、そのように御理解をお願いいたします。別段体育館の上に屋上屋を架すと、そういうことではないわけでありまして。いずれ私もまだはっきり検討結果を承知しておりませんので、御意見を聞く機会を持ちたいと、こう思っております。

それから、ソ連の原発事故は、極めて遺憾なことであることは言うまでもありません。したがって、釈明の余地もないわけでありまして、あくまでこれは原発の事故であって、核兵器ではない。しかし、核兵器の燃料は原発の副産物である、こういう因果関係もあるわけでありまして、いろいろ世論に批判を受けると、こういうことであります。したがって、ちょっと質問の観点が何かはかりかねるわけでありまして、遺憾であるということは、これは間違いない。近隣あるいは遠隔の地域からも非難をされておる。当然であると、このように思うわけでありまして。何か自治体としての統一見解のようなものに当てるべき問題だ、というふうに考えております。

それから、老人給食はダブル委託だということだと思えますけれども、福祉事業団をつくりましたゆえんは、これから高齢化社会、あるいはその他障害者にいたしましても、つまり特別の在宅福祉、あるいはその他の福祉を求める側に対しまして、機能的な行政サービスのできる、そういう仕組みのために設けたのが福祉事業団であります。したがって、その事業の一つとして、給食を定款にも加えたわけでありまして、なお、その給食は、現在は至誠学舎に依頼しているわけでありまして、別の方法も開発をして、できるだけ地域地域の細かいニーズに合わせていきたい。その仕事を担当するのが、やはり福祉事業団であると、こういう考えでお

おります。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 大体わかってきました。3月議会の折に総合体育館については——まだ会議録が配られておりませんので、はっきりは私も申し上げられないんですが、いろんなやりとりがありまして、私が受けた印象では、何か立体的な、いわゆるげた履きの形の体育館住宅というものを構想しておられるように私は印象を持ったわけですが……（「そうだ」「反対しましたよ」と呼ぶ者あり）今の市長の答弁では、いわゆる保留地の中に体育館と住宅、これが混在するような形で別建ての考えを、今施設をつくるというお考えをお持ちだ、というふうに今承りました。どちらが私、市長の本意なのか、私の受け取り方が間違っていれば訂正をしていただきたいと思います。3月の時点から今日までの経過の中で、市長のお考えが変化したのかどうか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。また、どの段階で、いわゆる市民の声、つまり体育関係者の意見等を聞いていくのか、具体的な今御回答ございませんでした。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 体育関係者の方々に対しましては、一応の計画どおり、8,000平米級の本格体育館をつくるということに相違がございませんので、そのように説明をしていきたいと思っております。

それから、土地の立体利用という言い方をしたと思っておりますが、私も、体育館の一部が住宅に重なるのかな、というふうに思っておりましたが、分離して建てられると、こういうことで今のところ検討をいたしております。そういうことでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） それでいいんですが、市長がわざわざ行政報告の中で、3月議会でこの件を報告されたわけですから、ところが、何か市長はその報告の段階では、誤解をしておられたようでございます。少なくとも、市長の行政報告なさるときに、正確に、やはり企画当局、事務当局が検討した内容を、多少説明不足もあったのかもわかりませんが、かなり違ってきますね、立体的につくのと別の建物をそれぞれ設けるということでは、市民の受け取り方も印象としては非常に違ってくると思います。行政報告なさるときには、十分よく打ち合わ

せをされて、正しい内容を議会に対して報告をしていただきたいと、このように思います。

それから、私最初に申し上げましたように、体協関係の皆さんの御意見を聞きますと、市長の3月議会での構想、これは大変最初に申し上げましたように不評を買っております。十分に関係者の意見をお聞きいただいて、そうした意見が反映をされるようお願いをしておきたいと思います。

なお、先ほどの原発事故の件については、もう答弁は結構ですが、こうした地球の環境を汚染をし、破壊をするような事故が起きたにもかかわらず、そういう情報を出さないという国は、随分秘密主義といいますか、その閉鎖主義というのは病的なわけですが、やはり市長として、こうした環境の問題、平和の問題、熱心に取り組むということをおっしゃっているわけですから、具体的にこうした事件が起きた場合には、それなりの市長の見識を私は示してもらいたかったと、こういうふうに思います。だれもそれを行うことによって文句を言う人はいないと思いますので、ひとつ勇気を持って、たとえ相手がソ連でもひとつ頑張っていたきたいと、そう思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 2点質問をいたします。

第1点は、先ほどの石坂議員の質問に関連いたしますけれども、宅地規制法以前の開発された地図混乱区域の問題解決に、梅ヶ丘地区にも取り組むというふうな話でしたが、同様な問題を抱えております南平の松風地区の問題でありますけれども、国土調査法による地籍の調査、これの作業までは確定していると思うんですが、その後の財産処理についての進行状況がどうなっているか。それから、この問題解決についてはどのようなスケジュールで取り組んでいるか。大分前からこの問題については取り組んでいるわけでありましてけれども、ある段階までは進んだんですが、その後、遅々として進まずという感じでございますので、梅ヶ丘地区よりも以前に、もう既にこの問題解決に取り組んでいるわけでありまして、この辺の問題解決への熱意といいますか、そういったものについて熱意も含めて問題解決のスケジュール、現在の進行状況、そういったものを御説明いただきたいと思います。

それから、第2点は、商工会の問題であります。これは、非常に微妙な問題でありますけれども、日野市が多額の補助金を出しているという、いわば市民の税金がたくさん出ているとい

う立場から、まるっきり無関心でもいられないということで、あえて申し上げるわけでありま
すけれども、商工会、近年はいろいろと内部の事情もありでしょうけれどもトラブル続きで
ありまして、円満な運営がなされてない、というふうに受けとめているわけであります。

そういった過程の中で、それぞれ部会の立場での主導権争いといっちゃ言い過ぎかもしれま
せんが、工業部会、建設部会、商業部会とあるわけでありまして、これまで工業部会が
総代の数を30名、そして、建設部会も30名、商業部会が45名という総代の構成でありま
したけれども、それが、商業部会だけは45名から90名に変えた、ということがあったわけ
でありますけれども、商業部会の数が90名にふえた後の、今度の新しい人事体制の中で、数
を頼んでの方向づけといえますか、そういったことが目に見えて最近起きているというふう
に承っているわけであります。工業部会の部会の人事、あるいは建設部会の部会の人事、これま
での慣例ですと、それぞれ部会の意思があらわされるように、各部会で人選をして、それを諮
るというふうな形で円満に行われてきておったわけでありまして、今回の場合には――
私自身も商業部会でありますので、ある意味では商業部会の立場ですけれども、しかし、是々
非々の立場で考えますと、必ずしも民主的じゃないなというふうに思うわけでありますが、工
業部会なら工業部会の人事が、工業部会で既に人選を決めて示したところを、それを否決して、
いわゆる執行部側が、執行部の意に沿う人材で固めるような案を出して、そして、工業部会及
び建設部会の意思をあらわしているその案を否決して、いわゆる現執行部の体制に意に沿うよ
うな形で、それぞれの部会の役員を決めた、という経過があったように聞いております。その
辺のところは、しかし、いろいろ実際に内部に直接入り込んでいるわけじゃありませんので、
軽率なことは申し上げられませんので、ひとつこれは担当部の方でよく調査されまして、それ
がもし事実であるならば、それなりの補助金を出す側として民主的な運営を求めるということ
で、場合によっては補助金の支出も拒否するぐらいの姿勢で、指導といえますか、方向づけに
ついて市側も役割りを果たしてもらいたい。

と申しますのは、今の商工部会は、そういう意味で数で事を運ぶような形になってしまいま
して、歯どめがきかないというふうな、どこも牽制するところがない、牽制作用をするところ
がないということで、いろいろ懸念もされるわけでありまして、この件については、ひとつ
強く調査されて、今議会の最終日あたりに、その事実確認をしていただきまして、その調査
の上で市側がどのようにそれを受けとめ、補助金出す立場から、どのような形で商工会に対し

て方向づけをするかということ、ぜひやっていただきたい、というふうに思います。これは、商工会では零細な業者もたくさん加入しておりまして、工業部会、建設部会、特に工業部会は大手の会社が多いわけですが、こういう非民主的な運営であるならば、もう脱退しようかみたいな気運もあるそうでありまして、もしそういうようなことで商工会が正常な機能を果たせないということになりますと、零細な事業を営んでいる皆さんにも大きな影響を与えますので、ぜひこの問題については市当局としても真剣に受けとめて調査をされ、その結果について、大変申しわけないですが、今議会中に、できれば最終日あたりにぜひその点について御報告をいただければありがたいと思います。

以上2点でございます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の地図混乱地域というのに該当するのは、梅ヶ丘のほかに金久団地があります。直ちにというわけにはまいりませんが、一つの梅ヶ丘における研究なり実績なりを足がかりにして、漸次解決の方向をとらえていきたいと、このように考えております。松風団地は既存の水路を、これを廃滅させている。これが団地の欠陥になっておるわけでありまして、造成業者もあるわけでありまして。手続をとらせて解決に進めていきたい、こういう課題だと考えております。

それから、2番目の御質問の商工会に関する質問であります。商工会は、都市の公益法人として、商工、建設それぞれ大切な経済活動の振興を期する団体であります。したがって、内部が健全に運営されるということが重要なことでありますので、今後補助金等のことも、ことしは特に新しい事業が伴っておりますので、健全育成を期して支援をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 第1点の松風の問題については、どうすれば後の解決ができるか、というところまできているはずであります。要するに開発業者に対しての手続が、開発業者のなかなか会えないとか、同意がとれないというふうなところで足踏みをしているわけで、その足踏みの状態が、余りにも長いわけでありまして。したがって、その件について、市長自身も、ひとつそこまで来ているんだからということで、相手業者に対する熱意のある折衝を、き

ょうの質問を機会に、またぜひピッチを上げてやっていただきたい、ということを強く要望しておきます。

それから、第2点の商工会についても、健全に運営されるように指導していきたい、ということでもありますけれども、今回の問題について、いろいろタイミングとか时期的な問題もあるかと思いますので、新しい人事体制ができて、こういう問題が出てきまして、建設部会あるいは工業部会が、そういったことに対して、さほど不満を持ってなければ、おおよに構えておってもいいだろうと思うんです。しかし、現実には建設部会、工業部会の不満といいますか——いうものは相当なところまで来ているというふうに私自身は受けとめておるんですが、主観もありますので、そういう主観で事を左右してはいけませんので、そういう意味で、市側がひとつこの問題について、早急に事実関係といいますか、事情聴取といいますか、といったことをぜひなされて、何らかのやっぱり方向づけなり見解というものを、ぜひ今議会中に示していただきたい、ということを強くお願いしたいんですが、いかがでしょうか。その件についてだけ、もう一言だけ……。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 答えいたします。

商工会の61年度の総代会は5月28日に行われました。前会長の任期3年間を通じまして、ただいまのお話のような人事上のいざこざがございました。61年度の総代会におきましても、その流れが続いておりまして、必ずしもスムーズに会長が選出されたとは申し上げられないような状態でございました。と申しますのは、総代会にかけた時間が、最後の懇親会を含めまして、7時間ほどかかっております。商業部会对工業部会、あるいは建設部会との白熱した論議も、その総代会の中でございました。その論争のポイントにつきましては、工業部会、それから、建設業部会それぞれの部会の理事は、それぞれの部会の会員によって投票させてもらいたい。こういう要求を工業、それから、建設両部会から出したわけでございますが、商業部会はそれを入れませんで、全体の総代で工業部会、建設業部会の理事も選んでしまった。ということとは、先ほどの御質問の中にごございました90名の数の威力が、そこに出てきたわけでございます。建設業部会、工業部会それぞれそのやり方に不満を持ちまして、投票をやる前にその結果ははっきりしておりますから、退場をいたしました。一時大変不穏な空気が流れたわけでございますけれども、その後の理事会におきまして、建設、工業部会ともに、会長側、執行側の

人材以外の人材、端的に申し上げると反対派の方を部会の副会長にすえるというようなことをいたしまして、多少その険悪な空気は和らいでまいっております。

いずれにいたしましても、公益団体である商工会が過去3年間、そしてまた、現在も人事問題でこういういざこざを起こしているということは、もちろん好ましいことでございません。特に、今年度につきましては、今までの商工会に対する補助金のほかに、商業調査300万、それから、小規模事業関連の予算として1,040万を計上してございます。決して少ない補助金ではございません。この補助金を有効適切に執行していただかなければならないわけでございます。私どもといたしましては、正副の執行体制ができ上がりまして、すぐに市役所に来ていただきまして、市長を交えまして今後の商工会のあり方についていろいろ協議をいたしました。

私どもとしては、直接商工会の指導監督権はございませんけれども、先ほど申し上げたとおり、多額の補助金を出している以上、適切な運営についてお願いをするという立場は今後も続けてまいりたい。こういうような立場から、月1回の事務レベルでの商工会と経済行政との懇談会をぜひやってもらいたい。それから、2番目に、商工会事務局の中に業務日誌を置いて、その日誌に一日一日の動きを克明に記録をしてほしい。それから、商工会に対する補助金については、年2回に分けて支出をいたしますけれども、会計上の疑義を残さないように監査を強めてまいりたいと、この3点につきまして商工会側に申し入れました。商工会側といたしましても、61年度の方針の中に、小規模事業関連の仕事を一生懸命やるんだと、そういうことが書いてございまして、やる気は十分でございます。行政といたしましても、商工会の動きに注目をいたしまして、これを監視するというと大げさになりますけれども、商工会事務局と一緒に歩んで、間違いのないような方向に進んでまいりたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 小山良悟君。

○14番（小山良悟君） 今の人事の問題でも、やっていることは合法的なんですけれども、何ら法的には異議を挟めないわけではありますが、しかし、これまでは慣例として、各部会の人事は部会の意思を反映する、という形でやってきている。それが、今回そういった形で、商工会全体の総代の会の中で決めるというふうな形で、それぞれの工業部会、建設部会の意思を殺すような、そういう進め方をするから、いろんな問題が出てくるわけであります。市の補助金、それから、国を通じての都の補助金なんかも合わせて、4,000万以上の補助金が出て

いるはずでありますけれども、この問題については、改めて大ぜいの市民を代表する、税金を払っている市民の代表する議会から、民主的な運営を求める強い要望といたしますか、意見があったということで、私は会長にぜひその辺のところを伝え、そして、会長の見解をもぜひ求めてもらいたい、というふうに思います。

このままの形で、合法的にやっているからということ、数を頼んでの運営では、大変心配であります。私たちの税金が有効に生かされないという、少なくとも、工業部会、建設部会の意見も十分に反映するような使い方をしなきゃ困るわけでありまして、私自身は商業部会ですから言うことはないわけでありまして、市民の公平な立場に立って考えれば、これは是正といたしますか、改善の方向で強く――当事者ができないであるならば、補助金を出す立場の行政側も、強い姿勢でそれに取り組む必要があるんじゃないか、ということを痛切に感じますので、どうかひとつ生活環境部長の方からでも、あるいは市長、できれば市長の方からでも、商工会の会長に対して、懸念する声を伝えて、今後ぜひ方向を、どのように健全な形に持っていくか、ということについての見解を求めていただきたい、ということを強く要望して質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 大変他の議員から格調高い質問の中で、私の質問はちょっと格調は余り高くないんですけども、実は6月15日の日野市の広報の中に、日野市高齢者事業団が7月からリサイクル事務所を開設する、シルバー人材センターによって、いわゆるごみ資源の中から再利用を図っていく、という記事が載っておりました。大変これは時代柄結構な話でございますが、その中で私ちょっと一、二気にかかるなあという点がございましたので、質問させていただきたいんでございます。

まず1点は、リサイクルの中で品名が挙がっているのは、自転車、電気器具、家具類等となっておりますが、特に最近の駅前放置自転車、依然として条例設置されたといえども、まだまだ見るに見かねないような、いわゆるモラルの間われるような自転車の置く状態が始終続いておりますが、それらの中のものです――これには放置自転車ということは一切うたわれてないんですが、粗大ごみのみのリサイクルなのか、放置自転車も含めてのリサイクルなのか、その点についてまずお答えいただいてから、さらに質問させていただきたいと、かように存じます。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） お答えいたします。

自転車でございますけれども、このリサイクルにつきましては、放置自転車は含んでおりません。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 放置自転車を含まれてない中でリサイクルするというと、当然、粗大ごみか、あるいは危険物かに置かれた自転車のみをリサイクルすると、非常に少ない台数じゃないか。だとすると、月どのくらい予想で出るのか。それから、じゃあ放置自転車は一体どのような処分の仕方をされておるのか、その点についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 自転車でございますけれども、粗大ごみの中からは、月平均しますと118台くらい現在出ております。この中から十分再利用できるんじゃないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 放置自転車の処分の件の御質問でございますけれども、放置自転車につきましては、一たん高架下の駐車場に集めまして、そこで一定の期間そこに保管しておくわけでございます。それで、6カ月だと思いましたが、6カ月経過いたしますと、それは遺失物という形になります。そういうことで、それを今度は清掃の方に運ぶ。清掃では、そこで粗大ごみの機械で全部破碎しまして、それで処分していると、こういうことでございます。廃棄物ですね。廃棄物という取り扱いになりまして、結局一つも自転車の形態を残さないで処分すると、こういうことでございます。 以上です。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 今お尋ねいたしますと、いわゆる粗大ごみとして取り扱った月平均ですが118台程度をリサイクルする、放置自転車については遺失物との関連があるので、これは清掃——破碎機にかけて廃棄物にするということでございます。

さらにちょっと質問させていただきたいんですが、いわゆる遺失物扱いになる破砕する台数というのは、月何台くらいになるんでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 手元に資料ございませんので、後ほど調べまして、資料をもちまして御報告したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 本当は、台数が出ていただけると質問しやすかったんですが、結構でございます。後ほど結構ですから、お答えいただきたいと思うんですが、放置自転車の中には相当程度の高い、いわゆる物があると思うんですが、粗大ごみのところに置かれている自転車となりますと、中には乗り捨てで粗大ごみ置き場へ置く人もいらっしゃるでしょうし、原則として、今粗大ごみというのは、通告によって回収しているわけですから、粗大ごみ置き場に自転車があるということは考えられないわけですが、通告によって、いわゆる取りに来られる自転車のみを対象なのか、あるいは粗大ごみ、いわゆる危険物置き場に置いてあるところの自転車も対象にしているのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 自転車等の取り扱いでございますけれども、粗大ごみは、いわゆる個別収集をしております。市民からの通報によりまして、不用となったものを粗大ごみを収集するわけでございますけれども、この中には、もちろんおっしゃるとおり、再生できないようなものも当然あろうかと思います。それから、いわゆる危険物の中には、原則としてオレンジボックスの中には入りませんので、いわゆる粗大ごみとして出していただく、ということになっておりますので、先ほど言いましたとおり、個別収集で、収集したものに付きまして再生していくと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） それでは、さらにちょっとお聞きしたいんですが、自転車、いわゆる古いリサイクルする自転車というのは、たしか今自転車整備の技術資格免許というのがあったと思うんですが、そういったものをお持ちになっている方が整備されるんですか。高齢者事業団というだけで、免許取得者の整備ということは、ちょっと書いてなかったんです。その点ちょっと……。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 自転車の整備でございますけれども、そういった資格は特に必要ないと考えております。他市の例といたしますか、武蔵野市の例でございますけれども、そういった資格を持っていないと、このように考えておりますので、この会員の中には自動車の整備士とか、それから、機械等の免許はありませんけれども — ないと思いますけれども、そういった取り扱いのできる方がおりますので、まず問題はないんじゃないかと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 免許証を持ってない方がリサイクルして、それを有料で非常に安い値段でしようけれども、売り出すというふうに思うんですが、そういったときの、後の事故の問題なんか発生したときの責任の所在は — 免許証持っていれば当然その人になろうと思うんですが、日野市の委託するシルバー人材センターの高齢者事業団となりますと、例えばブレーキが、買って二、三カ月内にきかなくなって事故を起こした。そういうことがなければいいんですが、万が一という、そういったときの事故の所在というのは、はっきりしていられるんですか。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 事故発生の恐れがあるんじゃないかということですが、事業団の中に自転車の経営されております方、現役を退いておりますけれども、そういった方に最終的にチェックしてもらう。それと、もちろん厳格なチェックはするわけでございますけれども、高齢者事業団、何分にもお年寄りの作業でございますけれども、そういったことで、価格は極めて廉価でお分けするというものでございますので、その点、利用者につきましても、御理解をいただいて利用していただく、ということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 最後の1点だけちょっとお聞きしておきます。大体118台平均あって、何台ぐらいのリサイクルができるのか、という台数ですね。それと、有料だとおっしゃいますが、その程度によって違うんでしょうが、大体幾らくらいのお売りできるんですか、ということです。それがわかれば……。

それと、もう1点、最後にお聞きした——いわゆる私は当然広報見まして、放置自転車も該当にされるのかなあと思ったんです。放置自転車には、確かにこれを利用できないいろんな諸問題がからんでいらっしゃるから、これはやらなかったんだ、と今答弁では思うんですが、現在は破砕機にかけて全部鉄の処分として処理しておるということ等、これらはリサイクルする中で、非常に、何ていうか粗大ごみと放置自転車とのバランスというんですか、因果関係との、今度のリサイクルするについて、非常に微妙な関係を持っているだろうと思うんですが、放置自転車の処分の方法というものは、そのような方法きりないんですか。もっとほかに有効利用を図れる方法というものは考えたけれどもだめだったのか。もう、いや考えなくて、これが一番手っ取り早いからこうしているんだ、というような方法なのか、この3点ちょっと最後にお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 月平均118台という統計がございますけれども、この中で約1割ぐらいではないかと思います。これは、はっきりしたことは言えませんが、再生技術のいかんによるかと思っておりますけれども、余り手を加えて修理はできないんじゃないかと思っておりますので、なるべく質のいいものとなりますと、約1割ぐらいということになろうかと思っております。

それから、幾らくらいかということでございますけれども、値段につきましては、高齢者の作業をしている方に、所長を含めて決めていただくわけでございますので、私どもとしては、ちょっとそこまでは考えておりませんでしたので、御了解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 放置自転車の処分の関連の御質問でございますけれども、これにつきましては、今までやっておりますのは、今先ほど申し上げたような形で、放置を一定の高架下の方に、駐車場の方に置いて、半年経過しまして、それで、清掃部の方へ行って処分すると、こういう形式でございます。そういうことで、これからも放置自転車につきましては、利用につきましては、今後も研究してまいりたいと思っておりますけれども、現在の実態はかような方法で処分をしております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 今お話ちょっとお聞きしまして、不思議に思ったんですが、

再生自転車を、今年度この事業をやるに当たって、大体何台くらい売り上げて、幾らくらいの収入があるということは、全く予算査定の段階ではおやりになってなかったのかどうか、この点を確認したいと思います。たしかリサイクルの事務所の運営については、570万程度の補助金が出ていたと思いますが、約600万円のお金を使って、リサイクルすることによって、幾らそれでは市に入ってくるか、という検討が全くなされずに予算編成をやったのかどうか、今ちょっと気になりましたので、確認をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） かねて高齢者事業団の一つの社会参加の事業として、あるいは若干はごみ減量の施策として、より期待をするのは、今日、物を大切にしない風潮がありますので、使えるものはなるべく活用しようと、そういう精神運動の意味も含めて、リサイクル事業の必要を感じておりました。今年度から高齢者事業団の直接の事業というよりも、清掃部に拠点を置いて、そして、やれる方法でということによつての発足であります。したがって、何か大作業をやるというふうにとられても、なかなか将来のことまで御説明できない状況でございますが、できるだけ家庭訪問で粗大ごみを受け取るその中のものを原料としたい、という状況であります。事業団に対しましては、なるべく人件費等を――経営として成り立つようにと、単なる補助金のみを依存しないようにと、こういう意味であります。したがって、これから発足する仕事でありますので、なかなか全貌をあらかじめつかむということも困難でありました。

6月半ばの広報で発表いたしましたのは、清掃部にリサイクル事務所を設けて、リサイクル事業に取り組みます、ということ、市民に御理解を願う意味で公表したわけでございまして、確かに予算は清掃部の事業として建物費と、それから、車両の購入費、若干の運営費だと、このように承知しております。

これから発展をさせて実績を上げて、また堂々と御説明ができるようにしたいと、このような事業だというふうに御理解をお願いします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） いや、私は今驚きました。予算で大体500万円以上700万くらいだったと思うんですが、施設の借上料を含めてこの事業を始めるということでございました。今市長のお話では、建物の借り上げといたしますか、施設の費用と車両購入費等で補助

金を使うという御説明だったんですが……（「若干の運営費」と呼ぶ者あり）若干——じゃあこの補助金の内訳はどうなっておりますか。単なる精神運動で、物を大切にしましょうということであれば、全く収入のことは考えなくてもいいと思いますが、ただ700万円以上のお金を使って精神運動をやりましたということで、それで済む問題かと思うんです。やはり収入といますか、自転車を再生をさせて、使えるような状態にして売るということも、当然予算編成の段階では私はお考えになったと思うんです。しかし、それは大体どのくらいを見込んでおられるか、というのが全くおわかりにならないというのは非常にいいかげんな、いいかげんといっちは悪いかもわかりませんが、お役所仕事と言われても仕方ないんじゃないかと思いますが、収入はどのくらいになるか、というのは全くお考えにならなかったのかどうか。補助金は一体具体的にどういう使途が考えておられるのか。事務所——建物と車両購入費というようなことを今おっしゃったんですが、それでそんな金額になりますか——700万円近くも、どうなんですか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） リサイクル事業でありますから、もちろんこれを有償で、廉価の価格でもって市民の利便に供すると、こういういわゆるリサイクルの1サイクルが伴うのは当然でなければなりません。その収入というのは、そこに働く人たちの人件費に支出すべきものだ。もっと利益が上があれば蓄積ということになるかもしれませんが、当面は開設費という、つまりプレハブの建物の施設費と、それから、車両の購入費と若干の運営費だと、こういうふうに申し上げました。

4名の従業員が従事いたしますので、それを人件費、つまり時間給で補助を出すという仕組みではなくて、なるべく独立採算で経営をしてくださいと、こういう条件のもとに事業を発足しておる。その事業の今後の成果は、何か報告できるような事業として成長させたいと、このように申し上げたわけであります。細かいことしの予算の内訳は担当からお答えをいたします。

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 手持ちに資料がございませんので、細かい数字は……。ただ、1点申し上げておきたいと思いますが、自転車等の売り上げでございますけれども、この売り上げは市の収入ではございません。高齢者事業団の収入になるものでございます。その点だけ申し上げまして、資料をちょっと取りに行つてまいります。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 大変失礼いたしました。後で資料を提出して御説明を申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君よろしいですか。

○24番（古賀俊昭君） 担当の部長さんがおられませんので、市長でおわかりになれば市長にお聞きしてもいいですが、今部長のお話では、自転車を売り上げたお金は高齢者事業団——リサイクルのセンターに入ると、市の収入ではない、ということをおっしゃいました。それは、市長の今お答えになった独立採算という考え方に沿ってくるわけです。じゃあ、市の補助金が——私の記憶ですから不確かなんですが、たしか七百何十万かあったと思うんです。そうすると、それに見合う分の売り上げをある程度、最初から100%補てんできないまでも、昭和61年度は新たにこの事業を興こす。しかし、独立採算に行くまでに今年度はこのくらいの売り上げをひとつねらおうじゃないかという、当然その辺の——市長の考え方が独立採算ということですから、予算編成の段階では不確かな数字であるにしろ、何かあったはずですから、売り上げはどのくらい、1台幾らぐらいですか、という市川議員の質問に、当然お答えにならなきゃおかしいんです。

それから、4人の職員の方、職員というか、作業をなさる方がいらっしゃるということで、4人の方がそこでお働きになると人件費も大変だと思うんです。かなり一生懸命自転車を売らないと追いつかないと思うんです。その辺、私、補助金がどういうふうに使われるのか、今の質問聞いて、私ちょっと確かめたかったものですから、関連でお聞きしたんですが、ぜひ本会議でお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） それでは後ほど資料をお持ちした段階でお答えをしていただきたいと思います。高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君） 2点ばかりお伺いしたいんですけれども、1点目は、先ほどの秦議員と重複する点がございます。質問に入ります前に、もう一度ちょっと確認しておきたいことがあるんです。連絡パスの件なんですけれども、先ほど経路について、旭が丘小学校の西側からおりて、それで、山の下を通過して帝人の方へ抜けてくる。あそこの途中に、旭が丘小学校の東側から斜めにおりてきて、大平自治会へ下っていく通りがございます。あれは、片方を山の中から、緑地帯から坂を斜めに下ってきまして、それで、バスが今度通るところを横断

して、今度急にまた坂になっています。あそこは非常に危険な場所です。まして浅川の八王子の方から小学校の方へ上ってくる、あそこが4メートル道路ですか、非常に狭い上に坂になっています。ですから、あそこをよく事故が起きるということです。それで、片方はいけないことには広い方の道路が通常の道路で、上り下りの方が一時停止という形になっているんです。これを改善しないと、あそこは非常に危険じゃないか、というふうに思われるんですけども……。

それともう一つは、今伺ってましたら、やはり路線変更されたのが中央線の踏み切りから電車区の一——これは、10年前から要望していたところでございますけれども、一番肝心なところが今回外されてしまった。それは危険だということで外されたんですけども、これは今後どのように考えていただけるか。もうこのままで置くのかどうか、あるいは今後これからもう少し何とか検討していただけるものかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから、2点目ですけども、これは、せんだって私どもの方の自治会で、自治会の一斉清掃をやったときに、側溝の清掃をしたんです。側溝が詰まってしまって、ふたがありますので、清掃をしなければと思っていたんですけども、なかなかふたがあかないというような状態で、ついついほうってしまったんですけども、いよいよ側溝へ全部土が入ってしまって、水が全然通らないで噴き出してしまうというような状態で、つるはしやなにかを持ち出して、動員してようやく清掃はしたんですけども、いずれにしても、狭い道路ですから、ふたをしないとどうしても車が通れないというような状態な道路、これは日野じゅうにかなりあると思うんです。こういった狭い道路のU字溝の清掃、これは何とかして外注なり民間の業者に委託するなりして、市の方でできないものかどうか、その2点をお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

まず1点目の連絡バスの件でございますけれども、先ほど秦議員さんのときに申し上げましたけれども、旭が丘小学校の西側を南に行きまして、少し下るわけでございます。道路を突き当たりますので、それを左折をするということでございます。私ども並びに京王帝都、それから、警察署、それぞれ実地いたしましたして、道路構造上は問題ない、ということでございます。

それから、2点目の補助12号線の整備の問題でございますけれども、今考えておりますバス路線のコースにつきましては、補助12号線が改良され、バスの通行が可能になった場合に

は、すぐに変更できるような、そういう構想のもとで一部変更をしてございます。この道路の整備でございますけれども、御承知のように、区画整理をしようということで、日野市も調査に入っているわけでございます。今後、区画整理で抜本的な整備をするのか、あるいは道路事業として、当面安全対策を講ずるか、その辺の検討を進めてまいりたい、というふうな考えを持っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 3点目のU字溝に關します御質問でございますけれども、基本的には、U字溝につきましては、やはり地元の人に清掃していただくと、こういうことで、ぜひともお願いしたいと思います。ただ、U字溝のふたかけがしてありますところが非常に歩道化して、非常に固定されている、そういう箇所がございます。例を申し上げますと、吹上団地でございますけれども、これにつきましては、本年度から新たに予算化をとりまして、市の方でU字溝につきましては清掃していると、こういうことでございます。ですから、ふたかけして移動可能なものにつきましては、やはり地元の皆さんの御協力を仰がなければいけないんじゃないかと、かように考えております。よろしくどうぞ。

○議長（黒川重憲君） 高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君） 1点目の循環バスの件なんですけれども、今部長にお答えいただいたんですけれども、バスの通る道路は安全なんですね。ただ、そこと交差している所ちらも考えてやらないと、急坂で見通しが全然悪いんです。こっちからバスが来ても見えない、こっちから来ても見えない。しかも、そこが急坂だと。新しく免許を取られた方、また、女性ドライバーが、急坂で一時ストップするのが非常に難しいんです。だから、つい出ちゃうんです、道路まで。だから、この点はぜひ何とか考慮していただかないと、必ずまた事故が発生する危険性が多分にあるということです。これを強く要望しておきます。

それから、12号線、区画整理の中で考えるかということなんですけれども、これはもう昭和52年でしたか、その当時この道路を、12号線を広げてバスを通してほしい、という請願を出しまして、その当時1億8,000万、買収費とその他で組んでいただいたんです。それが実現見ずに流れてしまったということで、この道路に關しては、東、西平山にとっては東から西へ抜けるただ1本の道路なんです。ですから、これは区画整理とは別個に考えて、何とか広

げてほしい。以前、とうとうそれができないで、路肩の整備等をして多少は手直しをしましたけれども、まだまだ現在非常に狭い状態です。それと同時に、また、先行きこの道路に関しては、これからも積極的に拡幅をお願いしていくつもりなんですけれども、ここで逃げられる恐れがあるのは、鉄道の踏み切りです。これを広げなきゃならないんです。これが、踏み切りを広げるということは、非常に難しいというようなことは聞いておりますし、滝合小学校ができたときに、踏み切りを広げた経験があるんです。そのときには、電車区の踏み切りをまずつぶせと。いや、それはできませんと。そしたら、今度中込の踏み切りをつぶせと。いや、それも困りますと。あくまでも平山大踏み切りを広げてくれということで、我々も国鉄の方へ何回も行って、それでやっと広げたといういきさつがあります。ですから、国鉄がうるさいから、警察がうるさいからということではなしに、やはりお百度参りしてやっていただければ、何とかなるんじゃないかという気がします。そういったことで、この点も強く要望しておきます。

いずれにしても、西平山の一丁目から四丁目、これは、前回も申し上げましたとおり、区画整理をやるんだ、やるんだと言いながら、もう10年たっています。これから区画整理をやっても、また10年、15年という歳月がかかります。その間に、そこに住んでおられる方に、それまで辛抱しろということでは、余りに酷じゃないか。やはりここにいらっしゃる方たちも、それは、高い便利な土地を買いたくても買えないから、こういうところを買ってお住まいになるということだと思います。ですから、そういう情勢、これからそういうことの細かい点にも配慮いただいて、この人たちも大なり小なり皆さん税金を納めていられる方ですから、その点も考えていただいて、へんびだからほっとけばいいや、ということではなしに、積極的に対処していただきたいと、このように思っています。

下水の件につきましては、ただいま建設部長の方から、吹上の方でという話がございましたけれども、吹上に限らず、日野市にはそういった——日野は狭い道路が非常に多い。そこへどんどんうちが建ってしまう。うちを建てれば道路の排水、また、家庭の雑排水でU字溝、その場合にはふたをかけなきゃならない。ふたをかければ、詰まった場合には、なかなかそのふたがあかないということで、大汗をかくて市民がやらなきゃならないというのが現状でございます。そういったことで、ついせんだって、ようやく道路は下水の方の土はさらいましたけれども、さらった後は、今度は水の流れはよくなったんですけれども、今度は車が乗っていい音がたがた、がたがたさせてもらえる、という付録までついてしまったんですけれども、そうい

ったことで、以上申し上げました点、今後積極的に対処していただくようお願いして、終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 関連ですか。土方尚功君。

○４番（土方尚功君） 初めての質問ですから、関連で市内循環バスの運行の実施の関係でございますけれども、我々の地域といたしましても、中央高速道路を挟んでバスが通るという中で、非常に関心を寄せている状況でございますが、中央道の南側の一部対面交通になっている部分の状況、それと、先日どうも交通量の調査等も実施をしていた様子でございますので、そこら辺の状況がわかりましたらお話をいただきたいことと、ほかにも西部の方で今地域の変更というような路線の変更ありましたので、そういった関係についても、非常に関心寄せている中なので、もし変更図等が出していただければ一応いただきたい。

ほかにもそういった問題が表面的には出てきていなくても、こういった部分に問題があるんだ、というようなところがありましたら、一応この場でお話をいただければ、ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 今計画しております巡回バスの問題点は、ただいま話題に出ておりました補助１２号線の問題、それから、ただいま土方議員さんからお話ございました中央高速道の側道の問題でございます。中央高速道路の側道の問題といえますのは、下り線の側道でございます。これは、一部い沼の方から中央高速道路に斜めに接する道路がございます。それから東にかけまして約１２０メートルが相互通行になっております。これは、地元の居住者の利便を図るために、警察当局としましては、一方通行を当初計画をし、実施したわけでございますけれども、その後、要望が強かったものですから、１２０メートルの区間の一方通行を相互通行に変えたわけでございます。この道路幅が、車両の通る有効幅員約３メートル６０でございます。非常に感覚的には一方通行の感じで、東側から西に下りに通るわけでございます。その中に１２０メートルの相互通行がございますので、警察としては地元の方に、以前から全面的に一方通行にするように働きかけをしていたわけでございますけれども、それが実現せずに現在に至った。今回の巡回バスの通行に際しまして、全面的に一方通行にしたいということで、市の方から地元一方通行の完全実施を現在お願いをしているという状況でございます。

それから、本年の6月の11日でございますけれども、一方通行にからむ問題といたしまして、現状把握を本来なら警察署がやるわけでございますけれども、巡回バスの問題もございすので、市が交通量の実態調査をいたしました。これは、かなり細かな調査になっておりまして、もし必要でありますれば、後日差し上げて結構でございます。

簡単に申し上げますと、ただいま申し上げました下り線の側道は、午前7時から午後6時まで2,634台の大型車並びにその他自動車、バイク、自転車等が通るということでございます。そのうち120メートルの相互通行部分の車でございますが、この7時から6時までの時間に、5台反対側から車が走るという状況でございます。これらの資料を警察に提出いたしまして、警察の方の判断も今仰ぐところでございます。

それから、最後に変更図の提示の問題がございました。あす全議員さんにお配りをいたしたい、というふうに考えております。なお、本議会の交通対策特別委員会には、この路線の経過並びに現状につきまして詳細に報告し、御意見を伺いたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 先ほど古賀俊昭君の質問の中での保留になっておりました部分、清掃部長より答弁をいたします。 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 大変失礼いたしました。それでは予算面につきまして御説明申し上げたいと存じます。

まず使用料及び賃借料でございますけれども、ここで170万計上してございます。これは、リースによる建物でございます。約20坪のもので、土木工事、電気工事、排水工事、解体工事等を含んだ170万でございます。それから、備品費といたしまして、運搬用の自動車1トン車でございますけれども、底床ボディーのパワーリフトでございます。不用品を家庭に取りに行く場合に使用する車でございます。これは、事業団に貸与というものでございます。失礼いたしました。建物でございますけれども、リースによりまして、これを事業団に、これも貸与するものでございます。

それから、19の負担金・補助及び交付金でございますけれども、ここで、いわゆる備品、それから、リサイクルに必要な備品、それから、人件費、それから、消耗機材、光熱水費、燃料費、自動車保険料と含めまして572万4,000円でございます。そのほか電話の架設費といたしまして9万4,000円、それから、自動車の重量税の3万2,000円を含んでおりまし

て、合計で915万円でございます。

先ほどの人件費の分でございますけれども、人件費分といたしましては476万2,000円でございます。所長、それから、会員——一応2名となっております——の計算でございますけれども、476万2,000円でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） やっとわかりました。しかし、ちょっと納得いかないのは、これだけのお金を使ってリサイクル運動ということが銘打たれておりますので、これは、事業をやれば、日野市高齢者事業団に大体このくらいのお金が1年間に入ってくるんだ。つまり売り上げはこの程度になるという予測が、全く立てられていないということは、非常に不思議です。独立採算に持っていこうとしますと、大体500万円以上の売り上げがないと独立採算にならないわけです。市から、ただ一方的に人件費だけでも476万円、この予算書では補助金が572万4,000円と出ております。今年度はスタートの年ですから多少は赤字になるにしても、一方的な市の補助金の持ち出しがいつまでそれでは続くのか、いつごろには独立採算の体制が確立できるのか、その見通しはどうなっておられるか、お答えをいただきたいと思います。

リサイクルということは、利幅は大変薄くても、本来経済価値が非常に減少したものを、我々が手を加えることによって、他の人たちが利用できる価値まで高めて、そして、幾らかの収入が期待できる、というのがリサイクル運動だと思うんです。（「本末転倒」と呼ぶ者あり）この事業がもしないとすれば、市は700万円以上のお金を出さなくて済むわけです。節約ができるわけです。事業をやることによって、これだけの赤字を生むということになれば、この事業の目的が一体どこにあるか、ということになってくるのではないかと思います。見通しはどうなんですか、事業をお始めになった以上は、そうしたものが計画としてあるはずです。しかも、市長もおっしゃいましたように、補助金ですから、ただ、だらだらと出し続けるのではなくて、独立採算に早く持っていきたい、ということをおっしゃいました。その時期はいつごろなのか、具体的に回答してください。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） この事業は、再生原料になるその原料を受け取るシステムと、

それから、若干の手入れをして、そうして販売をするルートと、こういうのが一貫性でないと、本来の目的を達成しがたい、こう考えております。それで、旧庁舎の周辺に展示販売所、あるいは作業をしながら販売のできるような場所があれば一番理想だと思いましたが、要するに用地が全く当てができませんので、とりあえず清掃部にその場所を定めた、ということであります。いずれ販売のできる場所、つまり展示販売のできる場所を設けたい、と思っております。あるいはバザーを開くとか、そういう形で大量処理をしなければ、いいリサイクルにはならないと、このように思っております。

したがって、なるべく人件費等で一方的な支出にならないように、しかも、高齢者事業団の会員の方には、社会に参加するという意義と、それから、器用さを活用するという、そのような期待が成り立つわけでございますので、2年、3年かかるかもしれませんが、立派な事業として社会に位置づけたいと、これがねらいでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長の説明は、それなりに一つの筋が通っていると思いますが、今の予算の内訳見てみますと、清掃部長のお答えですと、476万2,000円が人件費だということです。つまり補助金のほとんどが人件費に消えるということになるわけです。ですから、よほど自転車や家庭の電化製品、家具などを、かなり精力的に修理をして売らないと、人件費も賄えないということになるわけで、市長、お題目では独立採算だということをおっしゃいますが、とてもおぼつかないんじゃないかと思うんです。少なくとも61年度事業をスタートされるに当たって、今年度当初は多少赤字になるにしても、このくらいの売り上げは期待できるのではないかという、そういう数字も全くなしにリサイクル事務所の開設を行われたのかどうか。そうした予算編成の段階で、予算委員会で質問も出なかったんじゃないかと思いますが、その点教えていただきたいと思います。

それから、私はやはり高齢者事業団の会計に、幾ばくかなりとも、やはり資金的にこの事業を行うことがプラスになる、そうした体制を十分に検討してつくった上で、こうした事業をやるべきだと思うんです。ただ補助金をいきなり——満額赤字という形で、一たんこうした事業を始めて支給をしますと、なかなかこれを改めるということは難しいと思うんです。先ほど、1台幾らかというような目安も何もわからない、ということをおっしゃったんですけれども、とても信じがたいんです。そうしたいわゆる出す方は、いろいろ内訳今お聞きしましたが、入

ってくる方の具体的な数字というものは全くお手元にあるのかどうか、もう一度確認をいたします。（「もう一度練り直し」「なければならないでいい」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君） 歳入といいますか、売り上げの件でございますけれども、他市の例を見ましても、3,000円ないし5,000円じゃないかと思っております。その中で、月10台といたしましても、かなり歳入としては採算に合わないわけでございます。しかし、資源を大切にするという意味では、市民の皆さんに十分理解していただけるんじゃないかと思えます。ちなみに、粗大ごみでございますけれども、やはり自転車を含めてでございますけれども、自転車以外にもかなり程度のよいものもございます。これらがすべて破碎されて処分されてしまうということで、トン当たり2万円以上かかっております。これが、処分されないで少なくなる、ということでございますれば、当然、費用といたしましても処分費は少なくなるというわけでございます。したがって、この補助額そのものが全く一方的に出されているというわけございません。その陰には相当の減量化が図れるんじゃないかと、このように期待しているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私、事業として発想は悪くないと思うんです。しかし、資源を大切にということを、今部長もおっしゃったんですけれども、資源を大切にということであれば、そうです、税金も大切に使っていただかなきゃいけないわけです。大体1台3,000円から5,000円で、月10台くらいじゃなかろうかということをおっしゃったんですが、だとすれば700万円以上のお金をかけて、1年間に大体入ってくるお金は三、四十万、50万行か行かないかでしょう。そうした行政のあり方というのが、果たしてそこまでは——果たしてやらなくちゃいけないか、ということを私非常に疑問に思います。これをこのまま——資源を大切にということであれば、そのまま燃えないごみのオレンジボックスに入れば、ちゃんと破碎機にかかり、そして、金属は、鉄分は鉄として、非鉄金属は非鉄金属で、ちゃんと分けて、日野市はそれを売却して幾ばくかの収入があるわけです。別にこれ、どこかに捨ててしまうわけじゃないんです。ですから、資源を大切にすることは、何もこれだけ大きなお金をかけて、メリットが何もない——発想はいいんです。発想はいいんですが、こうした形で、

果たしてスタートしたことは非常に問題があるのではないかと思います。市長の独立採算の構想も幻ですし、いつになったらそれが実現するのかもはっきりおっしゃれない。ことし1年間終わりました、決算の時期に、果たしてどういう支収が出るか楽しみにして見守っていきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 私も、市議会議員になりまして、日野市のことを少しずつ勉強しております。そして、今大変私疑問に思っていることがあるわけであります。と申しますのは、森田市長さんは、憲法を市政に生かそうと言っております。しかしながら、日野市の基盤整備、区画整理の問題を見ても、必ずどこか1カ所は残しておるんです。残しておる場所があって、その人たちは30年も近く住んで道路が舗装にもならないで、どろ道で困っている人がたくさんいるわけであります。そういう中で、私は市長にお尋ねしたいんです。

特に基盤整備とは、都市基盤の整備については、事業計画がしっかり立って、そして、図面どおりに推進していかなければ、なかなかできない問題であると思います。そして、私、今回——きょうは石川要三さんのチラシ入ってましたけれども、私、甲州街道のバイパスと、要するに立日橋から来る道路をつないでほしいと……（発言する者あり）少し応援しております——そのことを言うておりました。そしたら、よし、それを手がけてみようということで、実際、都や国に、やはり事業計画なるものを立てて、そしてその中、事業を事業として認められて、初めて予算化されてくるものであると思うんです。そして、私、今これから申し上げるのは、日野市における今下水道、それから、基盤整備しております。この箇所について、当然これは国庫補助金、都の補助金等がおりになっております。これは、全部その事業に関係しておる中の3分の1なら3分の1、2分の1なら2分の1という金額を、補助金をもらって事業を進めているのかどうか、これをまず1点をお聞きしたいと思います。

それと、私これは、本当は私申し上げるべきではないかも知れません。今私たちは、道路対策で日野駅の甲州街道の歩道の幅員の拡張工事の申請を、私たちまた地域の住民と要望書なり請願書を出しております。そして、建設省の、ことし要するに調査費が300万ついたわけであります。そして、議会や向こうの係長、課長の見解は、要するにあそこの幅員を現時点で広げるというのは、まず不可能であるということなんです。そして、もし広げるとしたら、日野駅の、要するに旧ホームへ上がっていきましてあの階段を取り除いて、そこを通して、そして、こち

らに1メートルある幅も向こうに寄せて拡幅工事をする、という大体構想なんです。これになった場合には、当然駅舎を直さなきゃならないわけです。駅舎についても、私、先ほど市長に申し上げましたように、神明上なり、また、本町三丁目、それと大坂上の区画整理事業とともに進めていったら、この問題は解決したわけです。そういう面で、やはりしっかりした計画を立てていけば、やはりこの問題は私解決できたと思うんです。

今私たち請願等を出してから、交通の混雑している時点に、あそこの場所で通勤時、通学時の状態を見ております。大変危険なんです。ということは、一部の人は車道を通って駅の方へ来るわけです。そうすると、車も渋滞しておるし、バイクがずっと入ってきて本当に危ないことを多々見ておるわけであります。そういう面で、ぜひ市長がそういう駅舎を直すということについては、国鉄の民営化等ありますから、すぐはいかないと思いますけれども、やはり事業計画なるものを立てて、そして、建設省の調査費受けて、そして、歩道をつくるという構想があるわけですから、そういう事業に乗れば、それは十分市民の要望にこたえられると思うわけですけれども、今申し上げました2点をお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野駅ガードの拡幅ということは、多年の懸案であります。建設省相武事務所、並びに国鉄当局、日野市、三者で今研究会というべきものを設けております。私も、建設省が予算を調査費をつけられ、それから、人のトリップ調査という短時間の移動調査を行い、ようやくそれらの状況のもとに、昨日、ある設計を、このように進んでおるといふふうに、担当の者から報告受けました。その資料がございますので、ひとつこの会期中のしかるべき機会に、現段階の説明をさせていただきたいと、このようにお答えをいたします。

そういうことで、日野駅舎の改造ということも、国鉄当局に申し入れております。その際に、現在の駅舎を何か民俗文化財の展示場に展示するような意味でいただきたいと、この意思表示もいたしております。それから、駅舎周辺、立体構造の計画によって、駅全体を線下駅におさめる、そういうふうな計画も今当局と交渉をしつつあります。国鉄は、今日御承知のとおり、必ずしも積極的な姿勢はないわけでありますけれども、日野市の要請には何とかこたえたい。ただし、経費負担等は相当依存されるということを承知の上で、交渉を進めております。機会を見て、またこのことも御報告をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 天野輝男君。

○ 6 番（天野輝男君）　　もう 1 点一番必要なことを聞いてないわけです。区画整理を一日野市の、終わってないところの、まだ道路が整備されてないところ。特に、その道路がまだ砂利道でぬかっている状態なんです。その道を、一日も早く私は解決していただきたい、と思っておるわけなんです。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　場所等を十分精査いたしまして……（「場所をお教えます」と呼ぶ者あり）直ちに可能なものは解決をします。（「大坂上二丁目ですよ」と呼ぶ者あり）大坂上二丁目、あるいは柳町の場合には、前にも御質問ございましたが、土地の所有の問題でなかなか難しい状況があるというふうに一応の答えをしておりますけれども、なお今後も積極的に交渉を持って解決を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○ 6 番（天野輝男君）　　それと、補助金について、要するに都市計画の事業の補助金、すべて都や国の補助金を取っているのか、それをお聞きしておるわけですが……。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをします。

都市基盤整備に係る国及び都の補助金等の確保はどうかということでございます。都市基盤整備といいますと、道路、公園、下水道、それから、区画整理事業、これらが主なものでございます。61年度につきましては、予算書をごらんになっていただき、また、60年度につきましては、既に5月末で決算を固めて、今決算の報告書を作成中でございます。いずれ議会にも承認を求めるべく御審議をお願いするわけでございます。その中でひとつごらんをいただきたいというふうに考えます。国及び都の補助金等につきましては、それぞれルールがございまして、最大限全庁的に努力をし、確保している状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○ 6 番（天野輝男君）　　私は、この問題について調べておるんです。それを見ましたら来てないんです、補助金が。だから私質問しておるんです。それは、この事業については一番、教育費とか民生費、こういうものについてはきっちり来るんです、3分の1ずつ、しかしながら、基盤整備、都市基盤の事業については、来ないんです。これはなぜ来ないかと言えば、事業計画を出して、そして、その中から認可をもらわなければおりないんです、金が。だから来

ないんです。だから、そういう面では、やはり東京都なり国に働きかけなければ、この補助金はおらないということを私は知っておるんです。だから、私はあえて質問しておるんです。だから、そういう面で、もう少し真剣に仕事をやってもらわない限り、私たちは——本当に日野市のために私たちなろうと思って出てきたんです。そういう面で、もう少し市長みずから補助金等を取るにはどうしたら取れるのか、もっと研究していただきたい。

またもう1点は、市長さんが先ほど申されましたけれども、やはり市長の考え方は、憲法を市政に生かそうという考え方持っているんですから、憲法の基本的なものは何ですか。基本的人権の尊重という、そこにすべてかかってきているんです。そのあたりをよく踏まえて、一人ひとりの人間を大切にする、これが、これからの高齢化社会を迎えての、私たちの一番願うところであると私は思うわけであります。だから、一人ひとりの困っている人の問題をどうしたら解決つか、このあたりを市長はもう少し真剣に考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手許に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。——なければ、これをもってもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後8時 3分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第55号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第55号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認についてであります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年6月6日付で専決処分したものであります。改正点は、条例第16条に定める期末手当100分の140を100分の139に改めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは御説明申し上げます。

議案第55号でございますが、一般職の給与条例の一部を改正する条例を制定する専決処分の報告でございますが、期末勤勉手当の支給で、支給割合が変更になりました議案でございます。6月6日に専決をさせてもらいました。これにつきましては、組合との関係がございまして、期末手当の組合との団交を三度持ちました。そして、その間、1時間ストというようなことが2回行われまして、市長会、助役会、そうしたものを踏まえまして、6月4日から6月5日にかけての最終団交で、5日の8時45分に1.99カ月を回答、提示したということでございます。

それで、内容につきましてでございますが、1.99は、今提案説明いたしましたように、現在は100分の140でございます。新旧対照表の6ページ、7ページをお開き願います。その100分の140でございますが、そこを100分の139ということでコンマ1ですかー1のマイナスになっております。これが期末手当でございます。これに勤勉手当の0.6を足しまして1.99という数字でございます。

それから、支給額でございますが、昨年度は平均いたしまして52万2,544円でございます。それが、今年度ベースアップもありましたので、今6月期の支給額は55万1,518円という数字でございます。総額にいたしまして7億8,150万という、とうとい税金を使つての支給でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 先ほど全協である程度の説明をお聞きしたわけでありますが、全協の席で参考資料として配られました、昭和61年度6月期末勤勉手当についてという資料に、私は誤りがあるのではないかと思うんですが、昭和60年度6月期妥結額の数字は2.01カ月ということで出ておりますが、これは間違っておりませんか、いかがですか。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） コピーされた60年6月期2.01カ月でございます。これは、実際に支給したのが日野市以外は2.01カ月でございます。日野市のところが、そのまま「〃」に合計になってます。確かに誤ちでございます。2.015カ月でございます。失礼しました。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 全協という非公式な場ですけれども、私どもに、期末勤勉手当6月期のボーナスの説明する際に配られた資料に、日野市の部分に間違いがあるというのは、大変ささいなことかも知れませんが、説明を受けた私どもにすれば、非常に不愉快です。昨年、昭和60年の6月期の期末手当は、ちょうど市長選挙の後でありましたから、日野市だけ0.05カ月、1人平均1,300円、当选祝いみたいなものがくっついて支給されたわけです。そのことがこれには出てないわけです。正確な資料ちゃんと配ってください。これ間違っているでしょう。もう一度確認します。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 御指摘のとおり、日野市以外は2.01カ月でございますので、そのまま持ってきて、日野市だけが0.15カ月なのをそのまま「〃」ということ、非常な不謹慎な勤勉手当の表を出しました。早速訂正いたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 資料は正確なものを出してください。市長にお願いをさせていただきます。

それで、全協で聞かれた部分は省略をしまして、平均支給額は今お話になりましたが、いわゆる部長級、課長級については管理職の加算分が今回も加算されていると思います。部長、課

長さんの方はいいとしまして、一般職の方の最高は幾らなのか、一般職の方の最高を回答していただきたいと思います。

それから、本会議の席ですので、先ほど交渉経過を大まかに触れられましたが、1時間ストライキが行われたのは何月何日と何月何日なのか。2回だということでしたが、きちんともう一度お答えをいただきたいと思います。それから、スト参加者に対する処分を市長は考えているのかどうか、その点についての御回答もお願いをいたします。

平均支給額は、今お話がありました昨年との対比も今説明の中でありましたので、それだけひとつお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは1点目、2点目につきまして御説明いたします。

一般職の最高と最低でございますが、一般職の最高が8万6千917円2角でございます。それから、最低が先ほど申し上げました1万6千578円5角でございます。

それから、二度にわたりましてのストライキでございますが、全協で申し上げましたんですが、6月の3日でございます。それから、6月の5日でございます。以上2日間でございます。

それから、3番の処分につきましては、御承知のように、ストライキは地方公務員法の37条によって禁止されております。そうしたことで、それに基づきましての強い指導、それから、通達というものは毎回のごとく出してしております。そうした中、また今回のストライキ、それから、座り込み、そうした中でも、非常に前回よりはビラとかそういうものは非常に少なかったということは、管理職初め理事者、市当局の努力によりまして、非常に少なくなってきたということは言えると思います。そうした中での処分でございますが、一応、地方公務員法の第37条によります違反であるということは認めておりますが、現在までその処分ということについては、まだ行った経過もありませんし、また、十分そうしたことは団交の席やなにかにおきまして、あるいは事務折衝の中におきまして、そうしたことを常に口に我々は出して、そして、ストライキの中止、それから、我々はやはり市民にサービスするという、その精神ということで説得もしてやってきたわけでございますが、今のところストライキを中止するまでは至らなかった、ということでございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） もう一度市長にお尋ねをいたしますが、違法ストライキに参

加をした職員に対する処分について、市長はどのように処分をするのか、しないのか、市長のお考えをひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、私ちょっと今お聞きしなかったんですが、部長さんの最低の方は——今回から管理職で加算をされておりますが、どの程度の金額になるのか、参考までに部長さんの最低をひとつ教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは最後の部長級でございますが、部長級は97万85円です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 各種の給与に関する交渉事で、違法なストライキに類似する行為をとることは、甚だ遺憾であります。処分ということまではいたしておりませんが、厳重に訓告をし、指導をしていきたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第55号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第56号、昭和61年度日野市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第56号、昭和61年度日野市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市一般会計補正予算第2号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和61年6月2日付で専決処分したものであります。

本補正は、来る7月6日執行の衆議院議員選挙に伴うもので、補正額は歳入歳出それぞれ、2,377万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を316億8,727万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 議案第56号、昭和61年度日野市一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

まず第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,377万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ316億8,727万6,000円とするものであります。第2項でございますけれども、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。専決処分をした日付でございますが、昭和61年6月2日付でございます。

補正の内容でございますが、まず歳入でございます。6ないし7ページでございます。都の支出金の委託金でございます。総額2,377万9,000円でございます。内容といたしましては、ただいま市長が御説明申し上げましたように、衆議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の費用としての歳入でございます。

次が歳出でございますが、8ページ以降でございます。ただいま申し上げました衆議院選挙ほか審査費用の経常費でございます。詳細につきましては記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○26番（市川資信君） 別に数字が間違っているとか何かじゃなくて、今企画財政部長が、5ページのところの歳入合計の計のところの3,168万という点の打ち方はどうですか、いいんですか、これで。「316億8,727万6,000円」と、こう言ったんです。点の打ち方が……。 （「316億8,727万6,000円でなきゃあ、この金額が追いつかない、点はどうあれ」「いいんだよ」と呼ぶ者あり）いいんですか、これで。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 第1条の歳入歳出予算の総額のコンマの点でしょうか。千円単位でございますので……（「これでよろしいんですか」と呼ぶ者あり）はい、結構でございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第56号、昭和61年度日野市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第57号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第58号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第59号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第57号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、労働基準法の産前産後の休養規定の改正に伴い、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第58号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、公営住宅法施行令の改正に伴い、入居者資格としての収入基準を改めるため、日野市営住宅条例の一部を改正するものであります。

議案第59号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

以上3議案につきまして、それぞれ担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 御説明申し上げます。

議案第57号でございます。日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案の説明にありましたように、これは、よく言われております男女雇用機会均等法でございます。61年4月1日に施行されました。正式の法律はちょっと長いんですが、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律というところでございます。それに基づきまして、労働基準法の一部を改正ということで、ここに上程いたしましたのは、産前産後の休暇の改正でございます。

ただいままでは、産前産後8週間ということで、前後合わせまして16週間の条例でございます。それを、10週間に改めるものでございます。そして、対象者は多胎妊娠と申しまして、双子以上、三つ子と、その方々の双子以上の方に対しましては、10週、10週の20週ということでの改正でございます。ページ数にいたしましては、4ページ、5ページでございます。そこに新旧にございまして、これを、多胎妊娠にあっては――括弧内でございますが、20週

ということでございます。12条、それから、12条の2につきましては、それらの請求に基づく日にちの改正でございます。

以上、簡単でございますが御説明申し上げました。

続きまして議案第58号でございます。日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、直接には公営住宅施行令の改正でございます。

公営住宅法の改正に基づきまして、61年7月1日から施行ということでございます。改正の問題点は資格の金額でございまして、6ページ、7ページで御説明させていただきますと、旧のところの7ページで、今までは、1種住宅につきましては8万7,000円からでございましたんですが、それを10万ということに金額の変更でございます。それから、それを超えたものが、今までは14万1,000円でございました。それを、16万2,000円以下ということで、その数字の改正でございます。以上、これに基づく各条文の改正数字を並べて改正いたしましたわけでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） 59号の日野市市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の施行令第6条の18第2項、期限の特例の改正に伴いまして、条例の準則が改正されたことによりまして、市税条例付則第5条の2、納期限の延長にかかわる延滞金の特例を改正するものでございます。2ページにございますように、この改正点につきましては、御承知のとおり銀行、金融機関の休日が、従来は第2土曜日でございましたけれども、8月から第3土曜日が追加されたということ、それから、12月の29日から31日までの、いわゆる年末休暇を休日とみなすという条例の改正でございまして、内容につきまして、法人市民税にかかわる内容のものでございます。

年末休暇につきましては、民法の第142条に定める休日ではないために、従来は法人におきましては、12月28日までに申告納付しない場合は、納期内申告及び納付とは認められずに、税金には延滞金に加算されるというような場合がございます。今回の改正によりまして、12月末日が申告納付の期限である企業につきましては、1月4日に申告納付を行えば、納期内に申告を行ったということになるわけでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　　産前産後のことについてちょっと教えていただきたいんですけども、今の説明ですと、労働基準法が変わったということが、改正の提案の趣旨たることのようにお聞きをするんですけども、私も労働運動離れてかなり長いものですから、労働基準法そのものの勉強も最近してないわけですけども、産前産後の労働基準法、恐らく以前は産前産後6週間だったと思うんですけども、どういう改正になったのか、私はむしろ理解——この議案書を読んでいる限りでは、双子の人は大変だから、現在の——双子以上の場合は大変だから、産前産後8進間を、そういうときだけは2週間延ばしましょうという労使交渉の結果だとばかり思っていましたけれども、そうでないのかどうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

ちょっと舌足らずでございました。産前産後6週間、労働基準法でこれになっておりました。これはそれでいいんですが、双子というのは今までなかったんです。ですから、新しく挿入されたという意味合いでお取り願えればよかった。私は、そのつもりでいたんですが……。双子以上ですね、多胎妊娠といいます。この分については、やはり1人でありませんので、10週、10週というような新しく設けられた——今までは、双子の場合も労働基準法では6週、6週でなられたと思いますが、そうしたことで、特に双子の場合、女子の母体育成ということから、ここに新しくなったということでございます。

○議長（黒川重憲君）　　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　　労働基準法が、多胎と読むんでしょうか——妊娠の場合、10週というふうにすると、こう決まったんですか。それとも、現行の6週は、プラス2週にせよと決まったのか、不勉強で申しわけないんですけども……。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　6週、6週というのは、そのまま生きていると思います。

それで、私どもは、公務員の職員の方でございますが、これについては、8週、8週になっております。ですから、これは変わりません。そして多胎妊娠の場合は、この条例では10週と8週になっているんですが、産前休の場合は10週、それから、産後の場合は8週ということが、男女雇用機会均等法の中ではなっておるわけでございますが、東京都初め、ほかの市がこ

こで改正いたしまして、10週、10週になりましたので、私どももそれにいらしまして10週、10週ということにいたしました。もとの多胎妊娠の——くどのようなですけども、条文では産前が10週、それから、産後が8週と、18週が基準になっております。

以上です。（「後でよく勉強しますけど」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 市営住宅条例の一部を改正する条例なんですが、今の部長の御説明ですと、法の改正——施行令ですか、施行令の改正に基づくものだというふうにお話を受けたんですけども、具体的に改正の中身は、申込者の資格というところで出ておりますし、公募等の例外というところの条文の改正のようにお見受けするんですが、具体的に市営住宅を使われている方のどのような影響が出てくるのか、具体的にどのような違いがあるのか、その辺の話をもう少し御説明していただきたいんですが……。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 金額についての変更だということで、第1種住宅につきましては、今まで8万7,000円から14万円までが資格になっておりました——これは月額でございます。所得がです。それを今度は10万から16万ということに変更させていただきます。それは、月額がそれだけ上がったということで、その方を第1種として資格を認めるということでございます。それから、第2種でございますが、第2種は、今まで8万7,000円以下の方でございます、所得が。それが、第2種の方は、10万までの方が第2種に入ることになります。よろしいですか……。

○議長（黒川重憲君） 夏井明男君。

○13番（夏井明男君） 当然この基準というのが昔の所得の変動というんでしょうか、名目的にはそれぞれ上がっていきますから、当然数字が変わってくるんだろーと思いますけれども、こういうふうにしますと、具体的に対象者というんでしょうか、そういう方の影響というのは、ほとんど変わらないというふうに断定していいのか、その辺の影響というのはないのかどうか、その辺の話をきちっともう少しお聞きしたいんですけども……。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 所得が上がりました、そしたならば、今度は入る人がどういふような変化を生ずるか、ということでございますが、前の上がる前の段階でございますが、

203軒の方がこの所得内での基準に合っております。それから、あと192軒の方が既に所得をオーバーして住まわれているというような形でございます。ということは、旧の数字で申し上げますと、14万1,000円以上の所得をお持ちになっている方が192軒の方がいるというような形でございます。そうした中で、それでは所得が上がりまして、どういうふうな所得の人が影響を及ぼすかということでございますが、現在の8万7,000円ぎりぎりという人はほとんどおりませんので、10万以上の方で、これど基準に合わないというような方はないと、現在の調査ではそういうふうになっております。

それから、第2種が、そういうことで拡大されましたので、今まで8万7,000円までの人しか入れなかったわけですが、今度は10万円まで第2種が、それが底上げになりましたので、今度は入れる予定になります。そうすると、非常に第2種の方が拡大されていく。しかし、日野市においては第2種がまだできておりません。それは余計なことでございますが、向川原の市営住宅で、第3期目に第2種の住宅をつくる予定でございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第57号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第58号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第59号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第60号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第60号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市営火葬場の使用料金を改めるため、日野市営火葬場使用条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第60号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回お願いいたします一部改正は、条例第5条使用料の関係でございます。新旧対照表で御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

別表の第5条関係でございます。満10歳以上の者の項中、市外の欄のところにございます「20,000円」を「30,000円」に改めます。さらに、満10歳未満の者につきましては、死胎を含みまして「10,000円」を「20,000円」に改めるものでございます。本市の住民でない者の使用料は、南多摩斎場組合の使用料、あるいは近隣市の使用料を参考といたしてまいりましたが、本年度の組合各市の使用料、これは、今回改正をお願いする額になってございます。

以上説明を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第60号、日野市営火葬場使用料の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第61号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第61号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の

制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、程久保地域の町名地番整理に伴い、市立程久保小学校の設置場所を変更するため、日野市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君） それでは議案第61号の提案理由の詳細説明を御説明申し上げます。

ただいま市長の方から提案理由の中で御説明がございましたとおり、程久保地区の町名地番の整理完了に伴いまして、日野市立程久保小学校の地番変更を行うために、日野市立学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の2ページに記載しておりますとおり、別表第1、日野市立程久保小学校の項中「日野市程久保504番地の1」を「日野市程久保一丁目504番地の1」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、昭和61年7月1日よりお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第61号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第62号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）議案第63号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第62号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正は、高幡区画整理事業に伴う業務委託を債務負担行為として補正するものであります。

詳細につきましては、区画整理課長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次いで議案第63号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第1号であります。

補正予算額は、収益的収入及び支出それぞれ334万4,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を3,043万2,000円とするものであります。

本件につきましても担当部長に詳細説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君） 議案第62号につきまして詳細な説明を申し上げます。特別会計補正予算書並びに説明書の3ページをお開き願いたいと思います。

高幡の土地区画整理事業の事業認可が5月30日におりました。翌31日に公告をいたしまして、今回の補正は、事業に着手する業務を東京都新都市建設公社と委託契約を締結して、事業を実施するための債務負担行為でございます。

限度額といたしましては45億8,500万円で、62年度から69年度までの期間に委託するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第63号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について御説明をいたします。

今回お願いいたします補正は、3月23日の雪害によるもので、園芸施設共済にかかわる共済金支払いのための補正でございます。補正予算実施計画書によりまして御説明をいたします。

初めに9ページをお開き願いたいと思います。9ページ、業務勘定の上段でございますが、収入をごらんいただきたいと思います。節の1へ、60年度業務引当金の中から9万3,000円を戻し入れます。そして、下段の支出欄では同額を1節の園芸施設共済勘定に繰り入れます。

それでは前の8ページに戻っていただきます。8ページの園芸施設共済勘定の上段、収入をごらんいただきたいと思います。2目の園芸施設保険金へ29万6,000円を補正いたします。通常ですと、保険金と手持ちの掛金で共済金の支払いがなされるわけですが、今年度はまだ年度初めでございます、その余裕がございません。したがって、4目の法定積立金、ここへ9万9,000円、さらに5目の特別積立金に9万7,000円をそれぞれ戻し入れます。さらに、不足分の9万3,000円を業務勘定から受け入れてございます。下段の支出においては、収入の合計額325万1,000円を園芸施設共済金として支出をいたします。

以上説明を終わります。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第62号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第64号、市道路線の一部廃止、議案第65号、市道路線の廃止、議案第66号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第64号、市道路線の一部廃止について提案理由を申し

上げます。

本議案は、大里 3 号線の一部を他の道路区域に編入するため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき一部廃止するものであります。

議案第 65 号、市道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本議案は、大里 1 号線及び大里 4 号線を他の道路区域に編入するため、道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第 66 号、市道路線の認定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、南平 40 号線ほか 7 路線を道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき新たに市道認定するものであります。

以上の 3 議案につき、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 議案第 64 号、市道路線の一部廃止についての内容につきまして御説明申し上げます。

廃止いたします路線は大里 3 号線でございます。廃止の理由といたしましては、南平 33 号線の道路区域に編入すると、こういうことでございます。2 ページに図面が添付してございます。凡例によりまして図示してあるところでございます。

次に議案第 65 号でございますが、市道路線の廃止でございます。

これにつきましては 2 路線ございまして、大里 1 号、4 号でございます。

廃止の理由といたしましては、南平 40 号線の道路に編入されると、こういうことと、一部現況が廃滅して公共の用に供されないと、こういうことで廃止するわけでございます。2 ページに図面添付してございます。凡例によりまして図示してあるところでございます。

それから議案第 66 号でございますが、市道路線の認定につきましてでございます。

8 路線につきまして認定をお願いするわけでございますが、1 番といたしましては、南平 40 号線でございますが、これにつきまして道路の拡幅整備が完了いたしました。こういう関係で、南平 40 号線ということで御認定をお願いしたい。それから、整理番号の 2 から 8 までにつきましては、7 路線でございますけれども、これは、住宅地造成事業に伴う帰属のために認定していただくものでございます。なお、40 号線につきましては、3 ページに凡例によりま

して図示してあるところでございます。

それから、その次の三沢 1 1 号線から 1 7 号線につきましては、4 ページに図示してあるところでございます。

以上よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本 3 件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第 6 4 号、市道路線の一部廃止、議案第 6 5 号、市道路線の廃止、議案第 6 6 号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第 6 7 号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第 6 7 号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約について、45 億 8,500 万円で財団法人東京都新都市建設公社と締結するものであります。

詳細につきましては、区画整理課長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君） それでは議案第 6 7 号につきまして詳細な説明を申し上げます。

この業務委託契約は、高幡の土地区画整理事業の一部業務を財団法人新都市建設公社に委託をし、事業の円滑な推進を図るものでございます。委託件名でございますが、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託でございます。

業務の内容といたしましては、次のページにございますとおり、各項目別に数量、それから、記載してある金額の範囲内において委託をするものでございます。

それから、委託金額でございますが、ただいま市長の方から提案申し上げたとおり、45億8,500万円でございます。なおこの金額は債務負担行為として、先ほど議案第62号の中で提案をいたしておるところでございます。それから、なお委託の限度の額でございます45億8,500万でございますが、これは、総事業費に対して約82%の割合となっております。

それから、委託期間でございますが、契約の翌日から69年3月31日まででございます。

契約の相手方は、東京都八王子市高倉町49番地の3にございます財団法人東京都新都市建設公社理事長、横田政次でございます。

以上で説明終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 先ほどの古賀さんの関係でもちょっと御指摘がありましたけれども、一応特に質問ということではありませんが、統一的な形をとっていただきたいという意味合いで申し上げたいと思いますが、先ほど審議しました62号の議案の中では、3ページで高幡区画整理事業に伴う業務委託というようなことで先ほど通ったわけですが、今度は高幡土地区画整理ということで、土地が入る部分と入らない部分というような形がありますから、もし、ここは同じものであれば、統一した形にさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） それでは今後統一をして出すようにお願いいたします。

ほかに御質疑はありますか、なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第67号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は、建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第70号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

- 市長（森田喜美男君） 議案第70号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、程久保地域の町名地番整理に伴い、七生支所の所管区域の町名を変更するため、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

- 市民部長（佐藤智春君） ただいま提案にございましたように、70号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

この条例改正につきましては、ただいまありましたように、61年の7月1日から程久保地区町名地番整理が実施されることに伴いましたので改正でございます。第2条の表中「平山、大字豊田、大字川辺堀之内、大字上田」を削り、第5号の次に、6といたしまして「南平一丁目一九丁目」7といたしまして「程久保一丁目一八丁目」を加えるものでございます。七生支所の所管区域内の名称の変更でございます。

七生支所の所管区域につきましては、従来と何ら変わりございませんけれども、地番整理に伴いまして、区域内の名称を整理して変更した、というものでございます。よろしく願いいたします。

- 議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第70号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第71号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第72

号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第71号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、程久保地域の町名地番整理に伴い、市立第二武蔵野台地区センター及び市立程久保地区センターの設置場所を変更するため、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

議案第72号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、程久保地域の町名地番整理に伴い、児童遊園等の設置場所を変更するため、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

以上の2議案につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） 議案第71号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

改正の理由につきましては、先ほどの議案第70号と同じでございます。町名地番整理に係る施設は、市立第二武蔵野台地区センター及び程久保地区センターの2館でございます。

4ページ、5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表第1のうち、小地区センターの市立第二武蔵野台地区センターの設置場所が、日野市程久保563番地から、日野市程久保二丁目7番地の2に改め、さらに、市立程久保地区センターの設置場所を、日野市程久保445番地から、日野市程久保八丁目20番地の4に改めるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは議案第72号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。まず4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表によって御説明申し上げます。

別表1、児童遊園の表中、第二武蔵野台児童遊園の項中、位置につきまして昭和61年7月1日付で町名地番整理が実施されることに伴いまして、日野市程久保563番地を、日野市程久保二丁目7番地の2に改正するものでございます。

別表2につきましては、運動広場の表中、大和田運動広場の項中、位置につきまして、八王子の町名地番整理に伴い、八王子市北野町1648を、八王子市大和田町一丁目1647番5先に改正するものでございます。また、同表3、こども広場の表中、程久保こども広場につきましては、昭和47年7月より、日野市程久保673番地の1の土地558平米を子供広場用地とするため、土地所有者須崎 昇氏との土地使用貸借契約を締結し使用してまいりましたが、昭和57年6月に須崎 昇氏より契約解除の申し出があり、契約解除をされましたので、これを消除するものでございます。なお、別表第2、別表第3におきましては、当然58年度中に改正すべきものでございましたけれども、おくれておりますけれども、この際に改正をするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 議案第71号に関連をしまして、ちょっと小さい問題なんです。先ほどの第61号のときにもちょっと感じたんですが、町名地番の程久保何丁目何十番地の幾つと、こういう番号ですね。この71号については何十番地というところが2けた、あるいは1けたのこういう番号になっているんですが、先ほどの61号のときの小学校、一丁目504番地の1というふうな番地になっているんです。町名地番を整理をしますと、普通では大体何丁目の次の何十番地のところは2けたが限度だと思うんです。それが、こういう504番地というようなものがあつたり、あるいはこういう2けたのものがあつたりとするというのは、よく私も見てないんですけれども、どういう町名地番の整理をされたのか。先ほどの議案なんですけれども、504なんていう、こういう3けたの番地が結構残されている町名地番整理なんだろう。ちょっとお伺いをしたいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 直接の所管ではございませんけれども、企画財政と

いう調整の立場でお答えをさせていただきます。

市長の行政報告の中にも、地図混乱地域の解消という件がのっておりました。これは、通称「地図混」と言っておりますけれども、この地図混の箇所が先ほども出ましたけれども、梅ヶ丘自治会、それから、下程久保地区、この2カ所でございます。下程久保地区は、現在町名地番整理をしております一丁目に該当します。地図混乱地域の町名地番整理を、地番を振りかえてしまいますと、さらに混乱を増してしまうということで、この混乱地域につきましては、もとの地番をそのまま使いまして、その頭に丁目を冠したということでございます。将来、この地図混乱地域の解消が済めば、もっと小さい二けたの数字になるということでございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第71号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第72号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより報告第2号、昭和61年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第2号、昭和61年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御報告いたします。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和61年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは御説明申し上げます。

2 ページのところで御説明させていただきます。昭和 61 年度日野市土地開発公社事業計画でございます。これは、そこに書いてありますように、説明欄でありますように、面積にいたしまして 2 万 3,857 平米を、金額にいたしまして 29 億 7,149 万 8,000 円と、この金額で事業計画をしたい、ということでございます。

その内容は、説明欄にありますように、公共用地の取得、これは道路用地が主でございます。それから、土地区画整理事業費といたしまして、豊田南地区区域の公共用地、それから、西平山の区画整理の合計をいたしまして 7,000 平米でございます。それから、公拡法による先行取得として、一応 5,000 平米を事業計画にのせました。さらに、補償費として — これは物件補償でございますが 2,942 万円でございます。それから、その他の事業といたしましては、100 万円を測量設計として事業計画をのせたものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第 2 号、昭和 61 年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより請願第 61-3 号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第 61-3 号の常任委員会への付託は、会議規則第 138 条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第 61-4 号、他市に通園する無認可保育園、5 歳児・4 歳児・3 歳児に対する補助金の助成増額に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第 61-4 号の常任委員会への付託は、会議規則第 138 条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前 10 時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 9 時 13 分散会

6 月 18 日 水曜日 (第 2 日)

昭和 61 年

第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 20 号)

6 月 18 日 水曜日 (第 2 日)

出 席 議 員 (26 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
4 番	土 方 尚 功 君	5 番	山 口 達 夫 君
6 番	天 野 輝 男 君	7 番	福 島 盛之助 君
8 番	福 島 敏 雄 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	15 番	馬 場 弘 融 君
16 番	高 橋 徳 次 君	17 番	旗 野 行 雄 君
18 番	一ノ瀬 隆 君	19 番	板 垣 正 男 君
20 番	鈴 木 美奈子 君	21 番	中 山 基 昭 君
22 番	秦 正 一 君	23 番	黒 川 重 憲 君
24 番	古 賀 俊 昭 君	25 番	谷 長 一 君
26 番	市 川 資 信 君	28 番	名古屋 史 郎 君
29 番	竹ノ上 武 俊 君	30 番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (4 名)

3 番	高 橋 徹 君	9 番	中 谷 好 幸 君
14 番	小 山 良 悟 君	27 番	石 坂 勝 雄 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 小野口純子君

議事日程

昭和61年6月18日(水)

午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前 10 時 20 分開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 19 名であります。

これより日程第 1、一般質問を行います。

一般質問 1 の 1、円高不況と市内勤労者・業者の実態について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔 29 番議員登壇 〕

○29 番（竹ノ上武俊君） おはようございます。

本日は、衆参同時選挙の、参院選の公示日に当たっております。市民の皆様も、国政に一挙に関心が高まる日であり、また、選挙活動などに参加している市民の皆さんも、たくさんいらっしゃると思います。

そしてまた、今度は、6 月定例会、会期が短いということもございますので、私の方の質問も簡潔にさせていただきたいと思います。そして、後日、また突っ込んだ質問をする機会を持たせていただきたいと思います。

それでは、1 番目の、円高不況と市内勤労者・業者の実態について問うという内容で、一般質問をさせていただきます。

円高不況といいますと、中小企業者に、その大きな影響が出るというふうに、一般的には言われております。しかし、中小企業だけの問題ではなく、経済全体に大きな影響を与えていることは、既に御承知のとおりでございます。円高不況になりましたから、失業者も、完全失業者が 182 万人を超えるに至ってきております。

また、円高関連の倒産件数も急速にふえてまいりまして、興信所等の調査によりますと、既にこの半年で 114 社、円高不況のために、直接倒産をした会社が出ているわけでございます。また、労働者の方も、実質賃金が 5 年ぶりに 0.1 % 下がるという、そういう深刻な事態になってきております。また、日銀等の調査によりましても、円高不況のために実質 GNP の成長率が、押し下げる傾向になってきているということを、発表されております。

こういうわけで、日野市民にとりましても、あらゆる点から今回の円高・ドル安というものは、経営、あるいは暮らし、そういう点で、影響は深刻であるというふうに思うわけでございます。

以上のような状況の中で、日野市の自治体として、何らかの市民に対する救援策、こういうことも、今後考えなければいけないのではないかという立場から若干の質問を申し上げます。

市の方では、市内の労働者の円高不況の中での声といいますか、実態について、聞いたり、調査したり、そういうことをされているかどうか、第1点として、お聞かせいただきたいと思っています。

第2点としては、輸出関連業は、大手企業などございますけれども、特に中小の関連業者というものは、日野市には存在しているのか、いないのか、その実態を把握してもらいたいと思います。把握されているとすれば、何社ぐらいあるのかということを、御回答いただきたいと思います。

第3点は、国や都へ融資制度の改善など、あるいはまた円高差益の還元など、そういうことで、自治体としても要望を上げていかなければいけないのではないかというふうに思いますが、そういうことについて、何か考えていらっしゃるか、お聞かせください。

第4点目は、日野市独自に、もし痛手を受けた中小企業などがあった場合は、対策をとる考えがあるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

まず、以上、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君） お答え申し上げます。

第1点目の、円高不況による勤労者・業者の実態調査について、市内勤労者の実態については、市独自の調査は、いまだしてございません。

第2点目の、中小企業の関係する会社、中小企業で円高不況に陥っている関係の会社の数でございますけれども、これにつきましても、まだ調査はしておりませんが、今後、調査を進めてまいりたいと思っております。

それから、国や都への要望につきまして、3点目の御質問でございますけれども、国は、特定中小企業者事業転換対策等の臨時措置法を、円高の傾向があらわれた昨年に制定してございます。そして、事業活動に支障を生じている中小企業者の経営安定を図るために、税制でありますとか、金融、あるいは信用補完等の助成をしてございます。この、特定の中小企業の業種は、当初、117業種でございましたが、その後、139業種に拡大してきております。

また、都におきましても、企業の環境変化適応資金制度というものを設けまして、低利な長

期運転資金の融資をする、というようなことを始めております。

市としまして、今のところ、独自の救済策は持っておりませんけれども、当面、国の制度、あるいは都の制度につきまして、積極的にあっせん、紹介をいたしてまいりたいと思っております。

なお、東京都の運転資金の融資を受けております企業は、今までのところ7社ございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 市としては、市内の業者・勤労者の実態については、これから調査を進めるということでございますので、ぜひ急速にそういう手だてを講じていただくように、お願いをしておきたいと思えます。

今、部長から答弁がありました、特定業者に対する融資制度などが、確かにございます。しかし、部長もおっしゃいましたように、中小業者に対しては、円高に耐えられない企業は業種を転換していけ、というような指導が強いようでございます。つまり、産業構造の調整をしていく。自民党政府がアメリカに約束したとおり、日本の中小業者と、あるいは農業、漁業を、この円高の中でつぶしていく方向に動くというのが、日本全体の中小業者の危惧しているところのようでございます。

しかもまた、利率も、私ども共産党は5%の利率を3%に下げなさいという要望をいたしましたけれども、0.3%しか下げないと。そして、返済期間を延長してくれという要望をしましたが、これも認めてくれていないという実態にございます。

そういうわけですので、ぜひ市の担当部におきましても、政府の援助策というものの実態をよく見抜いていただいて、もし市内業者で関連する人があれば、そういう、政府で手が届かない点についての配慮などをしていただくべきではないかと考えているわけでございます。

なおまた、この円高不況には、根本的な問題があるわけでございます。日本側としては、日本の働く人たちの労働条件が諸外国に比べて、実質的に非常に劣悪である。また、輸出関連産業が、大手企業が下請けに対して単価の切り下げなど、大変な圧迫を加えている。そういう条件で、日本の輸出ラッシュというのは起こってきているという問題がございします。

また、もう一方、アメリカの側にも原因がありまして、レーガンが核軍拡を大変進めているために、2,000億の赤字が、ドルですけれども、今、累積してきております。

それから、アメリカの場合には多国籍企業、これがどんどん国外に進出をしていっているた

めに貿易赤字が出て、これも1,500億ドルに達しているわけでございます。こういう問題を解決しなければ、本当の円高・ドル安、日本の被害というものは解決しない、というふうに私は思っております。

きょうは、こういうことを論議する時間はございませんけれども、日本の小型車の産業界を見てみますと、労働コストが、アメリカに対して、賃金の面で2分の1、生産性は逆に3倍ということで、実質労働コストが6分の1であるということから、輸出ラッシュという形になっているわけです。

さらにまた、西ドイツなどに比べても、日本の労働時間は年間500時間も多いというふうに、言われております。このあたりの根本的な問題に、国民の力でメスを入れていかない限り、今の問題はより一層深刻になる。政府の閣僚級の方も、新聞紙上で、ある方がおっしゃってありましたけれども、選挙が終われば、さらに一層円高がひどくなるという見方も出ているということでございます。

そのほかに、日米安保条約でアメリカに経済協力を約束しているという問題も、大きな日本の弱点になっております。こういう点も、日米安保条約廃棄ということをしなければ、日本の経済は真の意味で救えない。アメリカに従属してしまう、こういうことになるわけでございます。こういう点を考えますと、もっと市としては、関連産業は少ないように私も思いますけれども、積極的な姿勢で今後臨んでいただくように、お願いをいたします。

日野市商工会、それから南多摩経済事務所にも問い合わせましたけれども、八王子、日野市関連市町村の輸出関連産業の業種について、その実態や数も、まだ、今言いましたところでも、調査もしておりませんということでございました。ぜひ、関連の機関と協議をしていただいて、今後、実態を調べていただきたいと思います。

最後に一言、もし市長の方で御答弁あれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最近、円高不況とか、あるいは一方には円高差益とか、そういう急激な、いわゆる円高操作による経済変化が、かなり激しい形で、日本の経済界に再編を迫っているやに受けとめております。

私どもの地域自治体といたしまして、特に日野市では、輸出ハイテク——高度技術によります輸出産業関連企業が多いわけでありまして、そのことが市民生活の支えであり、また一方に

は、日野市の財政にも寄与していただいております。むしろその観点から、私どもは関心を持たざるを得ない立場でございます。地域でできますことは、市民生活に大打撃を与えないということと、それから働く人たちに不利益のないような環境が速やかに調整される、こういうことが大切だと思っております。

とりわけ、下請け産業等も多いわけでありまして、また、それを支える小規模事業者も、一番先に影響を受ける立場だと思っておりますので、このたび制定をいたしました小規模事業者規制条例の精神にのっとり、底辺から支える、つまり一番弱い層を支えるということから、全体の産業、あるいは労働、あるいは経済、ひいては市の財政環境というふうなことに、適切な配慮をとらなければならない、とこのように感じておるところであります。

何分、事柄が国際規模のことでありまして、簡単に施策が打ち出せるというような立場にはありませんけれど、地域社会、自治体の範囲で、できるだけのことを最も有効に図っていききたい、こういう考えでございます。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 結構です。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の1、円高不況と市内勤労者・業者の実態について問うに関する質問を終わります。

1の2、大型間接税導入の地方自治体に与える被害について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 大型間接税導入と地方自治体の関係につきまして、一言質問をさせていただきます。

数年前にも、日野市議会におきまして、一般消費税の導入等に反対する決議等を上げる運動をしたことを、記憶いたしております。

また、マル優、この廃止についても日野市議会でも決議をいたしまして、政府関係官庁へ意見書を提出をしたことも、まだ記憶に新しいところでございます。しかるに、最近、中曽根首相が大型間接税の導入をするとか、しないとかいう発言が、非常に活発になってまいりました。きのう、きょうの新聞を見ましても、政府関係が、中曽根首相は大型間接税をあるいは間接税を導入しないとは言っていないんだ、というふうな発言を、次々とされている状況にあります。

記者会見におきまして、中曽根首相は、考えていない、という発言をされたそうでござい

す。しかし、一般紙等の報道、新聞への投書などを見ますと、中曽根首相がしないと言ったときにはやるということだ、考えていないというときには考えているということだ、というふう
に国民は判断した方がいいと、こういう世論でございます。

そういう中で、地方自治体としても、そういう動向に対して、私は関心を持っていただく
とが必要ではないかと思ひまして、この問題を取り上げたのでございます。

一般消費税のときには、地方自治体も政府等に、一般消費税の導入が地方自治体の財政運営
に大変な悪影響を及ぼすということで、一定の運動があったわけです。ちょうど7年前、やは
り総選挙等がございました。大平内閣のときでありました。このときは、大きな国民運動があ
りましたし、また、総選挙で日本共産党が40名を超える躍進をいたしました。当時、週刊紙
は、大平内閣が一般消費税の導入を、この総選挙の結果を見て中止という発表をいたしました
ときに、「共産党さん万歳」ということで、そういう記事が方々で出されたことも、私は記憶
をいたしております。

今度の、今同時選挙が行われておりますので、国民の力で、この大型間接税はどうしてもつ
ぶす、ということが必要であるというふうに思います。これがもし導入されますと、地方自治
体が、財政支出その他で困るのは、当然国民も一世帯当たり16万円年間間接税を取られると
いう試算もございます。そういうわけで、ぜひ自治体としての対応をお願いしたわけござい
ます。

質問の第1といたしまして、今、日野市は大型間接税、一般消費税と似たようなものだと思
いますが、内容は同じでございますけれども、これが持ち込まれた際には、住民への影響、ど
ういうふうに考えているか。

第2は、財政の収入、支出の面で、影響をどのように予測しているか。

第3点は、政府等へ大型間接税導入反対の立場で、地方自治体も動くべきと思いますけれ
ども、そういうことを考えておられるかどうか、御質問いたします。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君） 大変難しい問題でございますけれども、まず、大型間接税
の導入ということでございますけれども、今、議員のおっしゃいましたように、これが果たし
てどういう形で導入されるのか、あるいは、しないのかというようなことは、まだいまだ私の
方としてはわからないわけでございますけれども、仮に、私の方の課税を担当しております方

から申し上げますと、どのような程度の、確定しない段階では、適当な回答をもちろんできないわけでございますけれども、間接税につきましては、非常に多くの種類がある。主なものでも、市税、物品税、揮発油税、消費税とございまして、一般的に国民の受ける税負担感が小さくて、また課税の手続が便利だということなどで、間接税の導入が比較的やりやすいというようなことは、言われておるわけでございます。

それで、大型間接税の導入につきましては、一つには、いわゆる中堅サラリーマンの重税感、これらを減税という形で措置をしていきたいと。それに合わせて、言われているところの間接税が導入されるのではなからうか、このようなことも、巷間取りざたされているということでございます。現段階で、現実には間接税の導入があるかどうかということは、先ほど申し上げましたようにはっきりいたしませんけれども、一般的に言われますことは、間接税が導入されますと、税の負担が納税義務者から消費者へ転嫁する、という形が言われております。

したがって、大型間接税が導入された場合の最大の問題は、所得税の非課税の所得階層における負担に、躍進的な負担になるといわれておるわけございまして、大型間接税による一般的な消費課税は、特に所得非課税階層に、これまでに比べて格段に大きい負担となるであろうと。これは、一般論として言われておるところでございます。

先ほど申しましたように、税サイドから申し上げますれば、減税の見返りということで、何らかの形ということで出てくるということでありますならば、国におきましても、この減収分につきましては、地方税の減収分につきましては、何らかの形で国でカバーしていただきたいと、私どもはそうように考えておるわけでございます。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、現段階では、間接税の導入というのがどのような形でされるのか、あるいは、するのかもしれないのかということは、くどいようですけれども、わかりませんので、以上の回答にさせていただきたい、かように考えております。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 再質問、1点だけしたいと思います。

部長が、今答弁されましたように、例えば生活保護世帯にも、財力のある家庭にも、等しくこの強烈な課税が間接税という形で押しかかるというのが、一般消費税、あるいは大型間接税というものではないかというふうに思います。

この大型間接税が導入されるということになりますと、今最も強調されている内需の拡大と

いう点からも、市民の消費支出が制限されていくことになりますから、市内の中小業者にも大変な打撃を受けてくることも、既に一般消費税のときの論争で、明らかでございます。

そしてまた、地方自治体では、物品の購入その他、こういう場合にも、支出が一般消費税のときは平均５％ほどふえていくんだということで、自治体もいろいろ考えられたわけでございます。こういう点もあります。

また、国民の税金に対する重圧がふえますので、市、都民税等の納税義務感ということについても、その抵抗感がより一層増してくるわけであります。どういう点から見ても、この大型間接税の導入は、国民生活を大きく破壊をしてしまう。中小業者までもつぶしてしまう。そういうことが、もう既に一般消費税のときの論争で、明らかであるわけです。したがって、政府でも、一般消費税は導入しないということを、国会等におきまして決めるような形で来ております。今回、言葉を変えて、大型間接税という言葉になっているのは、そういう点も反映していると思います。

ですから、導入されるかされないかわからないから、というのでは、余りに消極的であるというふうに思うわけであります。導入が決定してからでは、抵抗する力も弱まります。そういう点で、最後に市長から、このことについて答弁があれば、一言お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今日の急迫した政府の財政事情から言えば、為政者の立場からは、財源確保のために、常にこういった一般大衆課税が考えられる。一番やりいい方法だということで、国民あるいは政治の関心として、一番国民のみんなが理解をしなければ、政府判断でどんどん進められては困る。これは、私は明らかなだと思っております。

重税感、現在でも相当負担となっておるわけでありまして、これ以上に課税が消費という形で、つまり全国民ほとんどに、均等に負担をさせられるということは、国民として極めて望ましくないことである。つまり、国の財政破綻は、何か別の方法で対応してもらわなければならない。例えば、軍事費を削減するというようなことは、一つの立派な、即効性のある手だてであろうと、このように思います。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君） ありがとうございました。

政府の方は、これを福祉税という、名目のある目的税にしようとかいうような形で、地方自治体や国民の賛成を得ようとか、いろいろされております。

しかし、税金がふえて、今までもこれが福祉などに回ってきたことは、ないわけであります。そういう点で、今市長が答弁いただきました軍事費の一部を削減するとか、あるいはまた、不公平税制を是正する、こういう策を施せば、間接税によつての増税幅ぐらひは、直ちに別の形で財源を確保できることも、明らかであります。そういう点で、ぜひ、議会サイドも努力をすると思いますけれども、地方自治体としても、今から大型間接税の導入には反対する立場を、事あるごとに表明をしていただいように要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもつて1の2、大型間接税導入の地方自治体に与える被害について問うに関する質問を終わります。

一般質問1の3、「国鉄民営化」と日野市について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 国鉄民営化と日野市の関係について、質問をいたします。

先般の議会におきまして、市長から、国鉄民営化に伴い、あらかじめ国鉄所有地についての、市としての対応をしておかなければいけない趣旨の報告があったように、記憶をしているわけです。

しかし、まだ国鉄の分割民営化法案が通過しない段階で、そういうことを心配する前に、私たちとしては、やはり地方自治体としても、国鉄の分割民営化には反対をするということが、日野市民の利益にかなうのではないかという立場から、私は本日、一、二質問をする次第でございます。

国鉄の分割民営化というのは、御承知のとおりでございます。全国的な公共鉄道網である国鉄を、六つの旅客会社と、一つの貨物会社に分割をする。そして、民間会社としてスタートをさせる。これはとりもなおさず、結論から言えば、財界と一部の大企業に新たなもうけ口を提供するというふうに、私は理解をいたしている次第であります。

その証拠には、まだこの法案が通過しないうちから、丸の内を初め、国鉄の貴重な国民の財産である土地が、どんどん大手不動産などで物色をされ、安い値段で売り買いがされるという記事が、毎日のように新聞紙上にも出ているところを見ても、明らかでございます。私は、今度の分割民営化というものが、そういう点からも、国民が反対をしなければいけない問題だと

思います。

さらに、国鉄の赤字なるもの20兆円ほど、あるいは16兆円と計算をして、これに利子がつけば30兆円ぐらいにふえていくそうですけれども、これを政府や国鉄関連大企業の責任ではなく、国民の負担で、この借金のツケも押しつけようとしている点も、許せない問題でございます。今度の分割民営化というのは、非常に矛盾だらけで、支離滅裂であるということが、国会等のやりとりで、だんだんに明らかになってきております。

一例だけ挙げますと、例えばローカル線の廃止の問題があります。これは、42から46のローカル線を廃止するといいますが、赤字路線だから廃止すると政府は言っております。ところが、42本ないし46本のローカル線の赤字、84年度の決算で790億円と発表されております。ところが、東北新幹線、上越新幹線だけで、84年1年間で、赤字が3,341億円も出ているわけであります。

ですから、こういう赤字があらかじめ予想された新幹線などに、どんどん投資をする。さらに、今度は西部新幹線というものに、20兆円もかける。新しい民間会社になったら、1兆5,000億円の補助を政府からする。こういうことを一方にしておきながら、国民が困っているローカル線はつぶす、というわけでありますので、非常に矛盾をはらんだものであるというふうに思うわけであります。

やはり諸外国、フランスやイギリス、西ドイツのように、大幅に国が補助金を出して、そして国鉄の労働者、こういう人も経営に参加させて、国鉄の営業をあらゆる面で発展をさせ、国民の足を守るという方向でしか、私は解決ができないのではないかと思います。民間になれば、より一層運賃も上がるし、住民サービス、国民へのサービスも低下するのは、明らかだというふうに思います。アメリカでさえも、最近では民営を公社に切りかえるという方針を打ち出しているわけでありますので、日本の政府のやることは、私は、交通網、国民へのサービスという点で、逆の道を進んでいるということで、許せないと思うわけです。

これが、では日野市にはどうあらわれるか。まず第一には、国鉄の労働者に対してあらわれております。既に、法案が通らないのに、団体交渉なども無視して、問答無用で配転などを強行するというような形が行われているようで、この面も許せないわけであります。これについても、あらゆる形で、私たちはそういうことがないように頑張らなければいけないと思います。

きょうは、具体的な点で一、二、質問をいたしますので、御答弁ください。

第1は、きのう、自由市民会議も、行政報告質問の中でお認めになりました。もし、民営化が強行されれば、日野市の西平山地域への新駅建設、これはどうなるのか。民営化になればおくれる、ときのう自由市民会議が発言をされましたとおり、日野駅の駅舎改築はどうなるのか。それから、豊田駅南口の開発に当たって、国鉄の応分の負担ということはどうなるのか。この辺について、市としても考えなければいけないと思いますが、プラスになるのか、マイナスになるのか、御答弁をお願いいたします。

それから、第2点としては、先般市長から報告があったようには記憶しておりますけれども、民営化になることを予定しての手を打つことも、大変な努力だとは思いますが、それより先に、やはり国鉄の用地というものが、変な形で悪用されないように、国鉄の労働者、駅当局、日野市の自治体として、あらゆる運動を起こして、より一層、国鉄の果たす役割を発展するような方向で対応されるのがよいのではないかと思います、そういう点についてはどうなのか。

以上、2点にわたって、答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 国鉄の分割民営化ということが、まるで既成事実のごとく、だんだんと現実に近いといっていくということは、私は大変憂えるべきことだ、というふうには考えております。

かつて国鉄が、日本の隅々まで福祉に役立ち文化を普及させた、この成果は、一に一元経営であったということが、大きな理由に挙げられると思います。したがって、その経営の形はともかくとして、分割をして、何かそれぞれの経営に委ねるということは、果たして妥当であるかどうか、大いに、まだまだ国民の共感を得るところにはなっていないと思うわけであります。

日野市という範囲で考えましても、中央線が通過していることにおいて、また、日野駅、豊田駅の二つの駅が、毎日輸送交通のために役立っている現実、これらは、もう日野市の町づくりの姿そのものである、骨組みそのものである、このように思うわけであります。

したがって、日野市内にあります国鉄用地等が、早々と処分のリストに挙げられてしまうということでは、手おくれになりかねませんので、そこで、新駅の開設要請、それから豊田、平山地域にあります国鉄用地は、処分対象になる場合は、日野市が譲渡を受けて学校用地等に考えていきたい。それから、国鉄の日野駅の駅舎改造については、日野市としてこのよう

な意見を持っておるということを申し入れたわけであります。

分割民営化が、まだ法律的に成立しているわけでもありませんし、私は、分割しない形で経営の効果を上げる方法がないはずはない、このように考えております。国鉄とともに、一面発展をした日野市でありますから、国鉄の今までの果たした役割は、これからもなお、もっと発展をさせるべき、一番交通の中の大動脈である、こう考えるべきだと思っております。

日野駅のことにつきまして、最近、特に新しい要望を、研究会という形で新しい要望を得ておりますので、推進をしていきたい、とこのように考えておるところでございます。

今、お答えできるのは、以上です。

○議長（黒川重憲君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 最後に、要望を申し上げまして、終わります。

本当に分割民営化の進め方というのは、許せない点がございます。先ほど取り上げました大型間接税にしても、まだ国会の審議がないのに、税制調査会の動向をもとにして導入をほのめかすとか、今度の分割民営化にしても、国鉄再建管理委員会の一諮問機関の意見をもとにして、既にこれが既成の事実であるかのように、事を進める。中曽根内閣のやることは、国会はあってなきがごとしという形で、政治を進めております。こういう点から、国民として絶対に許すことのできないものであるわけです。

中央線に対しても、恐らく山手線等と同じような形で、サービスの低下がやってくるのは間違いありません。そうなれば、我々の住民要求である新駅、日野駅の改築、あるいは南口の改善、こういう点も、恐らく後回しになって、ついには民間になれば何もしないということになるのは、明らかでございます。既に山手線は、年間500億円の利益を上げているわけですが、これをたった550億円で民間会社に売ろうというのが、再建管理委員会等の方針になっているわけです。中央線もそういう形で、全くの、一部大手企業、ここのぼろもうけの道具にして、国民の財産を売り渡す。そうなりますと、住民要求はますます一層反映しにくくなると思われれます。

そういう意味で、私は市に対して、二つの点で要望したいと思います。

第1点は、今申し上げましたように、市民要望である西平山の駅のこと、日野駅のこと、豊田駅のこと、こういう住民要求については、どういう政治的な動きがあらうと、どんどんどんどん日野市として要望を突きつけていっていただく、このことが分割民営化を阻止する私は世

論の力にもなる、と思います。

そしてもう一つは、やはり分割民営化の大きな流れに対して、自治体として抵抗していただくということが必要だと思います。既に日本の南北、ローカル線がある地域においては、保守、革新を問わず、分割民営化に反対する署名運動や、国会への陳情、政府への陳情が、続々となされているわけですので、直接関係のある日野市でも、そういう動きを地方自治体としてもっていただきたい。また、日野市議会もそういう点で努力すべきである、こういうふうに意見を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって1の3、「国鉄民営化」と日野市について問うに
関する質問を終わります。

次に、2の1、道路占用料の徴収について、2の2、選挙の投票所増設についての通告質問者、米沢照男君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問3の1、行財政調査会の最終答申をどう生かすか（より良き日野市政のために）についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員長答壇〕

○15番（馬場弘融君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をいたします。

取り下げが余り急だったものですから、十分、まとまりのない質問になろうかと思えますけれども、御容赦をいただきたいと思います。

去る4月の30日、日野市行財政調査会の最終答申が提出をされました。昨年の8月以来、合わせて23回の調査会、8回の小委員会、3回の基礎委員会、それと中間答申の作成、非常に精力的に作業を進められた、肥後座長以下委員の皆様には、深く感謝を申し上げたいところでございます。

去る2月に提出をされました中間答申におきましても、一部に表現の問題点はあるものの、かなり思い切った内容が盛り込まれておりまして、実はこの最終答申を、期待をして待っていたところでございます。

答申は、肥後座長を含む8人の委員による答申、便宜上多数答申、本当ならば、これが本来の調査会答申だと思うんですけども、多数の答申と、日野市職員組合から選出をされました

内山委員からの独自の答申、ページ数ではこちらの方がはるかに多いんですけども、この二つに分かれております。

特に、多数答申につきましては、非常に的確な現在の日野市の行政財政のあり方を、把握をしております、参考にもなりますし、これまで私どもの会派の議員が常日ごろ申し上げておりました、日野市の行財政の今後のあり方、これがほぼ網羅をされているというような点で、高く評価をするところでございます。

少し、独自の答申及び多数の答申、この二つを検討してみますけれども、独自答申、内山委員によります独自の答申、これは例によりまして、自治労、あるいは職員組合の意向を前面に出した内容でございまして、多数答申に記載をされております内容とは、相入れないものが非常に多く見えます。

その上、本来のこの諮問の内容でございます、効率的な市政実現を図るため、市の行政改革について諮問をするんだという、この内容の枠を大きく外れておりまして、前提としての長い国政批判の文章、あるいは上部団体などの受け売りの文章あるいはグラフ、こうしたものの多さ、これらはもとより、反行革的な視点、あるいは行革肥大化を来すような提言、さらには市民不在の職員本位の視点が目立っている、と私は考えます。

しかしながら、そういった弊害はあるといたしましても、この独自答申にもそれなりの見るべき点があると、私は思います。特に、健康行政における保健婦の増員、あるいは、最後に書いてございますけれども、公民館のあり方についての提言、実は、日野市の公民館、こととして20周年だそうでございますけれども、その辺を踏まえますと、この辺の提言などは、本来の趣旨とは多少外れているとしても、見るべきものとして考えなければいけない、このように感じているところでございます。

さて、多数答申でございますけれども、私はこれを調査会の答申だというふうに、あえて申し上げますけれども、これについては、具体的な施策という項目の中で、かなり積極的な提言、見るべき提言がなされております。逐次、要点だけ申し上げますけれども、1の市民参加の推進ということにつきましては、市民が、特に地域住民が地域の生活を客観的に見ることが出来る、地域生活環境指標図をつくりなさい、ということを言っています。

さらには、これもかつて私も申し上げたことがございますけれども、小、中、大、それぞれのレベルの地区センターをつくって、それに基づくコミュニティ活動が、市民の方が十分に

きるような体制をとりなさい、ということを言っております。

第2の、行政組織の再編という面では、これまでも再三言われていたところでございますけれども、市独自の企画部門、この強化をしなさいということを言っております。さらに、職員の資質の向上、人材の活用に努めなさい。また、職員給与についても、これも言い古されておりますけれども、準通し号俸制を、職務責任あるいは専門性に応じたものに改めていきなさい。また、民間委託についても、具体的に、こういうものは民間委託にすべきですよ、という基準が出されております。また、学校給食につきましても、職員のあり方への、つまり正規の職員でやっていいのか、という疑問点が述べられているところでございます。

3番目に、財政の効率化につきましては、財政の長期計画、これはぜひとも必要だからつくっておきなさい。今のうちにつくらないと、10年、20年後の日野市の財政状態はかなり厳しくなってくるおそれがありますよ、ということを、警告を込めて提言をしております。

それから、保育園や幼稚園の保護者負担の格差是正を含めまして、いろいろな料金の適正化ということも、思い切った提言をされておりますし、さらには、市の各種団体に対する補助金の見直しも、これもかなり思い切った提言かと思います。

それから病院につきましては、自治体の病院ですから、不採算部門があって、当然いいわけでございますけれども、そうしたものを除いた、本来の病院業務が、実質的に赤字になっているわけですから、それが明白に市民の方々、あるいは私どもにわかるような形の予算制度の仕組み、予算書のつくり方といいますか、そういうものを考えるべきだということで、これもかなりすばらしい提言だ、というふうに考えております。

そして最後に、4番目に、国あるいは東京都等への要望、こういうふうな形になっておりますけれども、かいつまんで申し上げましたが、すべての点で、この多数答申は説得力のある答申だと思いますし、今後の10年、20年先の日野市の市政を考えれば、ぜひこの多数答申を土台といいますか、後ろ盾にして、市長は思い切ってこれからの行政運営をしていくべきではないか、というふうに感じる次第でございます。

そこで、質問に入りますけれども、質問は2点でございます。

第1点は、分裂答申といいますか、二つに分かれている答申であるけれども、多数答申、少数答申といいますか、1人だけの答申ですけれども、それぞれについて、市長は、これ、どういうふうに考えているのか。委員会のメンバーに、あえて職員組合の代表者を入れた意味合い

も踏まえて、結果としてのこの答申、もう市長は十分お読みだろうと思うんですけども、今どのようにとらえているのかということを、第１点として伺いたいと思います。

第２点は、多数答申については、先ほどから申し上げておりますけれども、すぐには取り入れられないかもしれないけれども、今後の市政運営の中で、ほとんどすべてが取り入れていかなければならない、いくべきであるというふうな内容だ、と私は考えております。

昨日の行政報告の質疑におきましては、行革推進要綱だとか、庁内に行革推進本部等を設け、やっていきたいというふうなお話がありましたけれども、その辺のさらに詳しい説明も加えて、今後どのようなステップで、この多数答申を、この趣旨を、日野市政の中に生かしていくのか、これを聞きたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

御質問の第１点目の、答申の所感といいますか、これらにつきましては、後ほど市長の方からお答えをいたします。

私から、２番目の、今後のステップについてお答えをいたしたいと思います。

４月３０日に本答申をいただきまして、若干の語句の訂正等を含めまして、印刷をしたわけでございます。既に関係各機関等に配布をしたということでございます。

現在、これは昨年の１１月でございますけれども、庁内に、行政改革推進本部を設置をしております。これは、本部長に市長、それから副本部長には助役、収入役、教育長が就任をしております。部員につきましては、部長１２人、課長１２人、合計２４人でございます。

それで、全体会議で進めるのも、効率も悪いわけでございますので、専門部会を三つ作りまして、検討をする予定でございます。この専門部会につきましては、第１部会につきましては、応能応益負担の問題、補助金、使用料等の検討、それから財政運営。第２部会につきましては、給与、職員定数、組織機構の問題。第３部会につきましては、事務事業の民間委託等の問題、ＯＡ化、事務改善。こういったものを、それぞれ分かれまして検討するわけでございます。

この本答申を十分この部会で検討いたしまして、本年の秋までに、行政改革推進要綱を作成したいというふうに、現在考えております。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 昨年の8月から精力的に検討いただきました、日野市行財政調査会の最終答申をいただいたわけであります。

御質問の、分裂答申というふうに言われておりますけれども、私は、調査会としてのまとめられた答申、そして、その中に、特に職員組合の代表を、これは利益代表ということではなくて、現時点に当たりますの一定の識見を持つ、そういう立場で、委員に加えたということでありまして、この調査会の場合、利益代表の主張の場であってはならないということは、特に当初からお願いをしておりました。

したがって、組合代表ではないんですが、組合に籍を置いておる代表は、また庁内の現場の、それぞれのある程度勉強した考え方を意見として、この答申に加えておるということでありまして、両面のといいますか、全体的な答申、それから庁内の職員の現場の意見という形で、一つの形をなしておるもの、というふうに解したいと思っております。

したがって、それらを矛盾とせず、整合性の中で、示されておる全体の市政の方向づけ、このことに沿って、今後市政の運営並びに日野市の、なるべく主体性のある行政改革に取り組んでいく、こういう考えでございます。

内部に示されておる事項も、我々の市政の現状の中から問われる意見に、ある程度こたえたものが多数採用されておる、ということでありまして、考えとしては極めて妥当であり、尊重をできる——まあ抽象的な面も、これはやむを得ないと思っておりますけれども、そういう受けとめ方をいたしております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 今回の市長のこの答申、特に前半の、本来ならば調査会答申というべきものだと思うんですが、これを受けての市政運営というのは、ある面で言えば、非常に市長、やりやすいと思うんです。これまで、こういうことを御自分のお考えだけで住民の方々にお話をしたり、あるいは職員の中で、こうやっていくんだということを申し上げるのは、なかなかやりにくい面もあるかもしれないけれども、こういう明白な、住民の代表も入り、各種団体の代表も入った調査会の中で、こういう答申が出たということは、これをバックに置けば、かなり思い切った行政運営、改革ができるのではないかとこのように考えますの

で、ぜひひとつ、余りしり込みをしないで、思い切って、この提言を生かした行政運営を、今後心がけていただきたい。非常にすばらしい内容の答申であるというふうに、私も感じておりますので、ぜひその辺のことをお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって3の1、行財政調査会の最終答申をどう生かすか（より良き日野市政のために）に関する質問を終わります。

一般質問3の2、農水省跡地（留保地）の今後の利用計画についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○15番（馬場弘融君） 昨日も古賀議員から、行政報告の中で質問がございまして、ダブる点があるかと思うんですが、通告してございますので、おつき合いをいただきたいと思います。

3月議会のときに、市長の行政報告のトップに、農水省の跡地の留保地の活用方針について、新しい考え方が表明をされたところでございます。

その中で市長は、早く市政全般にわたる長期計画、あるいは財政計画の、長期的な財政計画をつくりたいのだが、農水省の留保地、これは淡水区のところも含めてでございましたけれども、これと、その施設整備にかかる約100億円の費用、この費用を、どのようにして浮かしていくのかということを解決しない限り、なかなか全施策にわたる計画を立てられないんだ、というふうな発言をしていたと思うんです。

さらに、それを受けて、その費用をできるだけ低減をする、節減をするために、きょう私が取り上げました第一桑園の留保地、約3.4ヘクタールについては、予定どおり、約——これがそのときで900平米と言っているんですけどもね——の、アリーナ2面、プール付きの体育館をつくるには、住宅都市整備公団等に、高層住宅を建設させ、そのために用地買収費を浮かせて、そこで、その費用でもって体育館をつくっていくというふうな、こういった考え方を示されたところでございます。

つまり、財政負担を軽減しつつ、予定どおりの、要求する市民施設はつくっていくという、一石二鳥の考え方、これまでとの発想の転換である、というふうなことでございました。

しかし、大蔵省の、これは昭和55年に示された国有地の払い下げに関する考え方ですけれども、それには、その地域における望ましい都市像が決まるまでは、払い下げを留保しますということでしたね。ですから、留保地を、高層住宅を含む体育館という今回の新しい提案が、

日野本町地区といいますか、旧日野地区といいますか、あの辺の地区全体を見渡したときに、最も望ましい案だというふうに考えての提案なのかということを、私、まず疑問に思ったわけでございます。

これまで何度か各種の委員会、あるいは本会議等の発言等を見ましても、住宅が一番いいんだというふうなことは、少しも出てなかったと思うんです。突然、住宅、高層住宅というようなものが出てきているわけですので、これが果たして本当に市長は心底から最も望ましい、あの辺の地域としてのあり方である。というふうにお考えになった上での新しい提案なのかなということが、非常に疑問なわけでございます。

あるいは、私はこうも考えたんです。これは、3月議会での市長の発言、行政報告の中での発言は、議会あるいは市民に対する一種のアドバルーンではないか。つまり、一つのアドバルーンを上げて、それに対する市民あるいは議会の反応を見つつ、さらに新しい案にシフトしていくといいますか、そういう意味での発言かなというふうに、私は、私なりに取りました。

そこで、先般の古賀議員もそうございましたけれども、3月議会以後、私は地域の各層の方々の御意見を、この問題について伺いました。余り大きく伺いますと、また話がこじれてくるおそれもありますので、なるだけ、ある組織を代表するような方の意見を、個人的にじっくり伺いました。

五つの意見を申し上げますけれども、一つは、商店会の会長さん、ある商店会の会長さんのお考えです。これは、市長が3月議会の中で申しておりましたけれども、地域商業の活性化にもつながるではないか、というふうなことも、ちょっと言っていたと思うんです。それに対応するようなお答えが返ってきまして、やはりあの地域に大ぜいの人に住むとろうことは、商業にとってはいいことなんだと。特に日野駅周辺の商業の活性化には、確かにつながるのではないかと。そういう意味では、うまいぐあいにやらしてもらえればおもしろいかもしれない、ということがありました。しかし、ただ人を張りつけるだけではだめだ。行政も、日野本町の周辺の商店街をどのようにやっていけば発展をするのか、というふうなプランを持っていなければ、ただ何のプランもなしに、あるところに大ぜいの人をどんと置くということだけでは、決してその地域の商業の発展には結びつかないだろうと。

具体的に言えば、あの辺の再開発でありますとか、区画整理でありますとか、そういうことを踏まえて、人が集まれるような、集まりたくなるような商店街といいますか、そういう地域

づくりを踏まえた上での、そういう住宅、高層住宅建設でなければまずなかろうというふうな、そういうふうなお話がありました。

次に、2番目として、地元の自治会の会長さんです。幾つかありますけれども、これは1人だけですけれども、この方は、びっくりした、というわけです。当然、今つくられている仲田公園、スポーツ公園といいましょうか、あれと一体化した、全般的に公園として残されているんだらうと思っていた、その中に体育館ができるんだらうというふうに思っていたこと。地域のあの辺の住民にとっては、桑園というのは、今は跡地になりましたけれども、もともと多摩川とともに大きな緑がある、潤いの場所であったわけですね。それが、今後もそうあるであろうという期待を持って見ていたところが、そういう高層住宅も含むというふうなことになる、全然イメージが変わってくるなど。あの辺の地域の住民にとっては、ちょっと承服できない問題じゃないかな、というふうな御意見がございました。

第3番目に、これは自然保護団体の人です。これは役員さんです。これは、日野市も緑を保護しなければいけないと。水と緑の文化都市というような言葉もありますけれども、それで、日野緑地、境のところは全部買収をするとか、いろいろ緑の保護については、積極的になっているけれども、あの地域は大変大きな木も多いし、また、非常にいい木もあるんです。形のいい木も、たくさんあるんです。あの緑を何とか生かしてもらいたいんだと。それで、市民の潤いの場となるような、できれば、日野には森というものがないんですけれども、少し狭いですけれども、森というふうなとらえ方ができるような、うっそうとした林といいますか、そういうふうな場としてやってもらえれば一番いいと思うんだけれども、あの場所以外に、ほかに日野市にどこにありますかと。あそこだけしかないでしょうと。中に、体育館的なところをつくってもいいけれども、それにしても、森というふうな発想を、ぜひ市長に伝えてもらいたいな、というようなことを、言っておられました。

4番目、これは主婦です。実は、仲田小のPTAの役員さんですけれども、この方は、今ついていますスポーツ公園の利用とか、あるいは仲田小学校の校庭の利用、大きなマイクを使ったり、大ぜいの人をわっと集めたり何かをするときに、そうした高層住宅がそばにできると、やれ音がうるさいの、ほこりが出るのというふうなことで、本来のスポーツ公園の利用、小学校の校庭利用、いろんな問題で、難しくなってくることがないでしょうかね、いろんな問題が出てきませんか。これまでの住民の方々は、もうずっとそういう目で見ているわけですか

ら、いいんですけれども、新たにそこにぱっと入ってきた、恐らく何百世帯の人間になると思
うんですけれども、そういう人たちが、過去のいきさつわかりませんからね、ここに来たんだ
から、いい環境だと思って来たけれども、何だ、しょっちゅううるさいじゃないか、というふ
うな声が出やしませんかというふうな、そういう危惧の声がありました。

5番目が、きのうも古賀議員も発言しておりましたけれども、スポーツ団体の役員さんです
けれども、これはもう当然のことですけれども、きのうの全く古賀議員の発言と同じなんです
が、南側にできるスポーツ公園と関連をした体育館、あるいはそういう意味の公園的な設備、
施設というふうに考えて、なるはずだと当然思っていたと。そうならなければ絶対困るという
ふうな発言でございました。

以上、大体五つの発言を申し上げたんですけれども、これらの意見を聞きますと、私は、市
長の新しい提案というのを、絶対反対とは申し上げません。いろいろな可能性を考えた中で、
こういうふうなこともどうだろうかというふうな、一つの暗中模策といいますか、模索をして
いる段階だと思うんで、あの提案が絶対だめだとは言いませんけれども、もっともっと深く検討
をして、一番いいのはこの案なんだ、2番目はこれだと。最低でもこれだけは満たしたいというふ
うな、案のランクづけです。さらにまた、市長の一番お困りの財源です。

一番いい案の場合には、これだけお金がかかってくる。その次の案だったらこのくらいの日
野市の負担で済む。第3案であれば、日野市の負担はほとんどなくて済むとか、そういう一覧
できるような形のものが、ぜひ欲しいと思うんです。これは、日野市の各行政全般にわたって
そうなんですけれども、何となく、いっぱいお金がかかっちゃうから、これ、だめなんですよ、
という説明がよくなされるけれども、具体的に数字や何かを挙げて、こういう数字だから、こ
の金額まではできないんです、だからこうせざるを得ないんです、というふうな説得力のある
ものが、なかなか出てこないわけで、そういうものが必要かと思うわけでございまして、その
辺で、質問を5点ほどいたします。

第1点は、今申し上げた財政の問題なんです、淡水区と合わせて、両方とも、約同じぐ
らいのヘクタール数ですから、合わせて約100億円といいますと、大体留保地のところは、
50億円弱ぐらいになるかなと思うんですけれども、その金額がどういう、買収費が幾らで、
整備費が幾らで、工事費は幾らで、その財源で、国庫補助金がどのくらいで、起債がどのくら
いというようなことを、つまり、当初お考えになっていた、全部買収して、公園としてその

中に体育館をつくる、全部自前でやった場合の財源計画といいますが、費用はどのくらいかかるのかということと、とですよ、それから、市長が新たに提案をされてきた案では、それがどのくらいの市の負担になっていくのかということ、を、ちょっと具体的に教えてもらいたいと思うんです。それが第1点目です。

それから、第2点は、緑のマスタープランというのが、57年の3月だったかな、私どもに配られました。これは、実はもうできちゃいましたけれどもね。南平高校のときにも、私、問題にしたんです。あの地域も、やはり大きな、浅川の南側の大きな山、森林を含む公園として考えていた、いるんだと。しかし、その中に急遽都立高校が入ってきた。ですから、周りの斜面だけが緑地として残されているのが今の状況ですけども、それと全く同じで、この仲田の緑地地帯も、全般を大きな地区公園でしたかにしていくんだ、というふうなプランであったわけですね。

当初は、そこには全く住宅だとかいうふうなことがなかったんでありますけれども、緑のマスタープランというものが、両方にあった大きな公園というものをどんどん崩していつているわけですね。プランにそぐわないような行政の進め方が行われている。せっかくなつくったプランであるにもかかわらず、そういうふうにだんだん蚕食されてしまっているというような感じがするんで、緑のマスタープランにおいての、公園の位置づけを考えますと、こういったことがどんどん行われますと、せっかくなつくったプランが何にもならないじゃないか、というふうな気がするわけでございます。そういう点で、緑のマスタープランとの関連で、新しい市長の提案は、どういうふうにお考えになるのかということなんです。

さらに、それに少し関連をしますが、第3点として、留保地3.4ヘクタールのうち2ヘクタールが緑地に指定されていますね、残り1.4は、一般的な用地なんですけれども。緑地が2ヘクタールある中で、このままで新しい提案の高層住宅というのは、建てられますか。前の説明では、緑地の網がかぶっているから、そういう住宅は建たないんですよ、というふうな説明を、委員会の席で受けたことがあるんですけども、緑地は、このままでいいんですか、できるんでしょうか、それを聞きたいと思います。

それから、4番目は、先ほど質問の前段の中で申し上げましたけれども、この新しい提案が、高層住宅を含む体育館というような、こういう新しい案が、この地域の最も望ましい都市像である、とそういうふう考えての御提案ですか、それともそうじゃないですか。それを、もう

少し詳しく教えてもらいたい。

5 番目、最後ですけれども、これは、新しい高層住宅ができるとすれば、その住宅にお住まいの方は、とってもいい環境に住みます。ところが、その周辺です、特に北側の東町地域といえますか、まだまだ都市基盤の整備もおくれているし、道路も少ないというような状況があるわけで、もし、そういういい住宅をおつくりになるならば、その周辺の環境整備、こういうものも当然考えませんと、恐らくすごい反対運動が持ち上がっちゃうと思うんです。そこだけで押さえるのではなくて、やるんならば、周りの住環境の整備も踏まえての提案でなければならぬと思うんですけれども、その辺の、周辺環境の整備については、この新しい提案に関連をして、何かお考えになっているかどうか。

以上、5 点をお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の中の、技術的あるいは法規的な部分につきましては、課長からお答えをするようにさせていただきます。

この仲田緑地、最後の留保地 3.4 ヘクタールの活用ということは、まさに重要なことでありますが、目的を達成しつつ、財政的にしかもクリアするという事で、かなり考えあぐんだという経過がございます。

それで、私、日野市全体のことを考えます場合に、町の真ん中には浅川があって、浅川は非常に大切な、自然の、市民共有のスペースとして、今後もちろん存続をできると。それから、北の方から東、本当は多摩川が隣接しておるということで、しかもその河川数は、川幅の 7 割ぐらいが日野市の市域であるにもかかわらず、余り自然環境的に、市民の憩いの場とかいう形では、活用がしにくい、こういうことがあるように思うんです。

それで、だんだんと 1・3・1 という、つまり東京と、八王子、東京と都の西をつなぐ大きな幹線が整ってまいります。甲州街道は、今まで大変重荷に耐えた街道のわけですが、日野市内には、むしろ甲州街道は、だんだん 1・3・1 のバイパスができますと、従来の役割がだんだん終わってくる傾向になるだろうと。南北道路としては、例のモノレールが、いずれは通るわけではありますが、それにしても、やはり多摩川沿いは、そう住宅都市としても余り都市計画がないだけに、どういう将来像ができるだろうか。何かこう、まだまだ我々の努力不足もあるかもしれませんが、夢を託す形にはなっていない。やっぱりある程度、低層住宅は環境を整え

つつ中高層化していく手法がとられるべきではなかろうか。

特に、日野駅という非常に倍利のいい交通機関、交通のステーションがあるわけですから、森町でありますとか、あるいは、まあ森町から多摩川沿いにずっとかけて、新しい都市像を考えるべきではなかろうかと。こういう、つまり、どちらかといいますと、日野市では、今、余り都市計画を持っていない地域という感じがいたします。そういうことにおきまして、日野駅の周辺の活性化といっても、盛り場をつくって、なにか不潔な町にするという意味では、もちろんあってはいけないわけですが、やっぱり住宅、日野市というのは便利がいいだけに、やっぱり住宅開発というものは、環境を守りながら整えるべきではなかろうかと、このように感じております。

仲田緑地 10ヘクタール全部を公共施設にという考え方が、財政力が調べば、それなりの考えはあると思いますけれど、仲田小学校をつくったことによって、住宅はふえても、そうおそれることはなくなった。それから、広い地積のスポーツ公園ができましたし、その中の一部分といいますか、相当面積の植栽地、これは今言われるような森に成長させることができる。

それから、古くからあります蚕糸試験場の中の、ケヤキとイチョウの並木ですが、あれはなるべく計画的に存続をしたい。どうしてもやむを得ない場合は、ある程度植えかえもするというようなことで、あの森自体は、今後とも存続をさせたい。

こういうことをあわせて考えまして、ある程度の、今言われる緑地部分、これは差し引き計算をして、緑のマスタープランの上からも、緑地面積、指定されている緑地面積を減らすわけにはいきませんから、別の方法で補いをしなければなりません。それは、日野市内で多少の融通をつけるということはあるのですが、私は、それがごくあの周辺で可能であるというふうな検討も、聞いております。

そういうことを含めまして、イメージが今ははっきりと描けるというわけではありませんけれど、やっぱり甲州街道から多摩川に渡る間の地域に、日野市の将来像を託すべき部分がある、このように考えたい。そういうことでございます。

あと、具体的に、いわゆる財政をどういうふうクリアするか。100億円をどうクリアするかと。これ、確かに起債を取りついたり、事業によっては補助をもらうことも可能でありましょうけれど、いずれそれらは、起債の場合は特に返さなきゃなりませんし、将来二者を、つまり二者というのは、仲田緑地と、それから淡水跡であります、この二者を全く広場と、

広場といいますか、平たい形で確保するということは、困難じゃなからうか。こんなような、つまり1個を、淡水跡はこれは将来、いずれはやっぱり中学校が必要になりますので、これは10年先になるか、20年先になるか、確保をして、しかもグラウンドぐらいに使っていただければ幸いではなからうか。

それから、その際に、仲田には既にスポーツ公園も整ったので、体育館は体育館としてつくる。あわせて、その財源のことと環境のマッチのことを最善にアレンジする考え方が出ないだろうか。そのことを都市整備部長に指示をして、ある程度の概要はあるわけでありませうけれど、まだ一歩進んだところまでは行っておりません。議場に出席をしております課長の方で、ある程度の試案は、いろいろと検討を続けておりますので、中間的な意味で公表してもよろしい、というふうに思っております。緑地のプラス・マイナスの関係、あるいは望ましい都市像のイメージ、これは立派に私は成り立つというふうに、考えております。

その際に、確かに北側でありますとか、東町でありますとか、あわせて地区計画をつくる部分、あるいは、ある程度の区画整理手法を用いる部分と、こういうつなぎ合わせにして、川沿いにもやっぱり整備をしていかなきゃならない、このように考えておる、とそういうことでございます。

○議長（黒川重憲君） 都市計画課長。

○都市計画課長（平井 忠君） まず、第1点の財源の問題でございます。これは、私の方で試算した内容で、いわゆる概算ということで、この用地を跡地利用を図るに当たって、どのような手法があるか。もし市が買った場合、どのくらいの金がかかるかというふうなことで、試算したわけでございます。

まず、この用地の内容でございますが、3.4ヘクタールあるうち、現在、都市公園としての仲田緑地が2ヘクタール、残りが1.4ヘクタールということになるわけでございます。これを活用する、いわゆる施設の内容として、まず仲田緑地はそのままとし、残る1.4ヘクタールを体育館予定地というような活用を前提として、試算したわけでございますけれども、この場合におきます。まず用地費でございます。

用地費につきましては、仲田緑地については、国有財産特別処置法、これに基づきまして、取得面積の2分の1が有償、残る2分の1が無償貸し付けということですから、用地買収の対象としましては、1ヘクタールということでございます。

それで、単価でございますが、買収単価としましては、今までの実績が59年のときが約14万8,000円でございますので、今日6%アップしまして、15万7,000円としますと、仲田緑地の1ヘクタールだけで15億7,000万ということになります。

それから体育館用地としてでございますが、この1.4につきましては、国有財産特別処置法で、買収額の25%減額売り払いということでございますから、1.4掛けることの15万7,000円で、21億9,800万。それで25%減額ですから、16億4,800万ということになります。すなわち用地の買収総額は32億1,800万ということになります。

それに、今度は仲田緑地の、いわゆる施設整備が必要となります。仲田緑地の公園整備としましては2ヘクタールですから、平米当たり2万円という単価で、4億円ということになります。

それから、体育館の建設でございます。延べ面積を8,600平米と仮定いたしまして、平米単価14万9,000円で、12億8,200万ということでございます。そうしますと、今のいわゆる施設整備費のトータルは、16億8,200万。したがって、用地費と、それから施設整備費の合計で49億円というような内訳となります。

それから、いわゆるその財源でございますけれども、これも今までの実績で概算いたしますと、国庫補助金が全体事業費の約5%、それから都費が2.5%、起債が70%、自己財源が22.5%という割合になります。したがって、国庫補助金が2億4,500万。それから都費補助金が1億2,250万。それから起債が34億3,000万。それから自己財源が11億250万円。トータルが49億円というような内容になるのではないかと推定試算されるわけでございます。

それから、2番目でございますけれども、市の負担は幾らになるのかということでございます。これにつきましては、いわゆる住宅都市整備公団を誘致し、住宅を建てる。その戸数によって、いわゆる住宅都市整備公団の負担の能力が、幾ら市の事業費への裏負担が出せるかということが問題でございます。したがって、その金額が出ることによって、果たしてその事業費がどの程度市が負担するのか、あるいはペイになるか、というようなことになるわけですが、今のところ、まだ住宅都市整備公団とはいろんなケースで検討しているわけで、現在のところ、その数字的な面については、まだ出ておりません。

それから、2番目の緑のマスタープランとの位置づけでございますけれども、緑のマスター

プランの中で、まず基幹公園、として御承知のとおり総合公園があり、運動公園があり、それから地区公園があり、近隣公園があるわけですね。現在の計画では、いわゆる総合公園が2カ所、それから運動公園が2カ所、それから地区公園が4カ所、それから近隣公園が19カ所と
いうような中で、そのマスタープランでは位置づけられているわけですが、現実的には、都市計画決定された現在の仲田緑地につきましては、既に用途地域の定められた範囲の中で、現実的に位置づけられているわけですが、その都市公園としましては、いわゆる中央線西側、ここに15カ所、実質的に設置されているのもありますね、15カ所。それから中央線から東、多摩川まで、これが9カ所。それから浅川南、これが4カ所で、公園面積のトータルが93ヘクタール。それから緑地については、3カ所あるわけですが、264ヘクタール。すなわちトータルで367ヘクタール。現実的に都市計画の中では、現在の人口15万6,000で逆算しますと、1人当たり23平米ですが、そういった中で、仲田公園につきましても、地区公園として6ヘクタールということで、位置づけられています。

それから、3点目の、緑地の中で住宅が建つか、ということですが、これは、建築基準法等の関係でございます。いわゆる計画決定区域の都市施設内においては、木造建築2階建て、それから地下を有しない、というふうになりますから、現在の計画決定された緑地の中では、鉄筋コンクリート建物等は建てることはできないわけです。したがって、建てる場合には、その緑地の網を外して、都市計画法に基づく手続をすることになります。いわゆる区域の、都市計画区域の変更ということになりますね。そういった手続を要するということになります。

それから5点目、周辺地域環境整備について。これは、先ほど市長からも、今のお話があったとおりでございます。いわゆる仲田緑地、いまの留保地3.4ヘクタールの後背地を含めて、いわゆる仲田小学校と、それから多摩川寄りの約7.2ヘクタールですか、すなわち範囲としましては、西においては市道20号線、それから東において2・2・10号線、それから南においては2・2・11号線、それから北においては多摩川というようなゾーンとなるわけでございます。

現在の状況を見ますと、この地域は空間地もでございますが、しかし実態としては、スプロール化が進んでいる地域であり、あるいは生活道路関係で、生活道路も未整備の地域でございます。ですから、これから仲田緑地の留保地の、いわゆる土地利用に当たっては、それらを含めて、規制あるいは誘導、そして事業というようなステップによって地区計画を導入する、とい

うようなことで、町づくりへのステップを踏んでいかなければならない、とかように考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 大分御丁寧な説明、ありがとうございました。

一つ、財源的な面でよくわからないのは、先ほど私申し上げましたけれども、淡水区と合わせて100億円かかる、その半分の約49億円が留保地にかかるということは、わかったんです。それを負担するのは大変だ、ということもわかった。では、どのくらい新しい提案では安くなるかといいますかね、ゼロになるのか、あるいはどのくらいになるのかということが、今の説明の中では、全く出てこないんですね。

いろいろ交渉の途中で難しいのかもしれないけれども、それならば、ちょっと質問の形を変えますけれども、どの程度の日野市の負担ならばいいというふうに、市長、考えるんですか。この49億円、本来ならばかかるところを、日野市の負担、この程度に、以下に押さえたいという、それをちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり、基盤整備事業に、これまでちょっと見通しができないぐらい金がかかるということは、もう明らかでありますので、私は仲田スポーツ公園ができたことによって、あの地域の広場、あるいはセンター、緑地、そういう意味での配置はできたと、このように考えます。

むしろ、斜陽化しかねない甲州街道の特に北側、このあたりには、もっと活性化する要素を導入すべきではなかろうかと。それが住宅をつくる、便利ですから、住宅をつくるのが一番有効だと思いますし、環境を損なわない範囲の、ある程度の高層のものをつくってもいいのではなかろうか、そういうことでございます。

その際に、腹計算というのは、議場で言うべきことではないかも知れませんが、例えば、千代田自動車跡の約500戸、それから、今の地域にある500戸、そうすると、ほとんど市の負担はなくても、何か得るべきものが上げられるような感じがする、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） 市長のお話ですと、非常においしいものがぶら下がっている

ような感じがするんですけども、どうも事務サイドでいろいろ詰めてみますと、とてもそういうふうな簡単にはいかないと思うんです。やはりかなりの負担を、最終的には強いられるような形があるだろうということもありますし、さらに私、非常に心配しますのは、緑地の指定の区域変更までしないことには、住宅は建たないというようなことでございましたね。

そういうことを考えますと、やはりいろいろ先を見て緑地に指定しているというようなことが、当然ある時期の行政ではあると思うんです。そういうものを、たまたま今ちょっと金が、先のことを考えると苦しいから、本当はそうしたいんだけど、これにしちゃおうよというふうな、短絡的な発想だけは、ぜひおやめをいただきたいというふうに思うんです。

ですから、もしいろんな形で、ある程度の金額に抑えなければいけないということがあるならば、例えばです、とにかく用地だけは自分のところで買っておきましょう。あと、それを整備したり何かをつくったりというのなら、そのときのまた新たな財源が出たり、何かができるときにやっていこう、ということも考えられるわけでして、そういう点で、1回、高層住宅のようなものをつくっちゃいますと、もうその地区は、恐らく永久的にそういう住宅になってしまうと思うんです。

私どもも、自分もあの地域にいますから、それが一番いいというふうに、だれもが納得するような案であれば問題はないんですけども、最初に申し上げましたように、非常に多くの方が疑問を感じたり、びっくりしたりしているというような状況がございますので、どうか、私は初めに申し上げましたけれども、これは市長のアドバルーンだというふうに、あくまで考えておりますけれども、どうもいろいろ風向きが厳しいようですから、じっくりもう一度お考え直しをいただいて、やはりあの地域は緑に関連をしたもので、あるいは運動とかそういうものに関連をしたもので、これからもやっていただきたい。財源的に苦しければ、多少なりともつくるもの、建物を先延ばしをしてもいいから、ひとつまず当初の案というものをかなり拘泥をして、そこにこだわって考えてほしいな、というふうに思います。

私は、絶対反対だとは申し上げませんけれども、もう少し、もう少しというか、もっともっと検討する余地がある新しい提案だな、ということを感じておりますので、そのことを申し上げておきまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。（「一言」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一言、我々の考慮の中の条件に、今おっしゃるようにはいかない面があります。

といいますのは、国有地を取得する場合には、売買契約をする際に、何々を2年間のうちに必ず建てます、そういうことになるわけでありまして、今あなたからもよく言われております、ふるさと博物館の用地を、約束をしながらなぜ延ばすかと、こういうふうに当局からは問われるわけありますので、そういう財政運営の仕方はできない、ということもあわせて考慮しておいていただきたい。そういう条件の中で、我々は物を考えなきゃならないということもあります、ということを申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君） 馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君） ではもう1回。終わろうと思ったんですけども、お話がありましたので。

だから私は、公園として、あるいは森としてお買いになったらどうですか、ということをやっているんです。だから、それでその中に、あるいはまた緑地以外のところをお買いになるときに、今度は体育館としてそこを買いますよ、とかというような形を、当然とれると思うんです。そのことを申し上げているわけで、例えば、体育館も全部ひっくるめたものとして、いずれこういうものをつくりますから、といって払い下げを受けるのではなくて、ここは公園なんですよ、市民の森なんですよ、そういうことで買うということは、当然できると思うんです。

ですから、そういう形でいろんな手段を、短絡的になにか市長は私がいろいろ申し上げると、すぐ反論してくるんですけども、短絡的に反論するんじゃなくて、いろんなことを考えて、どういう形が一番市民にとってもいいし、財政的にもうまくいくかということ、もっといろんな案を出したり、やってほしいんです。それで、具体的に私どもの前に、こういう案でいくとこの点が隘路だ、この案でいくとこの点が難しいんだ、ということ、もう少しみんなにもわかるようにやってもらいたい、ということなんです。

ですから、先ほども申し上げて、また繰り返しになりますけれども、ぜひその辺も踏まえて、じっくり検討のし直すと、それから当初のつくった案というものは、これは非常に、考えに考えた末つくった案だと思しますので、そう簡単に変えてほしくないなということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって3の2、農水省跡地（留保地）の今後の利用計画に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時 4分休憩

午後1時19分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、革新・森田市長の程速い行政改革についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔24番議員登壇〕

○24番（古賀俊昭君） 昨年の8月5日に、市長から日野市行財政調査会に対して、日野市の行政改革についての諮問がなされました。そして、今回、答申が市長に対して行われたわけであります。諮問の内容は、社会経済情勢の変化に対応する効率的な市政の実現を図るため、ということでした。この答申について、質問をしてみたいと思います。

私どもは、職員組合の代表ではありませんし、もちろん市民の代表でありますから、市民の意向を踏まえて、市長に質問をいたしてみたいと思いますので、しかと御答弁をお願いをしたいと思います。

前置きは抜きにいたしまして、行財政調査会の最終答申は、御承知のように2本立て、分裂答申となったわけであります。本来は、当然1本の答申が望ましいわけでありますし、例えば、委員の間で意見の調整が難しいとしても、両論を併記させるパターンも考えられるわけであり、今回の最終答申が、全く異例の、2本立ての答申になった理由を、市長はどのようにお考えになっているか、まず質問をいたします。

2番目は、二つの最終答申それぞれについて、市長のお考え、評価をお聞かせをいただきたいと思います。

3番目に、この二つの答申を受けた市長は、いずれの答申、つまり8人答申か、または組合

答申いずれを尊重する考えなのか、そのお考えを3番目にお聞きをいたします。

4番目に、これから、この最終答申を下敷きに、まあどちらの答申を下敷きにされるかわかりませんが、日野市で既に組織をされております行政改革推進本部で、市長の言うところでは行革推進要綱という、戒名といいますか、名前がついているわけですが、この推進要綱を作成するわけでありましたが、その時期と具体的な内容について、答弁をお願いをいたします。先ほど御回答があったかもわかりませんが、もう一度よろしく願いをいたします。

5番目に、答申による財源の捻出の期待額、これはこの答申、どちらを見ましても、全く書かれておりません。普通、行政改革の方策について答申がなされる場合には、すべてだとは思いませんが、この答申を実施することによって、幾らの財源が捻出をされるか、その期待額というものが、普通は示されるはずであります。また、答申を実施しなかった場合にはこのようになる、というものが、普通であれば掲げて、資料としてつけられているわけでありましたが、この8人答申には、組合答申にも、それらは私が見る限りでは出ておりません。読み取れないわけであります。登申を受けた市長として、この財源についてはどういう読みをなさっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、職員の定数のことに関して、お聞きをいたします。

御承知のように、日野市は電算化を進めてまいりまして、人件費の抑制効果も上げるということで、人事配置について見直しも行われていると思います。つまり、大幅な定数の削減ということではできないまでも、ある程度の抑制ということは、電算化の推進等によって可能だと思うんですが、この答申を見ますと、8人答申の方は行政改革の――行政組織の適正化、それから人事の適正な配置、職員の育成、管理等を行うとともに、行政的判断を要しない職員の数をできるだけ抑制することに努めなければならない、ということで、職員定数の抑制をうたっているわけですが、このたった1人の組合答申を見ますと、これとは全く逆に、早急な大幅な定数増が必要だ、ということが書かれております。

日野市では、いろいろ新たな事業を抱え、またそれぞれの部や課からも、新たな事業を起こす際には、職員の要求等もあるようではありますが、職員の定数は、今後、定数条例の改正等をもって増員が予定されているのかどうか、その職員定数のあり方について、当面の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、給与制度についてお尋ねをいたします。

この答申を見ますと、まず、8人の大多数の委員の方がまとめられた答申では、中には、社会党支持や共産党支持の学者の方もいらっしゃるわけですが、やはり市民の感覚、常識、そういうものには抗しがたいと見られたのか、大勢は、現在の給与制度については、見直しということをはっきり答申の中で述べております。つまり、現行の給与制度については、職務の責任、専門性に応じたものに改めるべきである、という表現になっております。

ところが、組合答申の方を見ますと、この給与制度についても、変更の必要はないということで、全く意に介していない、市民の批判もどこ吹く風、意に介していないような表現になっているわけですが、市長は、この給与制度については、是正計画で向こう3年のうちに見直しを行っていくということを、表明をしているわけであります。この給与制度、具体的にもうぼちぼち手をつけなければ、是正計画の期限も、来年度にはもう迫っているわけでありますが、この答申を受けて、具体的に給与制度の改革、適正化に向けて取り組みをなさるおつもりがあるのかどうか。前回もお聞きをいたしました、もう一度お尋ねをいたします。

それから、最後に、この答申とは直接関係ありませんが、もうすぐ夏休みがやってまいります。毎年、この夏休みの取り方、あり方について、私、お聞きをいたしておりますが、有給のいわゆる夏休み、東京都並みに、せめて圧縮すべきではないか、ということ、今まで求めてまいりました。ことしの有給夏休み、組合交渉等の結果、結論が出たのであれば、どのように圧縮をされたのか、御回答をお願いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

御質問の最初の2点につきましては、後ほど市長の方からお答えをいたします。

3点目でございますけれども、いずれを尊重するかということでございますが、これが発足当時は、10人の委員さんの調査会を組織しまして、市長の方から諮問をし、答申を受けることになっておったわけでございます。

結果といたしましては、2本の答申に意見が分かれたわけでございますけれども、調査会に諮問した答申でございますので、この内容を双方比較するという問題ではなく、同等に、内容をよく検討いたしまして、日野市の将来の行財政にかかる問題について、まとめてまいりたいというふうに考えております。

それから4番目の、今後の推進のことでございますけれども、先ほどの馬場議員さんにもお答えを申し上げましたけれども、60年の11月に、行政改革推進本部を設置いたしました。本部長は市長、それから副本部長には助役、収入役、教育長が当たるということになっております。部員につきましては、部長12名、課長12名の、合計24名でございます。

効率的にこの本部を運営するために、3部会を設けまして、応能、応益負担の問題、それから補助金、使用料等の検討、それから財政運営、これを第1部会。第2部会につきましては、給与、職員定数、組織、機構等を行う。第3につきましては、事務事業の委託の問題、OA化、事務改善、こういったものを分担をいたしまして、今後検討をする予定でございます。現在、行政改革の推進要綱の策定の時期といたしましては、本年の秋をめどに置いておる次第でございます。

それから5番目の、この答申にかかる改革といいますか、行政効果のことでございますけれども、調査会の中では、この改革によりまして効果として出る財源幾ら、というようなことは、検討されなかったわけでございまして、今後の推進本部等の検討の中で、可能であれば検討してみたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは、6点、7点、8点の三つにつきまして、お答えをさせていただきます。

最初の、職員の定数でございますが、確かにこの答申二つによりますと、違った考え方が出ております。そして、8人の答申の中でございますと、やはり定数を抑制するということで、先ほど古賀議員さんがお読みいたしましたように、行政的判断を要しない職員の数はできるだけ抑制せよ、というような答申でございます。また、片方の1名の方の答申につきましては、定数を改正せよ、というようなことでございます。

いずれにいたしましても、立場は二つとも違っておりますので、今、企画部長の方からお答えいたしましたように、ここで推進本部の第2部会の給与、定数、それから機構というような、一つのブロックでの検討が、今後進められていく中で、これらを市の考え方として、まとめていきたいと思っております。それと、この答申を踏まえながら、我々もまた努力していかなければなりません。

そういうふうな、一応予定をとっておりますが、さらに御質問ございました、今後定数につ

きましての増は考えているのか、条例改正を考えているのか、というお話でございますが、この件につきましては、3月議会に、やはり古賀議員さんから再度質問がございまして、非常に私、微妙な言い回しをいたしましたんですが、今言いましたように、抑制をするものは抑制し、見直していかなきゃいけないと思います。

しかし、今後新しく増設されます施設、例えば市民生活センターですか、それから博物館とか、そういう施設、箱物の問題、それと事務事業の中で、ハードな面で、今稼働期に入りました区画整理、あるいは下水道というような、事務量の増大、膨大、こうしたものを検討いたした中では、やはり定数の増を検討していかなければいけないのではないかとということで、これらの検討も、今後していく。また、お願いに上がることと思いますが、その節、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次が、給与の点でございますが、やはりこれも大勢の答申におきましては、多数答申におきましては、職務と責任ということで、通し号俸を非常に見直せということでございます。反面、これに対しまして、ラスパイレスから始まりまして、過去の例からいたしましての、福利厚生面の格差があるというようなところからの、反論的な意味合いで、給与の見直しについては必要なしということでなく、給与については、今後もこれらをやっていくというようなお話でございますが、私どもが先ほど御質問ありました、給与改定計画というものを、去年の11月末に出しております。そして、これにつきましては、組合の方にも提示をいたしまして、協力を呼びかけております。そうした中で、現在、それではどのような形であるかといいますと、その中で、給与の方は大きな問題でございますが、これも今言ったような第2部会、そうしたものを、答申を踏まえながら、またやっていかざるを得ないんですが、あと退職金、それから特勤手当、逆転的な現象、そうしたものについて既に事務段階で、毎週1回ぐらいつつ、既に組合との協議に入っております。そういう状況でございます。なおしばらく御猶予をお願いいたします。

それから8番目の夏休でございますが、これはこの前もちょっとお話し申し上げました。確かに夏休につきましては、過去3カ年来、非常に都並み、国並みということでの指導、そうした中での努力を、今ここに助役がおりませんが、助役が先頭に立ちまして、助役会の意向をくみまして、やってまいりました。やってまいりましたんですが、2年前に9.5と0.5でございますが、大きな金額ではございませんが、非常に難しい中で0.5と、小さな問題でござい

ましたが、組合からの同意を得まして、やりました。

そしてなおかつ、今回も、期末手当と一緒に、こちらから投げかけまして、夏休につきましての削減ということを提案したわけですが、各市との状況、そうしたものが出まして、現状維持ということでございますので、今年度は9.5という数字でございます。なお、これについては、組合とさらに今後について削減ということ、削減というと語弊はありますけれど、少なくして国並み、都並みの線に持っていきたい努力をするつもりでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の初めに御指摘のありました、行財政調査会の答申に当たりまして、その感想とか、評価とかいう質問と受けとめております。

経済社会の変化に伴いまして、絶えず行政の見直しということは、今までもやってまいりましたし、今後もまたやり続ける課題であることは、間違いありません。

そして、特に日本の極端な経済成長期、その時期は、我が市が受けた人口急増期でもあるわけでありまして、いろいろ大わらわの仕事をやってきたわけであります。その今見直しの部分もありますし、また、将来に向かっての展望を持って、新しいスタートもしなければならぬ、このような趣旨に基づいた答申をいただいたというふうに、理解いたしております。

形式は、一つの、一調査会から二様の報告があったということで、分裂とか、2本立てとか言われておるようでありますけれど、私は、先ほどの御質問にも答えましたとおり、大部分のところは、我々がこれまでも取り組んでまいりました方向と一致している。

しかし自治体の、特に日野市の今後の町づくり、あるいは地域社会としての福祉や文化の発展、成長、これらのための施策には、財政の面でも、まだまだ膨大な経費の支出が、経費の負担が必要であるということもございますので、いわゆる効率的な行財政運営をしなければならない。この報告にも書かれておりますとおり、入るをはかって、そうして最も効率的な行財政の展開こそ、市民の要望に沿う道であるというふうに、御指摘もいただいておりますが、私も全く同感でございます。

したがいまして、今後の指針になり得る、また我々と著しく考えを異にするものではない。今までの考えを、むしろオーソライズしていただいた、このように受けとめております。

委員会の中に、委員として推薦をいたしました職員組合からの委員であります、こちらか

ら、庁内の各職場の意見をまとめた形での提言も伴っておるわけでありまして、私は、その両者を矛盾や対立という関係ではなくて、両方を整合させる形で、職員の意欲ももちろん大切でありますし、それから市民の視点に立った全体の行財政の進め方ということも、より大切でございますので、その両者をうまくバランスさせながらやっていきたい、とこのように考えております。

したがいまして、評価といたしましては、今後の指針にたえる報告をいただいた、このように受けとめております。したがいまして、いずれを取るかということではなくて、両方調整をして、そうして市民の視点に立って取り組んでいく、という考え方でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 私は、最初に申し上げてもよかったんですが、この二つの答申は、全く相反する内容になっているわけです。今、市長、それから企画財政部長もそうですが、なかなかお答えになりにくいだろうと思うんです。いずれの答申を尊重するかということに対しては、両方検討してこれから決めていくということでございます。

また、今の市長のお話では、どちらも立派なことが書いてあるから、市民の立場で、それぞれ採用していくものはとっていききたい、というようなお考えだと思うんですが、つまみ食いをそれぞれやって、どのような行革推進要綱ができるのか、非常に疑問に感じますが、私は、一言で言えば、こちらの1人答申の方は、組合要望事項が羅列されているというふうに、私は取るわけです。東京の都心の自治労会館あたりでいろいろ練られて、これは出されたものだと思いますが、まあ組合要望ということだと思います。

ですから、市長は、それぞれの答申を尊重するようなお考えを述べられたんですが、結果として、どちらの答申に重きを置くかによって、全く逆の結果が出てくるわけです。先ほどの職員定数のこともそうですが、もし、こちらの組合答申の方を尊重すれば、かなり際限なく職員をふやしていかなければならないという結果に、当然なってきます。行政サービスという名のもとに、職員の数をふやさざるを得ない。かなりの数が定数改正を行って、確保されなければならなくなってくると思います。

しかし、逆にこちらの、非常に表現は緩やかなんですが、8人答申の方の線に沿っていけば、やはりいろいろ事業の見直しや配置の見直し等、絶えず行って、そう簡単にはふやせないとい

うことでの対応を迫らざるを得ない、そういうことになろうかと思います。ですから、どちらも——組合の委員を入れたというのは、市長の、これは全くよその市では例を見ない決断であったわけでありますので、こちらの1人答申も無視をできない。むしろ、これを隠れみのにするのではないかということを、私は考えるわけです。

この委員会が組織されましたとき、当初は8人の委員でスタートをする予定でありました。ところが、危遽10人ということになって、組合関係の人がプラスされたといういきさつもあります。しかも、再三申し上げておりますように、委員の中では、非常な意見の対立があった。いわゆる行革についてのとらえ方、考え方が大きくかけ離れた人が、かなり半数以上も、いわゆる反対の立場で委員になっておられたということもありますので、最終答申は非常に心配されたわけですが、辛うじて8人答申においては、私どもが願っていたものが大方盛られているということが言えると思います。私は、この8人の委員の方が、一緒にまとめて提出をされたこの答申に、当然重きをなして、行革の推進要綱の作成を行うべきだと思いますが、もう一度その点、確認をいたします。

それから、この給与制度の改正については、先ほどお話がありましたように是正計画、まあ改定計画ということに、日野市は名称を変えておりますが、昭和62年度までに通し号俸を改める。つまり、給料表を、今の1本を分離させる、通し号俸制の廃止を行う。つまり、行政職と技能職を分けるという考え方が、示されているわけです。改定計画では、62年度までにこれを仕上げるということになっておりますので、これから行革推進要綱を秋までにつくる。そしてその要綱に従って、給与制度も第3部会ですか、ここで——第2部会で抜っていくということですが、果たして是正計画どおりにするのかどうか。つまり、この計画どおりに進めていくためには、かなり推進要綱の策定も急がなければならないと思いますし、精力的に取り組んで、初めてできるのではないかと思います。この給与制度については、是正計画とそれから推進要綱、どのようなかわりを持ってくるのか、この点お尋ねをいたします。

それから、これは些細なことかも知れませんが、この答申は、4月30日にまとめられたということが、答申が出されたということが、日付、書かれております。しかし、私どもは、4月30日から1カ月後の5月の20日になって、初めて最終答申が出されたということを、新聞報道等で知りました。委員会の答申は、1カ月前に出されているにもかかわらず、いわゆる市民に対する公表、または私どもに対する資料の提供等は、1カ月なぜおくれたのか。この

点、何か事情があることだと思しますので、参考までお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、有給の夏休み、当初10日であったものが9.5日、0.5日削減され、先ほど言ひましたように、圧縮をされて3年来たわけですが、東京都の5日だったと思ひますが、この日数にはまだまだ近づいてこない。かなりの努力が今後必要だろうと思ひますが、去年の私の一般質問でも、9.5を切っていきたいというようなことを、お答えになっているんです。赤松助役が答弁されたんですが、一向に実効が上がっていないわけです。やはりこれも批判を浴びている、市民の批判の強い、非常に不透明な休みであるわけです。

私は、条例でこれ、はっきり決めた方がいいのではないかとも思ひましたが、そういうこと、何か法的にはやはり問題があるそうで、やはり日数を私どもが理解できる、納得できる日数まで、急ぎ減らしていただかなければ、このペースだと5年か10年、すぐになつてしまうと思ひうんです。さらに取り組みをお願いしたいと思ひますが、そうしたお気持ち、ただお考えを述べられるだけでなく、そういう決意があるのかどうか、もう一度お聞きをいたします。

以上です。再質問です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

第1点目でございますけれども、8人の答申を中心に今後検討するのかどうか、というようなことでございますけれども、諮問の内容といたしましては、先ほどからも出ておりますけれども、社会、経済情勢の変化に対応する効率的な市政の実現を図るために、行財政改革の方策を諮問したわけでございます。

この諮問を受けまして、報告書のまとめ方として、一つは、日野市のこれから歩むべきビジョン、それからそのビジョンを進めるための具体的な方策、この二つに分けることができるんじゃないかと思ひます。この答申を、今後推進本部といたしましては、この二つの論点に分けて、今後検討をしていくということで、御理解をいただきたいと思ひます。

3番目の、答申の時期と報告書の配付の日数的なずれの問題でございます。本年の4月30日に、調査会から答申をいただいたわけでございますけれども、この段階におきましては、ただいまお手元にありますような、こういう印刷物ではございませんで、ワープロでは打ってございましたけれども、句読点でありますとか、文章の一部、細かい点でございますけれども、問題も残っていたわけでございます。内容が変わるわけではございませんけれども、それらの

修正をしていた。それから、それをこのようにワープロで全部打ちまして、装丁をしたのに時間がかかってしまった、これで約1カ月費やしてしまったということでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 最後の2点につきまして、お答え申し上げます。

62年度までに給与の改定というものと、それから第2部会ですね、推進本部の、推進の答申を待っていたならば、時期的に間に合わないではないか、という御質問だと思います。

確かに時間的余裕は、非常にありません。給与改定につきましての、先ほど提示はしております。そして、これ、やはり何といっても組合の説得、了解というものを、極力やっていくわけでございます。そうした中で、これは努力して担当課の方でやっております。それから、それを踏まえながら、やはり答申のもとに出ましたこれを、推進本部の方の秋ごろということでありますので、それらを整合性、あるいは推進本部の答申というものが最終的に出なくても、中間答申というような形で、あるいは出るかもしれない。そうしたものを早くお願いいたしまして、そうしたものを整合性しながら、できるだけ努力はしていきたいということで、お願いいたします。

それから、2点目の夏休でございますが、先ほど申し上げましたように、0.5という数字で、そのまま3年来ましたんですが、これにつきましても、ほかの市の妥結状況が、期末手当との併合性で出てきまして、それらでこういうふうになりましたんで、その前の段階で、非常に組合との理解を得られる感触まで持っていた事実もありましたんですが、いかんせんそうした一つの統一的なものがございました。

なお、これは決意といいますか、努力してやっていきたいというふうに、傾向では、何とかお願いできるんじゃないかという見通しのもとに、努力していきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 前田部長に、もう一度お尋ねをいたしますが、別にこだわるわけじゃないんですが、中間答申が出たときは、2月の27日付で中間答申が出て、新聞発表が3月の1日でしたから、量はかなり違いますよ、違いますが、比較的早く、ほとんどすぐ新聞発表もされ、そして私たちもそれを知ることができたわけです、中間答申については。

しかし、この最終答申、ワープロで打つといいましても、専門の方が打たれるわけですし、

ワープロを習いたての、なにかマニュアルを見ながらおやりになっているわけじゃないんで、おつくりになろうと思えば、そうは時間かからないと思うんです。それを、やっぱり1カ月もかかってしまうものなのかどうか。4月の30日に答申が出て、普通であれば、その前後といえますか、直ちに記者会見や、それから資料として必要なところには急ぎ配布をされるということが、私は普通じゃなかろうかと思うんですが、ただ単に印刷技術上の問題だけであったのかどうか、もう一度、正直にお答えをいただきたいと思います。

それから、給与制度のことですが、これは別に、お答えがあればまたお聞かせをいただきたいと思いますが、本来、給与というのは、職務に対する報酬ですから、一番仕事を、日野の市役所の中でやっていただく皆さんに対して、正しく評価をし、そして報酬を支払うという、そのシステムがまずできて、事務能率の向上とか、それから勤務意欲の拡大とか、そういうものが初めて期待できるわけですので、まず、あらゆる問題の根本に、この給与制度はあるということ、を、ひとつしっかり見据えていただきたいと思うんです。早目に中間の推進要綱等を作成することを期待しておられるようですが、これは、最後は条例として議会がこれを決めるわけですので、組合との交渉も、鋭意精力的に協議を重ねていただいて、少なくとも違法性も指摘をされ、そしてみずから改定計画として、給与制度を改めるということも、もう既に市長も表明をしているわけでありますので、これを何よりもまず優先をして取り組んでいただきたい、このように思います。

先ほどの、それから夏休についても同じです。やはり議会で、私どもの質問に対して、効果が期待できるような答弁を、既に何回もしておられるわけですね。赤松助役は、今ここにいらっしゃいませんが、何度もそういうやりとりをいたしました。少なくとも、やはり既得権にしがみついて、これを離さないという考え方が、初めから間違っているわけですので、そうした点は、ただ、コンマ幾つかの数字で攻防するということではなくて、毅然と、やはり求めるものは堂々と組合側に求めて、妥協をやはり迫ってもらいたい、このように思います。

それから、最初に私お聞きいたしました、財源の効果の問題なんですが、これはどこで私たちに示されるかということ、を、ちょっと最後に確認をしておきたいと思います。

つまり、この組合答申を実施すれば、財源のマイナス捻出効果は、ある程度期待できると思いますが、これだけの節約ができましたということは、恐らくできないと思うんです。普通、こうした行革の答申に基づいて、いろいろ機構等を見直し、また事業を見直していけば、これ

だけの財源が、この取り組みによって生まれました、節約ができましたという行政効果が示されるはずであります、このいずれの答申を取るか、その選択のあり方によって、全く違った形を生じる、と私思います。

ですから、これは市長並びに市長部局の方が、これから行革推進要綱というものをつくるわけですので、その中で、この事業についてはこれだけの財源効果がある、捻出が期待できるんだというものがこの行革推進要綱の中で示されるのかどうか。それがないと、余り意味がないと思うんですが、この点をもう一度確認をしておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） お答えいたします。

答申の1カ月のおくれの問題でございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、4月30日の答申の段階では、原稿の段階でございます。答申をいただきまして、私ども事務的に内容をよく精査をしたわけでございます。かなり句読点の問題、それから内容は変わりますけれども、文章の若干のあやを直したり、統一性を持たせるというようなことが、かなりあったわけでございます。これらを修正する上でも、会長だけにというわけにもいきませんので、各委員との調整を図っての答申を固めたわけでございます。そういうものに時間がかかり、印刷そのものでありますれば、1週間でできたわけでございます。

それから、最後の財源効果の問題でございますけれども、私どもそこまでちょっと、この検討段階では考えておりませんでした。今後、可能かどうか検討してみたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 二つの問題でございますが、職務給に対する報酬である、これが根本であるということ、それから夏休の問題でございますが、両方とも組合との関係でございますが、組合はかたくなにこれを、そうしたものを既得権というふうなことは、今現在ありません。非常に説明し、それについてはわかるものはわかる、そうしたことで、今両方ともやってまいってきております。柔軟な対応の感触も、私なりには、個人的でございますが、つかんでおりますので、今おっしゃられました趣旨に沿いまして、努力していきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） わかりました。

最後に、行革推進要綱の中に、これだけの財源がこれを行うことによって捻出されるんだ、期待できるんだというものを、ぜひそうしたものを出示していただきたいと思うんです。

先ほどの桑園跡地の取得のときもお話が出ておりましたが、やはり100億近いお金がままならないということで、いろいろ、本来、市民がとくに求めて、つくっておいていただかなければならない施設も、まだできていないわけですね。ですから、やはり財源の期待ができるというものをきちんと示すことによって、具体的な目標を定めて、推進要綱というものをより生きたものにして、これを行革の一つの方向として、ぜひ完璧なものにできるだけ近づけていただきたい、こう思うわけであります。この処方せんがしっかりしてませんと、なかなか病氣も治らないのと同じで、実効が上がらないと思いますので、そのことを要望しておきます。

そして、やっぱり組合答申については、これは余り尊重しても、さっぱり効果は上がらない、ということを念頭に置いて、ひとつ行革推進要綱を、早期に策定をしていただきたいことをお願いをして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の1、革新・衆田市長の程遠い行政改革に関する質問を終わります。

4の2、老人クラブ連合会の文化活動を積極的に支援せよについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君） それでは、2番目の質問をいたします。

女性が80.18歳、男性が74.54歳、我々日本人の平均寿命は、戦後の復興、そして経済繁栄と同時進行で、非常に伸びてまいりました。人生80年時代の、いわゆる高齢化社会の到来を、目前に控えているわけであります。日本人の平均寿命が50歳を超えたのが、私が生まれました昭和22年だそうでありますので、いかに戦後41年間大幅に日本人の平均寿命が伸びたかということが、如実にわかるわけです。戦後の政治の政策の選択と国民の判断が正しかったということを、このことは示しているのではないかと思います。中には、ちょっと間違っただけの自治体なんかもあったわけでありますが、大方の国民の正しい判断、それと政治の選択がやはり正しかった、ということを強調してもいいのではないかと思います。

そこで、高齢化社会を迎えるに当たって、この問題の深刻さがよく言われるわけでありますが、これは、高齢者の割合がヨーロッパやアメリカに比べて、非常に急速に高くなるというこ

とから、言われているわけであります。65歳以上の人口が5%から、いわゆる高齢化といわれる12%になるまでに、今まで一番長くかかった国でフランスは170年、スウェーデンでも105年かかっているわけでありますが、日本は、この高齢化を43年で到達をするということで、フランスなどに比べますと、4倍のスピードをもって高齢化社会が訪れようとしているわけであります。

先日、国勢調査の速報が発表をされました。5月の30日、我が国の老年人口65歳以上の人が1,239万人ということで、初めて総人口の1割を超えて、10.2%になったということが、報告をされておりました。

日野市も、御承知のように、まだ人口の1割まで達しておりませんが、お年寄りの数も当然増加をし、これに対する行政の対応ということが、さまざまな施策の面で必要になってくるわけであります。要するに、生きがいのある豊かな長寿社会を目指して、どういうことが行政として必要なのか、やることが必要なのか、こういった点がさまざま検討されていると思いますが、私は、老人クラブの連合会の一つの行事をとらえて、そうしたお年寄りの皆さんに対する、日野市としてでき得る、可能な行政上のサービスを、ぜひ今回実現をしていただきたいということで、この質問を行うわけです。

昨年、昭和60年、老人クラブ連合会は、結成以来20年を迎えました。いろいろ多彩な行事を、毎年やっております。老人の福祉大会やゲートボール大会、それから高齢者作品展、また詩吟の大会、出版物の発行、研修会なども行って、大変活発な活動を展開をいたしております。

そして、この20年を記念をして、これらの行事をもちろんやってきたわけでありますが、日野市で、この20年を記念するということで、老人福祉大会の費用等を昨年は30万円認められて、老人福祉大会、市民会館で行われたわけであります。大変これが好評で、引き続き、いろいろな趣味をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますので、市民会館という施設で皆さんの前でそういうものを被曝していきたい、盛大に催していきたいという希望が、この20周年の記念事業以来、高まってきたわけであります。しかしながら、当然これには経費もかかります。物価も上がってきますし、会費等もそうはやたらに上げるわけにはいかない、という事情もございます。

そこで、老人クラブ連合会では、市の方にも、市民会館の使用のために必要な料金程度を出

してもらえないか、というような声も、かなり会員の中で高まってまいりました。現在、老人クラブ連合会には、運営費の補助金として、これはずっと据え置かれているわけですが、24万6,000円補助金が出されております。単価が6,000円で、41クラブに対して——41クラブということで計算されて、査定されて予算が決まり、そして補助金が出ているわけですが、これだけではなかなかできないわけがあります。運営ができない。

そこで、会員の皆さんから集めた会費や、その他の収入をもっていろいろな事業、先ほど申し上げたような各種の催し物をやっておられるわけですが、私は、引き続きこうした、せっかく20年を契機に市民会館を使っていただき、大変評判もよかったということの一つの機会にして、これからもこの程度の補助金は差上げて、喜んでいただく機会を持ってもいいのではないかと思います。連合会の活動運営の補助金の増額ということができないかどうか、その点をきょうはお聞きをするわけですが、具体的に、ことしの予算では、これは実現をしなかったようではありますが、老人クラブの方からの要望の仕方がどのようなものであったかわかりませんが、今年度要望が出されていたのかどうかということを、まず確認をいたします。お聞きをいたします。

それから、ことしの予算には、今申し上げましたように、補助金の増額がなされておられませんので、催し物をやる場合には、老人クラブ連合会自身が負担をしているわけですが、年度途中で何らかの予算措置をもって財政援助をやることは可能かどうか、これを2点目としてお聞きをいたします。

それから、来年度のことなんですが、昭和62年度、来年度については、私はぜひ老人クラブ連合会の要望もございますので、そうした要望に背くことなく、連合会の文化活動に対する支援をさらに充実させるために、福祉大会等の経費、市民会館を使うためにいろいろな経費が必要であれば、そうした分をある程度見る、補助金の増額を実現をしていただきたいと思うわけですが、市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、ちょっと関連をしてお聞きをいたしますが、前の三つの質問と付随をいたします敬老大会のことです。毎年、日野市が行っております敬老大会は、御承知のように昨年は9月の10日、初めて市民会館で、完成直後の市民会館を使って、会場にして開かれたわけがあります。

ところが、せっかくお招きをしたお客様にお茶のサービスもなかったわけで、しかも、過去、

お帰りになるときにお渡しをしていましたおみやげも、なくなってしまうということで、かなりの事業内容のレベルダウンが行われたわけであります。この点、議会でも指摘がありまして、反省と検討が約束されたわけですが、ことしの9月10日に予定をされております敬老大会は、どのような、いかなる改善のための配慮と気配りをもって行われるのか、これを最後の質問として、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、老人クラブ連合会への援助についての御質問に、お答えいたします。

日野市の老人クラブ連合会は、クラブ数では42、会員数では3,797人でございます。会の主な事業といたしましては、御質問にありましたように、6月のゲートボール親善大会、7月には福祉大会、また研修旅行、その他会報の「あじさい」というのを、4,000部ばかり発行する広報活動、その他俳句、詩吟、高齢者作品展等いろいろな事業を実施しております。

これらの事業に対します市の補助金は、老人クラブの運営費といたしまして、1クラブ1万6,500円ずつ毎月、また会員割りとしまして130円を、各会員3,900人を予算化しておりますけれども、12カ月分。また、老人連合会としての、上の方の連合会の補助金といたしまして、先ほどおっしゃいました6,000円の42クラブ、41クラブですが、実際42クラブ。総計いたしますと、大体1,400万を超える金額の補助金を差し上げておるわけでございます。この中に賄われております。

御指摘の福祉大会でございますけれども、本年度は7月11日に市民会館で、会員が一堂に会して行う、こういう計画を聞いております。

また、市民ホールの使用料といたしましては、21万7,200円が昨年は支出されている。昨年は20周年ということで、補助金を計上いたしましたけれども、これは特定の事業ということに対する補助ということでの、特定補助でございます。

また、今後この老人福祉大会、これを継続してやりたいというような意向も伺っておりますし、また、この事業につきます、あり方についての要望事項等が出されております。要望書が出されておる。市の補助金の要望書が出されております。

しかしながら、現在、市の方では、市の主催します事業、これには予算計上、使用料の予算

計上しておりますけれども、各市民団体の主催します事業には、自前でやっていただく、ということが現状でありまして、この原則そのものは今後とも変わりはない、というぐあいに聞いております。考えております。この辺のところにつきましては、いろいろな団体も種々ございます関係も考えますと、ぜひ御理解を賜りたい、というぐあいに考えているところでございます。

また、この老人クラブへの活動の援助、補助につきましては、今後ともいろいろな面での、我々といしましては努力をしていきたい、というぐあいに考えているところでございます。

また、第2点の、敬老大会についての御質問でございますけれども、今年度もやはり、たしか9月10かと思いましたが、実施の予定をしております。これについての御質問でございますが、昨年は初めて市民会館で実施した、湯茶のサービスがないじゃないかと御質問がございました。これについては、今後とも改善の努力をするということを申し上げましたんですが、お茶のサービスは、ぜひ会場に設置するとして、のどの渇かないような対応をしていきたい、というぐあいに考えております。

また、しかし、お菓子のおみやげということにつきましては、これは本年の予算に計上されておられませんし、実施はしない予定でおります。これは、いろいろと、そのくらいのものとはという御要望もありましたんですけれども、そういう点での内容よりは、内容をさらに豊富に、豊かにしていこう、こういう方向での考え方でございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 市長にお尋ねをいたしますが、老人クラブ連合会の運営費の補助金は、このところずっと据え置かれてきております。お年寄りに対するいろいろな施策が、今後求められるということを最初に申し上げたんですが、数年、10年近く据え置かれている。予算書をずっと見ますと、かなり長い間据え置かれているようでありますが、こうしたいろいろな活発な事業が行われ、また拡大をしていく中で、運営費の補助金を、私、増額していただけないかということをお聞きしたわけですが、非常に今抽象的な御回答が、福祉部長からありました。市長に、そうしたお考えがあるかどうか、確認をいたしたいと思います。

実は、きのう私、本会議場でお聞きしましたが、随分無駄といいますが、非常に首をかき上げたくなるような事業が、たくさん新規で起こされている。リサイクル事業もそうでした。幾ら入ってくるかわからないのに、独立採算を採用するんだといいながら、約800万円近くのお

金が出ていくというようなことも、行われているわけであります。

特に、今、日野市の福祉の中でも、老人福祉費の関係を見えますと、例の類似団体別市町村財政指数表という、一番新しい数字を見えますと、民生費の中で老人福祉費、市民1人当たり日野市では6,623円使っております、59年度。

ところが、全国の日野市と同じような類似団体の平均数値を見えますと、6,678円。全国平均にまだ及ばないという、老人福祉の実態があるわけです。もう少しお金を出していただいても、十分に、だれからも責められることはないし、こういう要望がある以上は、財政的に特に極端な支出を伴うものであれば別ですが、十分可能だろうと思うんです、要望にこたえていくことが。それを、こういう数字もありますので、申し上げておきたいと思います。

お金があるなしということになるのかもわかりませんが、他市の26市の状況も見えますと、日野よりもたくさん、市民1人当たり老人福祉費に支出をしている市はたくさんございます。立川、武蔵野、三鷹、府中、昭島、保谷、東大和、清瀬、いずれも日野よりたくさん老人福祉費を支出しております。

ところが、日野市は、財政力指数も再三議論されておりますが、地方公共団体の財政力を示すこの指数、つまり1に近いほど財政に余裕があるということ、財源に余裕があるということになるわけですが、日野は1を超えております、1.159。一番高い武蔵野で1.499、26市の平均が0.9ですから、日野はかなり財源的には余裕があるということが、この3年の平均の数値を見れば、すぐにわかるわけです。ひとつ、せめて全国平均並みに、お年寄りに対して行政の手を、要望もあるわけですから、ぜひ差し伸べていただきたいと思うわけですが、市長はもし何か理由があって拒まれるのか、実現していただけるか、御回答をお願いしたいと思います。

それから、敬老大会のことについては、お茶のサービスは今回行われるということですが、なにかいろいろ関係の方の、市民会館等のお使いになっている関係者の方のお話を聞きますと、お菓子を出すと、中で食事をするような形になって、会館のソファ等が汚れるのではないか、というようなことが心配されているようではありますが、日野市の職員組合は、あの市民会館を使って中で堂々と弁当を食べているんです。組合の人には非常に寛大で、お年寄りにはなぜか冷たいのかなと思うんですが、これも市長のお考えなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の、質問に対しまして、よそとの比較というふうなことを言われましたが、これはいろんな経費の計算の仕方があると思いますし、直接経費、間接経費、要するに福祉というものは、総合的な評価によって成り立つものだ、というふうに思うわけがあります。

そして、市内の各団体の老人クラブももちろんありますが、単位クラブをしっかりと日常活動のできることが、これが振興の手段だというふうに思うわけであります。自治会においてもしかりだと思います。

そこで、いわゆる連合会として物事を計画されるのも、単位自治会のお互いの力の持ち合いでつくっていかれるということが、これが参加の原則でありますし、また、みんなが普遍的に力の入る方式だろうと、このように思うわけであります。ある連合体に、委託費の形でやるというやり方も、ないわけではないと思いますけれど、できるだけ経費の持ち寄り、あるいは責任の持ち合いによって、事業をくみ上げていくということが、一般的に言って地域の振興を図る手段である、こういうことが言えると思っております。

老人福祉に、なにか冷たいということは、私は全くいわれにならないように受けとめておるわけでありまして、いろんな諸活動がみんなの参加と、それから共通の責任の持ち合いによって成り立つということが、適切な地域振興に役立つ、このように考えております。

それから、市民会館の使い方は、これは原則として有料貸し出し施設でありまして、管理当局の余り裁量権のない、そういう仕組みになっております。したがって、公的な行事を組む際にも、それぞれ使用料の予算を計上をして、それを運営することによって、つまり計画的にやる、ということになるわけでありまして、一部分の何々学校でありますとか、あるいは教育や福祉を対象にして、裁量で無料制度に窓をあけるということは、むしろ弊害を伴いますので、きちんとした事前の予算措置を行って、使用料を取ろう、使用していただく、という方法でなるべく貫きたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） もう一度、ちょっと確認をいたしますが、この長く据え置かれております老人クラブ連合会に対する運営費の補助金については、当面増額をする考えはな

いということなのかどうか、確認をいたします。

それから、福祉部長でも結構なのですが、おみやげといっても、敬老大会のときのお菓子、そう高価なものでもないわけですし、必要ないという判断も、それなりに合理的な理由があると思いますが、今まで長く出してこられたものが、急にぶつんと切れたわけですので、どういう理由なのか、やっぱり御説明していただかないと、こういう理由でこれはやめにしたのだ、ということ、何か理由があればお話をしていただきたいと思います。

私は、いろいろなお話を聞く中で、会館のソファ等汚れた等が、ある一部の方に大変危惧される方があって、そうしたことで食べ物の搬入というものは控えた方がいいのではないか、ということ判断されたのではないかな、というふうに感じたわけですが、そうでなければないで結構でございますので。まあ、中で弁当を大手を振って食べている人たちも、たくさん職員の方でいらっしゃるわけですから。このおみやげの廃止の理由は何なのか、もう一度御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） お茶についてはあれですが、あめ等については、特に中を汚す、こういうようなことで廃止をしたということではございませんので、とにかく年々御老人もふえるし、今まで1回でやっておりました老人敬老大会も2回になりましたし、いろいろと量もふえてくるわけでございますので、恐らく今後とも原則的な問題について対応していく、こういうことになってまいりまして、要するにあめぐらいでということではなくて、基本的なやはり老人のあり方の問題としての論議として、そういうものは廃止しよう、こういうことになったという御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 補助金の増額について、そういうお答えないのかどうかということをお聞きしたんですが、御回答ありませんので。

要するに、先ほど申し上げましたように、日野と同じような規模の自治体の平均よりも、日野のお年寄りに対する市民1人当たりの行政サービスの金額は、低額になっているということで、せめて、お金持ちなんですから、財政力指数も非常に高いわけですから、全国平均並みに使っていただいてもいいのではないかと。ただ、単なる一つ一つの施策に頼るのではなくて、いろんなものを総合的に考えてやっているということをおっしゃいましたが、自治体というのは、

事業が必ず予算をもって裏づけをされ、それが執行されることによって効果が期待できるわけですから、やっぱりお金を使わないと、お金を使わなければならないところには、積極的にやっぱり投下をしてもらわないと、行政上の一定の効果というのは、全く上がってこないと思うんです。

そういう意味で、ちょっと数字を申し上げただけで、もう一度お聞きをいたしますが、老人クラブ連合会に対する事業運営費の補助金、これはずっと長く据え置かれてきましたが、今後とも見直しをしていただくお考えはないのかどうか、もう一度御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほども申し上げたわけですが、連合会は単位クラブによって組織されておるものでありますから、単位自治会に、もし支援をするとすれば、そこから積み上げていく、というのが順序ではなかろうかと申し上げたわけがあります。

したがって、クラブ活動の振興に役立つことは、今後も金額の面で、あるいは施策の面で、いろいろ取り組んでいかなければならない、とこのように考えております。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 老人クラブは、単位クラブでももちろんいろんな活発な活動をやっております。個人でもおやりになっております。ただ、連合会としても、先ほど申し上げたような事業を毎年やっているわけです。ですから、その経費として補助金が毎年出ておりますので、長く据え置かれていものですから、新たないろいろな、市民会館を使う、事業の拡大を行う等、そういう事業の拡大によって要望も出てきておりますので、それにこたえていただけないかということで、私はお聞きをしたわけです。

国立民俗学博物館の館長で、梅棹忠夫という方がいらっしゃいますが、この方の本を読んておりましたら、先ほどちょっと気づいたんですが、ヨーロッパやアメリカの老人は、楽しそうに公園でひなたぼっこをしているのをよく見かけるというのは、ちょっと解釈が違うということをおっしゃっています。

要するに、ヨーロッパやアメリカの人たちには、文化がない。ないという言い方はちょっと極端かもわかりませんが、そういう、対談の中でおっしゃっています。することが別に特段ないから、公園へ行く場合が非常に多くて、そういう点では、日本の方の方が民衆の文化のレベルが非常に高い。例えば俳句をやるとか、写経をやるとか、盆栽をやるとか、そういった面で、

何か具体的な目的を日本のお年寄りというのは持っている。

欧米の人に聞いてみると、することが別にないから公園で1日過ごすということもよくあるんだ、というようなことが、ここに書いてございました。

ですから、せっかくいろいろな芸を磨いたり、いろいろ研さんを励んで、年に一度、立派な市民会館の施設で発表をしたいということで、この福祉大会、非常に期待が高まっているわけです。特に、20周年の記念事業を契機に、この事業の継続を図るためにも、市からの援助をぜひお願いをしたいということが、老人クラブ連合会の会員の皆さんのお気持ちであると私は思いますので、ぜひ今後、これにおこたえをしていただきたいと思います。

先ほどの福祉部長のお答で、敬老大会での食事のことなんですけど、おみやげ、あめじゃなくて、なにか従来はお菓子だったと思うんです。紀の国屋か何かのお菓子だったと思うんですが、まあ必要ないということで、総合的にいろいろ判断をされておやめになったんでしょうが、食べなさいまでも、お孫さんに持ってお帰りになるとか、こういうものをきょういただいたよ、ということで、別に何百万もかかるものでもありませんしね、今までやっておられたものをおやめになったということは、どうもわからないんですが、お年寄りもきちんとマナーを守って、もし館内で召し上がっていただく場合も、そういう点は十分、きれいな施設ですから、気をつけてお召し上がりになると思うんです。

何か、もし、私が最初に申し上げたようなことが理由で、廃止をされたのが事実であれば、ぜひこれもまた復活をしていただきたい、ということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって4の2、老人クラブ連合会の文化活動を積極的に支援せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後3時15分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問5の1、私道整備事業についての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔 1 番議員登壇 〕

○1 番（奥住日出男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私道整備事業について、2 点ばかり御質問をさせていただきたいと思います。

現在、私道の整備につきましては、要綱に基づきまして、いろいろと行われておるわけですが、年々この整備要綱も改定されまして、それなりに道路も整備されているということは、重々承知をしておるわけでございます。

しかしながら、この要綱に満たないいわゆる私道で、人はもとより車両まで通行している道路が、市内各所に多く見られるということは、もう既に御案内のとおりでございます。こういった道路を利用されている市民の方から、路面の整備等について、いろいろと要望が出されているというふうに考えておりますけれども、しかしながら要綱との関係、あるいは地主さんとの折衝問題、こういう点等がございまして、なかなか思うように進んでいない、というようなのが実情ではないか、というふうに判断をしているわけでございます。例えば、例を挙げるならば、大坂上の町内の問題、あれも、昨日ですか、天野さんの方からも、ちょっと砂利道云々というようなことでお話が出されたように、相当長い間懸案事項になっている、というふうに聞いております。

そこで、提言内容も含めて、2 点ばかり御質問をさせていただきたいんですが、まず 1 点については、要綱は満たしていないわけですが、市民の利便を考えて、常時一般の交通に利用されている私道について、過去に何らかの救済措置を検討されたことがあるかどうか。まず、これが 1 点でございます。

2 点目は、これは若干、提言も含むわけでございますけれども、同じように、常時一般の交通に利用されている私道で、市の公共施設、こういう物等に隣接している道路について、路面整備の検討はできないものかどうか。この件は、いわゆる要綱に沿って、いろいろと整備がされているわけですが、どうしてもその枠を超えて何とかしてほしいという、そういう要望というような内容でございます。これは、ひとつその枠を超えて、前向きな考え方でひとつ御検討願いたいわけでございますけれども、施設の利用者の利便と、生活環境の整備、こういったことを図るためには、どうしても近隣の都市でもいろいろと今要綱の見直し等がされているというふうに聞いております。

私の知るところでは、お隣の八王子が 2 年前に要綱ができて、あと三、四の市が、既に

もう実施をされているということでございます。特にお隣の八王子の場合には、小中学校はもとより、ことしの4月からは公園も公共施設の中に含まれた、というふうに聞いております。

こういったことをやることによって、それぞれ、だんだん枠が拡大して、そこに住む市民も恩恵をこうむる、というようなことございまして、こういった要綱は、大変財源等の関係もございまして、一概に、一遍に広げるというわけにいきませんけれども、そういったところに一歩踏み込んでいただいて、本当に市民本位の行政をやっていただきたい、ということが2点目の質問でございます。

時間が、余り取るのもいいということございませんで、簡単に2点だけ御質問をさせていただいて、回答によってまた再質問させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 2点にわたります御質問につきまして、お答えをしたいと思います。

まず、常時、一般に使用されております私道につきましては、大別いたしますと、当該居住圏内の居住者が中心に利用されている地域生活圏道路、それから、それぞれの地域生活圏の居住者が通行し、連絡する生活圏連絡道路と、このような二つに分かれるかと思います。

このたび、日野市では私道整備事業補助金交付要綱というものをつくりまして、整備工事につきましては、75%の補助をして整備をしているところでございます。そのほとんどは、先ほど申し上げました地域圏の道路でございます。そういうことで取り組んでいるところでございます。

日野市の道路路線の取り組みにつきましては、まず、日野市道路路線の認定、廃止等に関する取り扱い規程の第3条に該当する場合には、市道として認定していく。

それからもう一つは、日野市の、先ほど申し上げた75%の補助の対象の方でございますが、日野市私道整備費事業補助金交付要綱の第3条に該当する場合については、75%の補助をしていく。その前提となりますのが、その土地を所有しております同意が前提でございます。

御参考までに、60年度に、この整備要綱によりまして、何件の書類が出されたかと、こういうことをちょっと御参考に申し上げたいと思いますが、60年度につきましては、12件ございました。舗装の面積につきましては、8,891平米舗装しております。それから、側溝の

整備関係でございますが、これが延べ781メートル。それから側溝のふたかけ等が202メートル。こういうことで、毎年度3,000万円の予算を当初予算に計上して、これに対応しているところでございます。

そのほかに、これは昭和53年度につくったわけでございますけれども、日野市私有道路改良工事施工要綱、こういう要綱もつくっております。これは、やはり第3条に該当する場合でございます。この実例と申しますのは、公道から公道に面している私道でございますけれども、昨年の実績につきましては、南平の二丁目の南平1号、2号、これにつきましては、この施工要綱を適用いたしまして、実施していつているわけでございます。延べ380メートルの舗装面積が1,400平米、こういうことで、いろいろこういう対応はしているところでございます。これも、やはり私道を工事するわけでございますので、やはり地主さん、あるいは周辺に、その辺の権利者の方の全員の承諾が必要だと。こういうことで、それに該当した場合には、こういう制度を適用してやっている。こういうことで、3本立てで私道に対する取り組みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 1点目の質問については、ある程度理解できるんですが、2点目に、提言も含めてということで質問した内容でございます。これについての回答をいただきたいんですが、いわゆる八王子の場合は、ある公共施設から半径何メートルという距離を置いて、その中であれば100％市が負担で路面整備等々を行う。3メートル以上の道路でございますけれども、そういった要綱がつけられたわけでございます。大変財政的に逼迫している八王子市でも、ああいったことが前向きに検討されている。日野市においては、財政的には、八王子に比べればまだまだ裕福であるというふうに思っておりますので、その辺についてどういうお考えがあるか。

また、こういうことを、要綱等を検討するお気持ちがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 御質問につきましてでございますけれども、八王子の例を出されまして、半径100メートルは、いわゆる整備費につきましては補助金を出している、

あるいは、市で直接工事をしている、こういう御質問でございますけれど 日野市の場合も、先ほど申し上げました日野市道路改良工事、これに該当するところは、公道から公道に面しました道につきましての私道、これにつきまして、地主さん等の承諾がございますれば、この条項を適用しまして、市は直轄で工事をやっていく、こういう方法もあるわけでございます。

それから、それに該当しない場合については、75%の補助をやっていく。こういうことで、2本立てでございますので、八王子さんの例もありますが、私どもの方では、こういう2本立てで、現在は進めておりますけれども、なお、八王子のいわゆる要綱等も取り寄せまして、もし改善するような部分がありましたならば、やはりそれは検討してまいりたい、かように考えます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 検討をするということでございますので、期待をするわけでございますけれども、要は、きのうも若干市長の方から、例の大坂上の地域については、最大限前向きに努力をしてみたい、というようなお話があったわけでございます。

要は、施設の利用者という面を考えた場合に、少なくとも私道であっても、そういったことを考えれば、それなりに市としてもそういった整備をしていただきたいということが、私どもの考えでございます。何もこれは大坂上がどうのこうのということじゃないんですけれども、そういったところが数多くあるわけでございます。前向きに検討をするということでございますけれども、この中身でございます。どのように前向きに検討されるのか。例えば、調査をされるのか、あるいはそういう要綱についての検討をされるのか、その辺のところも、もし具体的に御回答いただければ、お聞きしたいんですが。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 大坂上のことにつきましての御質問の関連もでございますけれども、大坂上の問題につきましては、いわゆる先ほど申し上げました、整備補助事業の交付要綱には該当するわけでございますけれども、地主さんの了解が得られない、こういうことでございます。たしかあそこには底地権を持っていられる方が、7人いらっしゃるわけでございますけれども、それぞれ意見をお持ちのようでございますので、それらが一致いたしませんと、私どもの方も動きようがないわけでございます。その辺の御理解もいただきたいと思います。

ですから、こういう場合には、先ほども実例として平山苑とか、あるいは梅が丘の舗装につ
きましても、75%の補助を実施しているわけでございますけれども、やはり地域の住民の人
が一体となって、やはりこれに取り組んでいただかなければ、私どもも動きようがない、こ
ういうことを申し上げられるわけでございます。非常に消極的な回答でございますけれども、そ
ういう実態でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 今、部長さんからお答えいただきました内容は、そのとおり
だと思うんです。ただ、やはり市民本位の立場で行政を進めるという点から言えば、本当に不便を
感じている市民に対して、何をやっていただけるのか。ただ、こういう要綱があるんで、もち
ろんそれは70から75とか、そういう補助率を上げてきていることは、我々十分感謝もして
おりますし、大変該当する地域の方は喜んでおるわけでございますけれども、しかしながら、
長い間そういう、いまだに不便を感じている、何とかしてほしいという、そういう方たちに対
する考え方、あくまでもこういう要綱しかないんで、これをこの中でもっての仕事しかできな
いんだという、消極的というような今御回答がございましたけれども、市長に1点お聞きした
いんですけれども、昨日の最大限努力をしてみたいということも踏まえて、こういった公共施
設等の周辺の整備について、どのようにお考えを持っているのか。

また、今後、こういう不便を感じている市民に対して、本当の市民本位の立場で、あくまで
も要綱の枠内でしか何もできないんだ、ひとつ我慢してほしい。地主さんがうんと言えは何と
かするけれども、というような、悪い言い方をすれば、他力本願でなく、本当に市民の味方と
いうような形から、逆にそういった地主さんに対しても説得をすとか、こういったことも含
めて、もし市長のお考えがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私道の整備につきましては、大分前進をさせたつもりでござ
います。地域によりまして、道を利用されている方々の感情も、よく理解できるわけであり
ますけれども、一方に、私有財産であるがゆえのやっぱり制約が出てくる。私も、時々内部には
無理なことを言いついて、舗装をやってみて、引っぱがす人は多分ないだろうから、訴訟でも
受けるつもりでやったらどうか、というぐらいのことも言ってみるんですけれども、いよいよ

りぎりになると、なかなかそのとおりにいかない例に、何回か遭遇いたしております。

具体的にその道路に、やっぱり課題を置いてみて、何が隘路であるか、それが、全くそこに居住をしない地主さんの権利を守るといようなことであるならば、これは適切ではないと思いますので、積極的にやっぱり地主さんにお願ひもし、また一段階は筋を通してみる。しかし、8割、9割の方が要望していられることに対しまして、全く無関係の方が同意を得られないという場合には、一歩進めたやり方も考えるべきではなかろうか、このように思います。

それから、今、提言を含めてということで、八王子の例を伺っておるわけですが、公共施設、あるいは公園、道路もちろん公共施設なんです、その公共施設の範囲100メートルというのは、どういうものを該当させているか、その点も、ぜひ勉強させていただきたい、とこのように思います。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 今、公共施設とはどういうものかということで、ここにちょうど八王子の要綱が、私の手元にあるわけでございますけれども、庁舎から始まりまして、保健センターとか、福祉会館とか、市民会館とか、保育園、幼稚園等々が載っておるわけでございます。

勉強させていただいてということでございますので、これは大いに期待をしたいと思うわけでございますけれども、いささか、ちょっと飛躍的な聞き方になるわけですが、過日、市長が出席された、例の東光寺の河川敷で行われた防災訓練の中で、消防団員を前にして、市民の財産を守るために、というふうなことから、櫓が飛ばされたわけでございます。よく、日野市は防災に強い町をつくっていくというようなことも、耳にするわけでございます。

防災に強い町づくりというのは、まず、一番最初に整備しなきゃいかんということは、やっぱり道路だと思うんです。道路が狭いとか、何にも、袋小路とか、そういう面から言えば、非常に、たびたび大阪上の例を出して申しわけないんですが、ああいったところのことを、万が一大災害が起こった場合に、後からではもう遅いわけございまして、そういった先取りの行政というのも当然必要なわけでございます。ですから、そういった面も含めて、ひとつ、ごねているというば語弊になりますけれども、首を縦に振らない地主さんがいるのであれば、そういった面の、ソフトの面からも、説得もひとつ必要ではないか、というふうに考えるわけでございます。そういった面からいきますと、75%という今の補助率、これが一つ

の枠になるわけでございますけれども、言ってみれば、そういった公共施設からの周辺整備、これも積極的にやっていただきたい、というふうをお願いをしたいと思います。

今、こういった公共施設の周囲の、私道の整備が非常に期待をされておるわけでございます。ただ、お隣の八王子がやったから日野もということじゃなくて、一つの例として、今挙げたわけでございますけれども、先ほど部長さんの方から、もう昨年12件ですか、という多くの整備をやっているという御報告を聞いたわけでございますけれども、なかなか個人がそういった負担をするとなると、たとえ25%であっても、100万かかれば25万というような大金を出すというようなことになると、どうも抵抗がある。ただより安いものはないんでしょうけれども、そういう面で、できるだけ、予算との関係もあると思いますけれども、ひとつ前向きに御検討をしていただきたい、というふうに思います。

1点だけ、もう一度市長に御確認したいんですけれども、防災面から見た、そういう道路の整備について、1点だけお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 防災活動、あるいは防災時の避難、あるいは防災というよりも、災害を事前に防ぐという意味で、我々は災害に強い町づくりということ、一つの町づくりの条件に、大きく考えておるわけでありまして、市として、開発時の指導の内容、指導要綱にも道路の幅員でありますとか、あるいは公道との接触でありますとか、あるいは、広場を取るということも同様であります。そういう意味で、大きく言えば災害に強い町づくり、過密の状態もつくらないということも、また一つだと思います。

一方に、既存の村落というか市街地で、確かに道路が狭く、また家と家とが非常にくっついた状態、避難するにも、あるいは防災活動に趣くにも不適當である、問題があるということ、時々我々も感じるわけでありまして、そういうところがまた、道路の拡幅に一番支障のある場合が多いわけでありまして、結局、個々の具体的な事例に沿って、一番適切な解決を図るということではなければ、事が成り立たないわけありますので、その場所等を指摘していただいて、むしろ、そこから具体的な取り計らいを広げていきたい、こんなふうに、御質問に対して受けとめておるところでございます。

○議長（黒川重憲君） 奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君） 市長の考え方、わかりました。

最後でございますけれども、重ねてお願いをしておきます。本当に不便を感じている市民の立場をよくお考えになっていただいて、あくまでも前向きに、救済措置ということも考え合わせて、御検討をお願いをしたいということを要望いたしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって5の1、私道整備事業に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時39分散会

6 月 19 日 木曜日 (第 3 日)

昭和 61 年

第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 21 号)

6 月 19 日 木曜日 (第 3 日)

出 席 議 員 (26 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
4 番	土 方 尚 功 君	5 番	山 口 達 夫 君
6 番	天 野 輝 男 君	7 番	福 島 盛之助 君
8 番	福 島 敏 雄 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 德 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美奈子 君
21 番	中 山 基 昭 君	22 番	秦 正 一 君
23 番	黒 川 重 憲 君	24 番	古 賀 俊 昭 君
25 番	谷 長 一 君	26 番	市 川 資 信 君
27 番	石 坂 勝 雄 君	28 番	名古屋 史 郎 君

欠 席 議 員 (4 名)

3 番	高 橋 徹 君	9 番	中 谷 好 幸 君
29 番	竹ノ上 武 俊 君	30 番	米 沢 照 男 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	収 入 役	加 藤 一 郎 君
企画財政部長	前 田 雅 夫 君	総 務 部 長	山 崎 彰 君
市 民 部 長	佐 藤 智 春 君	生活環境部長	坂 本 金 雄 君
清 掃 部 長	藤 浪 竜 徳 君	建 設 部 長	伊 藤 正 吉 君
福 祉 部 長	高 野 隆 君	水 道 部 長	永 原 照 雄 君
病院事務長	大 貫 松 雄 君	教 育 長	長 沢 三 郎 君
教 育 次 長	小 山 哲 夫 君	下水道課長	坂 口 泰 雄 君
区画整理課長	鈴 木 栄 弘 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	岩 沢 代 吉 君	次 長	馬 場 守 君
書 記	田 中 正 美 君	書 記	土 方 留 春 君
書 記	佐々木 茂 晴 君	書 記	小 林 章 雄 君
書 記	富 樫 和 美 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 保 木 シゲル 君

議 事 日 程

昭和61年6月19日(木)

午 前 10 時 開 議

日程第1 一 般 質 問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（黒川重憲君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員15名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、自前の政策研究への道を確立せよについての通告質問者、一ノ瀬 隆君の質問を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（一ノ瀬 隆君） 中曽根首相の余りにも非常識な、ごり押しで衆参同日選挙がスタートしました。

党利党略に走り、円高対策など国民の緊急課題を放置し、国会解散を目的に臨時国会を召集するなど、憲政の常道を踏み外した前代未聞のやり方であります。

このダブル選挙は明らかに憲法違反であります。

そこで、私どもは護憲、憲法擁護で違憲、憲法違反を退治する。護憲で違憲を退治する闘いをスタートさせたところであります。

この最も重要な闘いが私にも影響して、一般質問の準備の時間を侵害されました。したがって、本日の質問は極めて簡単にさせていただきます、またの日を期したいと思います。

私は、1985年第1回定例会、森田市長4選目の勝利の直前の議会ではありますが、ここで、自前の政策研究について発言いたしました。

これに対しての市長の答えは「自治体経営の先進的施策は、市職員みんなの力によって発展させようとするからこそ期待される自治体の姿である。若い有能な職員もいるのだから、市民の要望に耳を傾け、はつらつとして市民サービスができるようにすることが私に与えられた大切な仕事だ」というものでした。

この直後の市長選挙で、森田市長は当選され、4期目も1年たちました。この政策研究について、今、市長は、あるいは市は、どう考えていらっしゃるか、具体的にどう進んだかをただすために、この質問を取り上げました。

今までの自治体は、中央省庁が決めた政策を通して、市が執行する形でありました。この形は、市は国の政策の末端執行機関である、というものでありました。

この状態から抜け出して、自治体も自前の政策を持とうとする動きが、最近、少しずつ強くなってきているようです。このような動きにタイアップして、日野市でも市職員をして自前の政策研究を行う体制を確立する必要があるのではないか、と考えるところであります。

一昨年、１９８４年、この政策研究をテーマとする政策研究交流会議の第１回が神奈川県で開催されています。このときの呼びかけのパンフレットのキャッチフレーズが、自治体の政策研究の意義を、大体、言い尽くしているということです、ここで紹介しておきます。

「自治体に政策研究の波が高まっている。この波は自治体が自立的な政策主体となることを示すものである。戦後４０年、今や政策の質が問われ、自治体では総合的な観点からの政策研究が必然となっている。自治体は現代社会の難問に挑み、問題解決を図る現場であり、仕事を通して議論を戦わせる論壇である。自治体を舞台に自治体学の研究が進み新しい議論が確立されることを、時代と地域社会が求めている。自治体は政策研究の時代に入ったのである。」

これが、政策研究神奈川交流集会の宣言文だというものであります。

同じ年、一昨年７月、神奈川県でこの政策研究についての自治体の実施状況の調査が行われています。これによりますと、政令指定都市以外の市を見た場合、政策研究をしている市が８３％、していない市が１７％となっています。

政策研究の内訳について見ますと、政令指定都市以外の市でありますけれども、プロジェクト研究が６７％、チーム研究が９％、組織研究が１１％、自主研究が２７％、外部研究３３％、その他の研究２４％となっています。

以上を申し上げ、質問をいたします。

前回と同じような質問になるかと思いますが、質問１として、日野市の中での自前の政策研究は、いかになされてきたか。質問２は、政策研究についての今後の考え方はどうか……。

前回は市長だけに答えていただきましたが、具体的な政策研究の実現を期待して、担当であるべき部長にもお答えいただきたいと思います。

次に、今回の日野市行財政調査会の答申について触れておきます。この中の内山定武委員の答申が別に出されています。古賀議員の発言と反するかもしれませんが、８人に対して１人の委員の答申だからといって、決して軽視すべきではない、尊重すべきである、ということを強調しておきたいと思います。

内山答申の中では、「日野市の職員は行財政のあり方についてどう考えているか」という項

に多くのページが割かれています。50ページを越すこの内容に、職員の自前の研究をかいま見ることができます。政策研究というには、余りにも不十分ではありますが、各職場に働く直接市政にタッチしているプロの意見であり、当然、尊重されてしかるべきだと思うのですが、
どうでしょうか。

これを3問目の質問といたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長でございます。

お答えいたします。

非常に難しい内容でございますけれども、私の考え方も含めまして御答弁を申し上げたいと思います。

私は、政策研究ということになりますと、この政策研究とはどういうことか、ということをお考えますと、地方自治体が市民のニーズに基づきまして、財政も考慮いたしまして計画を立案する、それを実行する事務事業、これがひとつの政策だというふうに考えております。

それでは、この政策をどういう形で形成をするか、ということになるわけでございます。これは私から言うまでもなく、市議会議員さんの提言といいますか、考え方、それから市民、それから行政としての考え、いろいろあるわけでございます。こういったものをまとめてつくり上げる、ということになるわけでございます。

そのつくり上げる方法として、どういう方法があるかということなんですが、一つの布地に例えますと、縦糸と横糸の関係が出てくるのではないかと、いうふうに考えます。その庁内での政策立案の縦糸と申しますのは、とりもなおさず市長を長にいたしましての組織、縦割りの組織でございます。この中からやはり、まず生まれてくるわけでございます。

この機能を十分果たすにはどうするか、ということになるわけでございます。とりもなおさず職員の一般的な知識の向上でありますとか、あるいは専門的な知識の向上につとめなければいけない。ここに研修というものが生まれてくるのではないかと。要するに一つの自治体の事務事業の計画遂行の基盤たるものをつくらなければいけない、ということだと思います。その基盤ができた上で、ワンステップ上がった段階での政策立案というものが、また出てくるわけでございます。

当初申し上げましたのは、組織内縦割りの、いわゆる関係でございますし、2番目に申し上げました横の関係と言いましたのは、組織外、縦割り組織から離れた、ひとつの政策形成だというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、組織を離れたプロジェクトチーム等をつくりまして、政策の立案等を行うというものだろう、というふうに考えております。

それぞれの自治体で置かれている立場がかなり違いますから、一概には言えませんが、私は今、日野市が置かれている立場からいいますと、人口急増で非常に急激な職員増がされたわけでございます。当面の課題に追われているような状態だ、というふうに私は考えております。

そこで、政策立案等に必要な研修というものが、能力開発というものが、どこにウエートを置かなきゃいけないか、ということを考えますと、私は、職場内研修であり、職場外研修だろう、というふうに考えております。

特に職場内の研修で申し上げますと、最初に、職務一般に共通する能力の開発、ということが一つ挙げられるわけでございます。

これは、職員のマナーであります知識とか識見とか態度、それから一般的な事務処理能力の問題、それから判断力、企画力、指導力、こういったものをまず身につけなきゃいけない。

それから、さらには個々の職務に要求される能力でございます。関係法令などに関する知識とか、あるいは計画策定能力、交渉能力、こういったものを引き上げていかなきゃいけない。

私は、まず市が置かれている立場から考えますと、そこにポイントを置いた研修、職員の能力開発を行って市の行政に携わらなければいけないだろう。まず、その第一ステップを充実させることが先決であろうというふうに考えております。

現在、日野市でも総務部を中心にいたしまして、各種の研修をしております。独自の研修でありますとか、市独自の研修、それから東京都市町村研修所に委託する研修、それから関東都市職員研修所協議会に依頼する研修、その他いろんな専門研修を行っているわけでございます。

今、議員さんから御質問がございました日野市の自前の研究ということでございますけれども、ただいま基礎的なそういう研修のほかに、例えて申し上げますと、過去にも行財政研究会、これは大学の先生と専門家を集めた研究でございますけれども、そういったものを組織し、研究をしてもらっていますし、また大規模なプロジェクトにつきましては、庁内にチームを置いて

たり、そういった研究をしているわけでございます。

それから2番目は、今後の考え方でございますけれども、先ほど言いましたように基礎的な能力の開発といいますか、研修をさらに進めるとともに自分の、いわゆるセクションの政策提言、こういったものは当然のことでございますけれども、一歩離れて横の関係で、自分の専門外のそういった政策にも関心を持ち、勉強をし提言をする、ということが必要だろう、というふうに考えております。

何か、制度的にそういうものが、自然発生的に生まれなければいけないし、また生まれなければ制度的な、何て言いますか、整備が必要ではないか、というふうに考えている次第でございます。

それから、3番目の行財政調査会の答申でございますけれども、内山委員の答申について触れられたわけでございますけれども、これは昨日までお答えをしておりますけれども、調査会として二つの内容が入っているわけでございます。

それぞれ尊重する形で検討を今後進める、ということでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） これについて市長にもお答えいただければ幸いですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市には御承知のとおり基本構想を持ち、中、長期計画を策定をし、そして年次予算を編成する、こういうことで町づくりの前進ができておるわけであります。

この3月の広報に、私は、地方自治は可能性の宝庫である、とこういう見解を表明しておる意味は、いろいろな手法を、もちろん工夫の余地はありますけれども、市民とともに自治をつくる、職員もそれに積極的に参加をする、そうして議会でいろいろと提言をいただく、これらの機能は、すべて政策形成のプロセスであります。職員もまた組織の中で、それぞれ専門職として勉強しておるわけでありまして、政策立案の能力は年々高まっておると、このように考えております。

なお一層、自己研修ないしは自治の本当の本旨に沿う、そういう勉強を目指して職員とともに

に取り組んでいきたい、こう思っております。

御承知のとおり、憲法に地方自治の章を設けて、その権能を大きく付与されておるわけであります。つまり、いい自治をつくるためには、いろいろな権限が与えられておると私は考えております。

今、一ノ瀬議員の冒頭の話に言われた、中央が政策を決定し、自治体はそれを下請け機関として遂行する、そういう意味ではないと思っております。機関委任事務という委任される事務も、もちろんありますけれども、自治体に独自の権限が多分にある、それでこそ自治の可能性は、工夫をしたり努力をすることによって、いかようにでも発展できる。自治体のそれぞれの取り組みのレベルによって、国政まで転換させることができる、これが本当の、私は自治だろう、また、それが政策策定の思想の根源でなければならない、とこのように思っておるわけでありまして、今後そういう方向を目指して、いろいろな提言をいただきながらやってまいりたい、と思っております。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君）　今回の行財政調査会の答申、8人答申の中にも言葉には表わされていないようですが、政策研究の必要性が示されているのがうかがわれます。

例えば、行政改革の意義と方向の中で、後進国日本は、上意下達の形で大きな成果を上げてきた。しかし、これからは各地域がそれぞれの文化を築き、人間性を豊かにし、世界に奉仕できる道を開き始めねばならない、といったくだりです。

行財政調査会の答申について述べましたが、ここで、これについて若干、付言させていただきたいと思います。

8人委員によるものを総じて、一番私が気になったものは、職員の労働条件の向上の必要性については触れていない、ということであります。この、職員の労働条件について、最近知り得た私から見れば驚くべき事実を申し上げておきたいと思えます。

これからの文化都市日野市をつくる上で大切な拠点とならなければならない市民会館、この市民会館の職員は、一般の人が休みである土曜日の午後と日曜日を勤務しています。ところが、それに対して1円の手当も支給されていない、ということです。日曜出勤手当がないのです。

私は10年以上、日曜も勤める交替勤務を経験してきました。毎週、毎週、日曜日を出るということが、どんなにつらいことか、身をもって知っています。日曜に出勤する場合の賃金は、

通常の2倍であってもいいと思います。早急な改善を切に願うものとして、あえて発言しました。

さて、自前の政策研究ですが、前回の質問でも、私は、政策研究は縦割りの現在の職制に対して、これを横断して、プロジェクトを組んでやることも有力な方法である、と申し上げました。このほかの考え方や具体的な提言について、調査研究をしたいと考えていますが、未消化であり、まとまっていませんので、次の機会に譲って、きょうはこれで終わりたいと思います。

市長の言うように、この政策研究はこれからの市政発展のために必要不可欠なものである、と確信していますので、その道の確立への努力をお願いして、簡単ですけれども終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって6の1、自前の政策研究への道を確立せよに関する質問を終わります。

次に7の1、「いじめ」根絶のため、学校、父母、地域、行政の総力をあげたとりくみを—日本共産党の提言についての通告質問者、中谷好幸君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問8の1、地域の諸問題についての通告質問者、谷 長一君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（谷 長一君） それでは、谷 長一であります。通告に従って質問をさせていただきます。

地域の諸問題についてであります。

この、地域の諸問題ということは、案外、軽々しく扱っているようですが、私は、この議会に対する住民の要望、または願望ですね、これは身近な問題を交えて大きな地域内の問題まで、これは数限りなく影響するわけであります。

そのようなことを考えてみますと、住民が選んだ議員に注文を求める、またはその議会を通して住民の意思が反映されるよう、いわゆる請願、それから陳情等、強く実現を働きかけてくるというのが、住民の願望の中心ではないかと考えております。

このような観点に立ちまして、オリエント時計周辺の道路の整備ということにつきましては、前に共産党の小俣議員と私、谷 長一が請願の署名議員になって、周辺の整備を強く促進するよう議会にもお願いしたわけであります。

そのかいがありまして、昭和60年にオリент時計から詳細な、周囲の整備をする、という計画明細書が市役所に出されまして、オリент時計おのずから市とよく協議をしまして、一部の塀、それから用水ですか、それらにつきまして整備を始めた、というのが今の段階であります。

このようなことを考えてみますと、この道路の整備ということは、いわゆるオリент時計と住宅地との関係というのは一体どういう関係にあるかということを考えてみますと、やはり道路を整備して付近の住民を災害から守るという観点に立つと、非常に有効、かつ適切ではないか、と私は考えております。

災害の問題ということを考えてみますと、この災害というのは、案外、速くにはなくして近くにあるんだな、ということをつくづく感じたわけでございます。

どうしてかと申しますと、これは私の近所、または日野市全部もそうじゃないかと思うんですけども、これを身近な家庭にあると申しますと、家庭に使われている今の石油とか、あるいはLPガス、それから都市ガス、また、いろいろ電気製品、さらにはスプレーとか、いわゆるエアゾール、そういうのは、これは劇毒物の一部でもあるわけですね。また可燃性のものでもあるわけです。

そういうのを考えてみると、やはり皆様方が、議員で採択をしてくださったオリент時計周辺道路の整備、これはもとは内部に、地域内に青線と赤線がある、これを外へ測量して出してもらいたい、という要望から始まっているわけです。その辺のことを考えてみますと、非常にオリентと地域住民、さらには行政当局三者一体になって進められるということは、非常に住民の意思がオリентにも通ずる、また行政にも通ずる、ということで非常に喜ばしいことではないか、と私は考えており、このオリент時計周辺道路の整備についてお伺いするわけでございます。

それから第2点としましては、中央道南側の整備、これは川が流れているわけです。それで、時期によりまして、非常に臭気、悪臭が出るわけで、これをやはり何としても取り除いてもらいたいということになりますと、当然、川の底打ちと、擁壁をつくって、ひとつ手当てをしてもらいたいということで、お願いをするわけです。

これはどうしてかということになりますと、いわゆる、非常にオリент時計の北側というところは低地でありまして、神明上の区画整理事業が完成した、それでこの地区外排水、これ

は流域下水ですけれども、これがまだ完備されていない関係上、雨が降ると溢水してしまうわけです。それで床下浸水等起こして、非常に住民の方々は迷惑をこうむっているわけです。

そんなことを考えてみますと、当然、このオリエント時計周辺の道路の整備とあわせて、この中央道南側の川の整備もしていただければ、非常に住環境がよくなりまして、快適な市民生活を営むことができるというふうになるのではないかと、ということでお願いをするわけであります。

それから、あと一つは、これは日野市の郵便局の北側に用水が流れているわけです。それで、そのわきがオリエント時計でありまして、その前に川崎街道が通っているわけです。その川崎街道の下が非常に底が上がっておりまして、川の幅が、そこだけが狭いわけです。

それで、これについては、いろいろと多くの問題というのが含まれているわけですね。私も今回、これで2回目の通告質問でありますけれども、当時、野呂助役が、東京都とよく協議をして、これを何とか改修できるものだったら改修したい、ということになっておりましたけれども、つついそのまままになって現在に至ってしまったわけです。

それでこの間、いわゆる南広間地に東京都の増圧ポンプ場ができて、川崎街道の下に、あれは750と850ぐらいの管が2本縦列で入っているわけですね。そういうふうな関係もありまして、この川崎街道の下を、今度は下に掘削するということは、川の底をさうということは、非常に難しいんじゃないかと思うわけです。

それらの点につきまして、まだ流域下水道が完備しておらない現在でありますけれども、工夫によれば、何とかこれらの水害等を救済できるのではないかとということで、この川の整備をしていただいて、地域の溢水を解消していただきたいということで、第3点の質問をさせていただきます。

それから、あと1点は、これは4点目として、児童を交通災害から守るために、用水の上にふたをしてくださいというお願いであります。

これは神明上の区画整理の地区境のところは、川崎街道並びに駅のところから神明の一丁目20番地あたりまでは、川の上にふたがけをなさっていただいたわけです。非常に、この上は通学路として現在使用されていて、交通事故等もこの上を歩いていれば、まず、ころんだり何かをしなければ起きない、というのが実情ではないかと思うわけです。

主として今の交通事故等を見てみますと、交通事故は、自動車を主体として起きている、

といっても過言じゃないんじゃないかと思うんです。

それで、前に発表されました、これは警視庁の交通安全白書ですか、これらをちょっと読んで見ますと、昭和46年以降、死亡事故というのは減少しているわけです。が、しかし、これは、あくまでも地域性の問題でありまして、交通事故がゼロになるというようなことはないわけです。必ず、どこかで交通事故は毎日、毎日、何十件という形で発生している、というのが現状であります。

それで、これらを考えてみますと、やはり、交通事故、また、いろいろな事件というのを考えてみますと、やはり事件ということになりますと、いわゆるかかわり合いがあるということですね。それで、その因果関係をどうやって追及するかということになると、やはりそれを精査、警察なんかの場合は捜査ということになりますけれども、そういうふうに責任を追及するということになると、一部隠されるということがどこにおいてもあるわけです。これは工場や何かで死亡事故等が起きた場合には、これは労働基準法等からいって全く隠されているところがたくさんあるわけです。必ず隠されないというようなことは、まずないといっていいくらいな今までの警察や何かで捜査をした場合、発生し、それが判例や何かになって出ているわけです。

そんなことを考えてみますと、やはり交通事故をどのようにして行政の責任、または社会の責任によりまして、未然に防止するかということが、私は大切ではないかということで、この4点目の児童、生徒を交通災害から守るために用水の上にふたをしてください、ということをお願いするわけです。

以上、4点につきまして質問をいたします。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 建設部長4点にわたります御質問につきまして、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず1点目の、オリент時計周辺道路整備についてでございますが、これにつきましては、オリент工場地内に公共用地といいまして、道路とか水路があるわけでございますけれども、その財産処理の方策が決定いたしました。そのために、オリентでも隣接の用地買収等で、会社側も努力しているわけでございます。

既に工場の北側、一部の擁壁工事が完了しております。また、オリент会社の方では引き

続きまして、62年の3月ですから、61年度で残りの部分の工事も完了していきたい、とこのように計画でございます。

それを受けまして私の方は、擁壁工事が終わりましたならば、全線終わりましたならば、水路敷部分の開渠の改修及び道路部分は、つけかえ部分の道路の改修を市の事業で62年度から実施する計画で、現在はございます。

以上です。

それから、2点目につきましてでございますが、中央道南側の川の整備、悪臭を取り除けと、こういう御質問でございます。

これにつきましては日野の450番地から日野の522番地の3の間の問題だと思いますけれども、これにつきましては既に境界の確定が完了してございます。で、一部、水路敷の中に板塀等の問題がございます。それで一たんは移転の問題等が数年前からあったわけでございますけれども、とりあえずは板さくで補修をいたしまして、それで現状のままでございます。で、これをやはり早急に問題点を整備いたしまして、水路の改修を実施していきたいと、かように考えております。

なお、悪臭につきましては毎年、定期的に2回ほど水路の清掃をしているわけでございますけれども、なお、この辺につきましてはパトロールを強化して、悪臭の出ないような水路の清掃について実施していきたいと、かように考えております。

それから3点目の、日野市郵便局北側を流れる水路の整備と地域の浸水の解消でございます。

これにつきましては、今も御質問ございましたように前回でも御質問いただいたわけでございますけれども、昭和60年度に根川の改修工事が10カ年計画で全部完了したわけでございます。さっきの御質問にもございましたように根川の流下能力と申しますか、流れる能力が大幅にふえたということもございます。

そういたしますと、今までは日野の一小の前を通りまして中央高速に來た水路が、今、御指摘のところに流れていくわけでございますけれども、日野の神明四丁目の8番地先になろうかと思っておりますけれども、あそこに分水するような形で水を調整して根川の方に流していくような方策も考えておるわけでございます。これを実施いたしますと、相当、この浸水地区については解消できるんじゃないか、とこういうような見込みでございます。

それから4点目でございますけれども、御指摘の水路につきましてのふたがけでございます。

これにつきましては非常に、いろいろ問題点を含んでいるわけでございますけれども、また、関係機関もたくさんあるわけでございます。用水管理をしております東京都、あるいは用水組合、あるいは通学路でございますと教育委員会、そういったところとも、いろいろ協議を重ねていかなければならないわけでございますけれども……。

それと建設部の中には水路清流というような形もございますので、非常に難しい問題だと思っておりますけれども、私の方で研究させていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） このオリент時計の道路の整備というところで、北側の擁壁の工事は終わったと。これで61年度に買収も終えて62年度に工事を行うということでもありますけれども、聞くところによりますと、これは役所の方も、もう知っていらっしゃるかと思っておりますけれども、なかなかあそこの道路は、42条の2項道路ですか、それとあと一つは、安全対策上ということで、43条の道路も一部あるんじゃないかと思っております。

そのようなことを考えてみますと、なかなか市が適切なる指導というか、援護をしないと、なかなかオリентも話し合いが難航するのではないかと考えておりますけれども、それらの点につきまして、市が、そのようなことが起きた場合というよりも、既にもう起きているのではないかと私は思っているわけなんです。

それですから何らかの援護というか支援というような形でできないものかどうか、その点をお伺いいたします。

それから、いわゆる2番の中央道の南側の川の悪臭を取り除けということでもありますけれども、これは境界確定が確定していて、その問題点を解消して整備し、改修して下さるということでもありますけれども、今のところは年2回ぐらい清掃してくださっていて、まことに住民も喜んでおりますけれども、やはりこの問題点というのを行政は、我々が言わなくても実地をよく査察して、それらの点の問題点を早くみつけ出して解消して、この板塀等も腐ってきているようですから、何とか改修をしていただきたいので、実際に現況の把握ができていますかどうか、ということをお伺いいたします。

それから、第3点でありますけれども、根川の改修は10カ年計画で終わったということで、流量も大分増加しても大丈夫だというふうになっておるということ、ただいま説明を受けた

わけであります。

それで、中央道の南側、神明四丁目付近から根川に行くところに、あれは約1,000ミリくらいじゃないかと思うんですけれども、側道に管が入っているんですね、管渠が……。それで流すということに、一体なると、高速道路と、それから旧市役所から神明に上がってくる12メートルですか、あの道路のところは、もう既にその管に接続してあるのではないかと思いますけれども、そのあたりと、それからさらには、今度は中央道が川崎街道と交差している下あたりの用水から、さらにそれを下に2カ所あたりで流すことができないかどうか、その点をどのようにお考えかどうか、またはその問題点を含んでいて、関係機関と協議するということであるようですけれども、それらの見通しについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） オリент時計株式会社の財産処理の問題につきましての再質問でございますけれども、これにつきましては市側でやる事務と、それから会社側でやる事務と、こういうことで会社側といろいろ折衝をいたしまして、市側でやる事務については市でやる、それから会社の方ではこれだけやってほしいというような形で、お互いに確認を取り交わしております。ただ、これは確認でございますので、それ以上の問題が出た場合には、お互いに、やはり市は市で、また協力体制を惜しまないと、こういうつもりでございます。

それから2点目の、現状認識はどうなんですかという御質問でございます。

私も現地を見ておりますけれども、非常に緊急を要するような箇所でございますので、先ほど申し上げたような形で、実施について努力していきたいと、かように考えております。

それから3点目の、先ほど申し上げましたオリントの南西側の都道敷の下の水路の溢水に関連してでございますけれども、日野一小の方からずっと1本で来たのが、ほとんどがオリントの方の水に流れていたと、こういうことで、ここに分水装置をつくりますと、これが非常に水の流れが二分されまして、それでオリントの方に行く水は少なくなると、こういうことで、先ほど申し上げた溢水の心配はなくなるのではないかと、というような現場の見通しでございます。

それから4点目の、関係機関との協議ということでございますけれども、これにつきましては、今、申し上げました通学路上の問題もございまして、また1点目のオリント時計周辺の

道路の整備等の関係で、いろいろ考えていく面が出てくるのではないかと、こういうことが予測されますので、その辺についてのお答えということで申し上げたところでございます。

で、今の関係機関の協議といいますと、やはり水路を管理しておりますのが東京都でございます。それから用水組合もあるわけでございますけれども、私の方でこれについて、今、即刻に実施するとか、そういうことはちょっとできませんので、早い機会にいろいろと相談をして研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） 質問させていただきます。

いわゆる溢水の解消ということで、根川の方に分水をしてくださるということは、ある程度わかったわけです。が、しかし、もう既にここで梅雨になっているわけなんですけれども、これから非常に梅雨も末期になると、集中豪雨というような形で、気象状況が変わって出てくるんじゃないかと思うんです。

それですから、わかっておって、やはり災害を発生させてしまうということは、やはりこれは天災でなくて人災ということになる、と言っても過言じゃないと思うんですね。その点につきまして、大体じゃなくて、いつごろそのような分水措置をとってくださるかどうかという点について、再度、お伺いいたします。

それから第4点目の、用水の上のふたがけということは、その関係機関との協議を必要とするわけで、非常に漠としているわけですが、そのあたりにつきましては、やはり児童、生徒を交通災害から守るんだ、という行政の姿勢というのは、私は非常に事故が起きた場合には問われるんじゃないかと思うんですね。

そこらを、市長はどのようにお考えになっていらっしゃるか……。

やはり、これからの、自分の子供だったならば、もちろん家庭の子孫の繁栄、それから日野市の繁栄、ひいては大きくは日本の繁栄にも及ぶわけですから、どうしても児童、生徒は交通災害から守るという立場に立って、ひとつ答弁をしていただきたいと思います。

以上です。その2点。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 根川の分水の工事の着工の時期ということの御質問でござ

いますけれども、これにつきましては、代替的な方策もあるわけでございます。

例えば土のうを積んだり、そういうことも可能でございますので、何とか、この梅雨の時期までには間に合わせたいと、かように考えております。

それから2点目については市長の方から……。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 谷議員さんから、オリエント周辺を水路、それから交通に伴う交通安全、こういう観点の整備について質問をいただいております。

神明上都市下水路の事業も、直接多摩川に放流ということで、ある程度効果が上がるということとは、将来予期できるわけではありますが、辛うじて、根川の、いわゆる日野市内の雨水排水、あるいは雑排水排水の幹線が一応、整ったということでございますので、これらをつとめてつないで、低地帯の水害等を解決しなければならないと、このように考えます。

それからもう一つの、道路交通に伴います交通安全、未整備の道路には確かに危険が多いわけですので、あらゆる手だてを講じて、児童、生徒の交通安全は、やらなければならないのは、もちろんであります。この点をやるべきである、という御意見を特に御指摘いただきますれば、なるべく早くやっていきたいと、このように考えます。

○議長（黒川重憲君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） この溢水の問題やなにかにつきましては、これは暫定的な解決策ということであります。これは、現在、これでやむを得ないと思いますけれども、やはり、この神明上地区の地区外排水、これは神明上都市下水路の整備というのを行って初めて——この神明上の下のオリエント、宮、上田、それから緑町、高砂、それから谷仲山等、それから仲町の一部、これらを水害から守るということになると、この神明上都市下水路が完全に整備されなければ、私はできないんじゃないかと思うんです。

そういうことを考えてみますと、どうしてもこの都市下水路の整備を早期に進めていただくということが、この中央道の南側の悪臭の解消とか、または擁壁、底打ち、さらには郵便局の北側を流れる川の整備、これをしなければ、溢水等を来してしまうわけです。

さらには、それらを整備することによって川の上を児童、生徒が、このふたをかけて安全に学校に登下校することができるというようなことをあわせ考えてみますと、どうしても行政としてやらなければならない仕事というのは、幾つかではあるけれども、非常に予算が伴うも

のである、ということを私は痛感する次第です。

が、しかし、理事者におきましては、今後、この問題の解決に鋭意努力されることをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって8の1、地域の諸問題についてに関する質問を終わります。

一般質問9の1、行財政改革について（行財政調査会の最終答申を受けて）の積極的対応策を問うについての通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

〔5番議員登壇〕

○5番（山口達夫君） 議長の許可を得まして、通告に従いまして質問させていただきます。

2月に選挙がございまして、初めてのお目見えでございます。第1回目ということで、概略的なところで御質問させていただきたいと思います。

今回の質問に関しましては、もう既に馬場議員、そして古賀議員から、るる質問がございまして御説明もありましたので、残りましたといえますか、私がちょっと感じたことの中から、幾つか質問させていただきます。

まず第1に、行財政改革ですけれども、非常に多岐にわたる市民要求をこなしていくという中で、どうしてもこれを実現するためには、財政問題にまで踏み込んで考えなければいけない。また、それを解決するためには機構の整備も必要だろう、そのようなところから、いろいろな問題が解決すべきものとして提起されているものと理解しているわけであります。

そういう観点から見ますと、まず感じますのは、これを実現することがいかに困難であるか。一方では多大な要求を抱えている、他方ではお金はないよと、こういうわけありますから、行政当局にとって、この問題を解決することがいかに大変であるか、ということを感じるわけです。

そういう観点から、まず市長にどのような積極的なお気持ちで、この最終答申をとらえ生かしていこうと考えておられるか。それに関連いたしまして、各担当部局から、今までの行財政推進本部ですか、改革推進本部ですか、どのような日程で開催されてきているのか。専門部会と本会議に分けて、中間答申以降本答申まで、そして本答申から以降、そして今後、秋までどのような日程でなされようとしているのか、をお聞きしたいと思います。

そして、以前の答弁でございますと、本年秋までに推進事務要綱を出したい、こういうお話でございましたけれども、これは、ひとつ市長の、何て言いますか、目標としてとらえておられるのか、それとも、大体このくらいでは、いくんだらうかというような観点で、おおよその見当といたしますか、その程度のものに過ぎないのか、その意気込みのぐあいということを、ひとつ、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

私、感じますには、やはり行政改革をするということは、内部の血の出ることですので、なかなか、御本人といたしますか、直接の当事者がこれを解決するというのは、かなりの難しさを伴う。そういう中で、事務要綱を内部部局だけでお出しにならうということですが、あるいは、いろいろな、日野市には知恵のある方がいらっしゃるだろうと思いますが、そういう方々の参加を求めるお考えはあるかないか。

今のところ、通常の事務を果たしていく間に、こういった会議の時間をとっていくんだらうと思うんですけれども、なるべくならば、そういった、きっちりした時間、日程をとって、なおかつ多くの方の知恵をそこに盛り込んで、当事者だけではなかなか進まないところには、外部の知恵を導入されたいかがかと思いますけれども、その辺のお考えをお聞きたいと思います。

以上で、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

まず2点目の、推進本部の関係でございますけれども、これは、さきにも申し上げましたけれども、発足は60年11月に発足をいたしました。

当初、発足の考えは、調査会の審議にあわせて推進本部の活動も考えたわけでございますけれども、調査会の方からも、調査会の考え方が出ないのに推進本部の活動もいかがか、というような意向もございましたので、本部の設立はし、委嘱も行いまして、部会の編成は行ったわけでございますけれども、実質の活動はしなかったわけでございます。

今後、この議会終了次第、部会を開きまして、先ほど申し上げましたように3部会でございますけれども、部会を開き座長等を決めまして、推進要綱の策定を行う予定でございます。その時期がことしの秋ということでございます。

それから3番目は、推進要綱をつくるときに第三者の参加を求めるのかどうか、ということ

でございますが、これは当初から、市の内部でつくるということでありますと、比較的狭い視野に立っての計画になってしまうということで、学者とか、それから市民代表、労組関係、その他の委員さんを入れました調査会を組織しまして、調査会の答申を踏まえて、この推進本部が検討し推進要綱をつくる、ということの手順であったわけでございます。

したがって、今後の推進本部で計画を作成するわけでございますけれども、今後の活動において、第三者の参加というものは、現在、考えておりません。

1 番目の市長の決意につきましては、市長の方からお答えをいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 行財政改革というのは、これは常時、本来やっておるわけでありまして、今回は特に国の進めもあり、一方には自治体として社会経済情勢の変革が相当著しいわけでありまして、今まで人口急増時代に大わらわで取り組んできた、いろいろな組織、機構、あるいは、いわゆる行財政の展開をもう一遍、このところで落ち着いて見直して、また——よく 21 世紀を目指してということもありますが、私は少なくとも日野市が持っておる基本構想の 10 年間の考え方の、なおまた、それに中、長期計画をなるべく正確に持って、そして取り組んでいこうと、こういう考え方であります。

段階を申しますと、例えば 9 月の議会、この議会には必ずしも別件ではないわけですが、情報公開条例を提案しようとか、また 12 月には、いずれ来年度の予算に取り組む、そういう時期にもなるわけでございますので、よく国でも財政編成が夏ごろから始められる。サマーレビューといういろんな議論を経て、そして年末に向かって具体化をしていくと、こういう経路でありますから、社会情勢のそういう推移を追いながら可能な範囲のことをやっていこうと、こういうことでございます。

なお、今後の取り組みの中で、年次計画ということもあり得ると、このように思っております。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5 番（山口達夫君） 何ですか、この行政改革は業務執行のほんの一部である、というような感じ方が非常にするわけですね。大上段に振りかぶってやれとは申しませんが、これが非常に大きな課題であるというような御発言を期待したわけでもありますけれども、常日ごろ、やっていることなだけけれども、というような御発言でしたので、その意欲というもの

にぜひ、もう一段の御決意といえますか、お願いしたいという気がいたします。

それと、お答えいただかなかったわけですが、ことし秋の時期というのは、目標としてとらえておられるのかどうか、そこについては、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） もちろん、来年の予算編成に間に合わせる、という部分の時間的な順序がありますので、そのことを申し上げたわけであります。目標というべきものだと思っております。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 目標ということでございますので、ぜひ、その時期に、私たちの手元にわかるような形にさせていただきたいと思っておりますけれども……。

そこで、こういう目標が立ったということから今度は質問したいんですけれども、市長は年度当初の施政方針に当たって、都市の経営ということをお話になりました。そこで、経営というものがどういうものであるか、私も定かにわかっているわけではありませんけれども、その経営の中の一つに、やはりどういうことを目標にし、それをどう実現するか、という一連のプログラムというのがあるかと思うんです。

その意味で、今回の最終答申の中には、実は一つ一つについて、目標値というものがあらわれておりません。これは古賀議員も御指摘になった部分だと思いますけれども、そういう中で、今回の9月に出される要綱の中には、目標値、これは、ここまでにこうするんだという目標値は、当然、出てくるんだろうと思いますけれども、御確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えをいたします。

推進要綱の内容で、目標値が出るかどうか、ということでございます。都下26市の中で、現在、日野市が言う推進要綱に類するものができておりますのが7市でございます。

7市の内容を見ますと、今、議員さんがおっしゃいましたような目標値というものは見当たりません。私は理想的には、もちろん目標値なり、それから効果というものが、きちんと数的に出るのが正しいし、また出なきゃいけないというふうに考えておりますけれども、行財政改革を進めるその項目の中を見ますと、なかなかこの数字であらせない、というところに、また難しさもあるんじゃないかというふうに考えております。

現時点で日野市がつくる推進要綱の中に、目標値が設定できるのかできないのか、ちょっとその辺については、現在、見通しがつきません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） それでは、方向性としてはそういう方向で考えておられるかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君） 企画財政部長お答えいたします。

理論的には、あることが正しいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） そういう方向で御努力をされるという見解と承りまして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって9の1、行財政改革について（行財政調査会の最終答申を受けて）の積極的対応策を問うに関する質問を終わります。

一般質問9の2、豊田南区画整理事業について、市民の意見をどのように尊重していくかを問うについての通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

○5番（山口達夫君） 豊田南の土地区画整理事業も、いよいよ8月が事業認可の方向性で動いておられるようです。私、その事業区域内に住む一人の市民といたしまして、ぜひ、この区画整理事業には市民の声を積極的に反映させるよう市長に特段の御努力をいただきたいという意味合いから質問させていただきます。

実は皆様方御存じのように、この豊田南にございます田んぼですけれども、明治の43年を初めといたしまして、豊田の農家の方々が、かなりの規模にわたって耕地整理を実行したわけであります。

そして、きょうもちょっと参ってきましたけれども、第二小学校の前に、幅1メートルちょっと、高さ2メートルにわたる耕地整理記念の碑というのがございます。ここには、耕地整理のいわれから始まりまして、裏には、これに努力された多数の方々のお名前が刻まれております。

実は、豊田の方々は、この耕地整理によって非常に多くのものを子孫に受け継がせてきたと

いいですか、受け継いできております。それは何か。やはり、豊田の住民の持つ、町に対する意欲であり、情熱であり、自分たちがやってきたという参加の意気込み、そんなものが受け継がれております。

私は、市長がさきに出しております日野市の基本構想の中で、市民参加の町づくりということを丹念にうたわれている。これは大変同感いたします。すばらしいことだと思います。市民参加というのは単にそこの決定にあずかっているというだけでなく、それがもたらす世代、そして後の世代へまで大きな意欲の継続というのがあるわけです。

私、よく、町づくりは人づくりということを申しますけれども、自身がそういった町づくりの中から生み出されてきたことを考えますと、単純にその意思を尊重するという以上の意味合いがあるという観点から、ぜひ、この基本構想を実施計画の中においても実現していただきたく、心からお願いしたいわけであります。

残念ながら、基本計画、実施計画がまだ日野市では、日の目を見ていないわけでありますけれども、ひとつ、この豊田南の土地区画整理事業におきまして、市長の考えております市民参加の町づくりを具体的な場としてとらえていただくように、お願いするわけでありますけれども、その辺のお気持ちを御質問させていただきたいと思います。

私は、この豊田南の区画整理は、まだ、この議会においても質問が余りなされていないということで、地域住民の声を反映する形で御質問したいわけでありますけれども、ともすれば、若い者の中から、住んでいる住民の意思というところが全く反映されないで、どんどん、どんどん区画整理が進んでしまっているのではないかと、一体、我々の意見はどうなっているんだ、という声をよく聞くわけであります。

そして、私議会に来ましてから議員としてかなりの時間を、この日野市の行政当局とも打ち合わせのために使わせていただいているわけでありますけれども、そういう勉強の中で、いかに当該部局が御苦労なさっているか、そして多くの考えを盛り込んだ中でうまくこれを実現するために、いろんな手だてを考えながら選んでいっているか、ということの苦労を知ったわけであります。

ところが、一人ひとりの市民にしてみますと、そういうことを知る時間的な余裕も、またそういう機会もない。あるいはまた、一つには、自分が住んでいる土地なのに、何て言いますか、自分が主体的な役割を演じられないという、ひがみではないんでしょうけれども、そのような、

何とはなしのしっくりいかない気持ちがこういう発言に結びついているのかもしれませんが。

そこで、ハード的な部分については、やはり何といても専門的にこれに投じている職員の方々にお任せするわけでありますけれども、この町を本当に住みよくするためには、ハードの部分だけではどうしても足りない。

そうすると、ソフトの部分に市民の声を、住民の声を何とかして吸い上げなきゃいけない。それを、私、ここでいろいろ資料をちょうだいしたわけなんですけれども、区画整理課からちょうだいしました資料というのは、説明会のまとめでございます。

で、この説明会のまとめを見ておりますと、個々の、自分自身の利害関係の問題が極めて多いわけですね。町全体の問題について問うている質問というのは、ほんの数えるしかないわけです。

これは、ある意味では非常に問題があらうかと思います。私は、個々の利害も本当に大事ですけれども、全体の利益と調和させるためにはどうするかという観点を、市民の中に持ち込んでもらいたい。その、持ち込むためには一人ひとり切り離された市民として市と対応しているだけでは済まないんじゃないだろうか。もっと市民は市民として独自に組織なりグループなりをつくって、そこで討論したものが市の区画整理課なり市長なりとお話する中で煮詰まっていく。そのソフトの中で出てきたものを逆に今度はハードの中に盛り込んでいく、そのような考え方が、ひとつの案ではございますけれども必要なんではないかというような気がいたしております。

区画整理を立案いたしてから、そして最終的に完了するまでの間、どのような形で市民の意識を取り上げようというふうにお考えになっておりますか、その辺のところをぜひ、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 一般論的なところを私からお答えをいたします。

豊田南地域の区画整理構想を地元に出してから、約10年ほど経過したと思っております。地域の、主として自治会を中心とする形で準備会の相談に応じていただけるそういう人選と、それから場所と申しましょうか、そういうことをお願いして2年後ぐらいに約20名ばかりの準備会の方々をそろえていただきました。

それから、豊田南に古い地区センターがございましたが、非常に有効には使われては、いた

わけでありますけれども、なお、地域の方々の町づくりに対しますいろいろな御意見を聞く、また御意見ををしていただくそういう場所として、地区センターをもっと大きいものにつくりかえる。ここで、ひとつ、地元の話し合いを十分お願いをいたします、というような経過もございました。

そして、手法といたしましては、法に基づくいろいろな行政手順があるわけでございますが、それだけでそのことを処するというわけではなくて、かなり至れり尽くせり、説明会も数多く行って素案が煮詰まっておる、こういう状況であります。

もちろん、国費並びに都の支援もいただきますので、それらとの調整も相当な時間を經由いたしました。

とりわけ、50ヘクタール以上の区画整理ということで法のアセス施行の対象になる初めての区画整理であるということで、これ、また2年間ほど環境影響の評価ということで時間をかけて地元の意見も十分徴したと、こういうことでございました。

今、質問に問われております、とりわけ私どもは豊田の歴史、そして、その名前のごとく豊かな田園であった、ということもよく承知しておりますが、何よりも湧水、わき水に恵まれておる段丘地がありますし、それから幸いに、今回の区画整理区域ではありませんけれども、豊田の緑地というものも確保することができております。

そういう自然の恵み、水と緑を可能な限り豊富にあしらった、そういう町づくりもソフトな面で計画を加えておるわけであります。

将来、京王線との南平駅との関係で、南北の通過道路というよりも散策道路風なものを構想いたしまして、浅川のふちに割合広い公園を設定した、というような事情もございます。

なお、今後も地元の意見を十分尊重し、むしろ、いろんな意見を出していただきまして、それをハードな面にもまた反映をさせるとか、より一層、豊田の歴史や伝統を残せるような、そういう町づくりをさせていただきたいものだ、このように願っております。

具体的な経過につきましては、必要があれば担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 市民の意思を、意見を十分に取り入れたい、というお話でございますので、現在出ている意見の中から幾つかお伺いしたいと思います。

まず第1に、この区画整理というものを、単に区画整理法に基づく区画整理としてとらえた

だけではなくて、まさに新しい町づくりへの第一歩である。住宅街がこれほど密集した中に区画整理を行っていくということは、多分、市の中でも非常にまれなことではないか、第一歩ではないか、という気がいたします。

そういう中で住民から出ておりますのは、区画整理ということだけでなく、大きな意味での町づくりへ持っていっていただけないだろうか、ということですよ。

といいますと、まず第1には下水道との関係はどうなるのか。この区画整理が終わったときに、下水道の生放流、これができるようになっているのかどうか。

もう一つは、新しく道路が整備されたところに、共同溝なりを設けて、電柱等を除き、電話線、電柱、そしてさらに新しい、いろいろなニューメディアに対応するようなファイバーであるとか、そういったものを盛り込めるような共同溝設置が可能かどうか、その辺のところからお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君） 下水道課長でございます。

お答えをいたします。

まず第1点目の豊田南土地区画整理事業と下水道との関係でございますが、基本的には豊田の区画整理事業に整合した中で下水道も整備をしていきたい、というふうに考えております。

現在整備を進めております万願寺の土地区画整理事業と同一の方法を導入していきたい、というふうに考えております。

現段階では、浅川の処理場の稼動時期が昭和66年度中という計画で進めておりますので、それまでには区画整理の中におきましても整備を一緒にやっていきたい。区画整理の街築工事にあわせまして埋設をしていきたい、というふうに考えております。

ただ、問題になりますのは、区画整理、約88ヘクタールございますが、それを受けるところの幹線、公共下水道の幹線、浅川中央幹線でございますが、処理場から西平山の三丁目まで、約6,000メートルございます。万願寺の区画整理の中は、区画整理の中で幹線の布設が可能でございますが、それから豊田の南の土地区画整理に至る間、千数百メートルございますが、その辺がネックになっているわけでございます。

幹線ができなければ面整備をしても、それを受けることができませんので、万願寺の第2期の区画整理、これも関連してまいりますので、万願寺の第2期の区画整理並びに都市計画道路

1・3・1、これに全部幹線が計画決定されておりますので、その辺の動向を見きわめて幹線の整備も一緒にやっていきたい、というふうに考えております。

最悪の場合、1・3・1ができない等の状態があった場合には、既設の道路にルートを変更いたしましてでも幹線を延ばしていきたい、というふうに考えております。

その辺につきましても現在、検討がなされ、ほぼ既設の道路でも可能だ、という結論を出しております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君） 区画整理課長でございます。

共同溝の件でございますけれども、現在の事業計画案の中には共同溝は考えておりません。

ただ、ちょっと、内容を忘れましたけれども、ことしの2月か3月ごろだったと思いますけれども、東電の方から、要するに駅前、それから特に市街化の立体的換地になる箇所について、東電のそういう地下埋設をやっていきたい、というふうなものがございます。これは国の方からの補助も出るというような形で、そういう調査がございました。

それで私の方では高幡、それから豊田、それから万願寺の1・3・1関係、こういう路線について、将来的にその沿道は立体換地されるだろうということで、一応、申し出はしてあるわけですが、まだ具体的な方針というものについての結論には、まだ達していないということで、今後とも、そういう共同溝、そういうものについての検討はしていきたい、というふうに思っています。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 共同溝、そして下水道にも、まだまだ、これから問題があるというお答えでしたけれども、ぜひ、市民の声を第一に取り上げていただきたいと思います。

このようにして、これから先、区画整理を完成に至るまで、市民の声がいろいろな形で要望として出てこようと思いますが、実は、それを実現するためには、何といたっても日野市が、それにこたえるべき土地をこの区画整理区域内に持っていなければならないんだろう、こう考えるわけであります。

そこで、今、現在の日野市が、この区画整理区域内に持っております土地の量と進捗度を、どのくらいまで進んでいるのか、そして今後さらに、計画以上にふやすおつもりがあるのかど

うか、をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君） 具体的な数字は、ちょっと持ってきておりませんが、
れども、現在、先買いをして、事業用地として先買いしておる土地は約6,000平米かと思
います。

それから、さらに売ってよしいという形の地主さんの申し出がある土地、これが約7,000
平米ぐらいあろうかと思えます。したがって区画整理事業の中で減歩充当用地として使える土
地、これは全体を買えれば事業の最低限の面積は確保できる、というふうに考えております。

それと、さらにこの事業の中で、先ほど前段で市長の方から言われました地区センター用地
とか、こういう用地が仮りに面積的なものを多くするという形になりますと、そういう面積は、
さらに別途に買っていただく。基本的には、私の方から用地のお願いをしているのは、約4万
平米くらいは事業促進の意味からも買っていただきたい、というお願いをしているところでご
ざいます。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） 現状で日野市に土地を売りたい、あるいは日野市が土地を買
いたいという、そういう情報の取得時期といいますか、どの時点になると日野市は、ここに土地
がありそうだな、ということがわかりになるのでしょうか。

あるいはまた、それではなかなか難しいことが多いとしたら、それ以上に、土地をもうちょ
っと早目に取得する方法として、市が独自に働きかける何かの施策といいますか、方法をお持
ちかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君） 地主さんから土地を売りたいというふうな意向が表
示されるのは、以前、7回ですか、全体の説明会等で事前に私の方から、土地を売る場合は、
できれば市の方に、一応御相談を願いたいと、こういうお願いをしておるところでございます。
それを受けまして、直接、地主さんの方から私の方へ相談に来られるもの、それから、あとそ
れ以外のものにつきましては、建物を建てる時点、または開発業者が入りまして開発をする
という相談があった時点ですね、こういう時点でその土地の情報がわかる。したがって、その時
点でお話し合いをして、成立したものについては、買わせていただいております。

これからも、豊田の――今週の21日でございますけれども、南口の事務所もできますし、
こういう中で事前に、もし土地を手放す方がいらっしゃる場合には、市の方に御相談願いたい
旨、これからもPRしてまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君） 山口達夫君。

○5番（山口達夫君） ぜひ、土地の先行取得につきましては、鋭意の御努力をお願い
したいわけでありませう。

私たちは、区画整理が事業決定なされてから、現実に完成するまでの時間というものが余り
長くかかりますと、その間の制限が非常に強くなってきますし、また費用も多数かかるかと
思います。

この区画整理をスムーズに移行させるためには、何といたっても市がたくさんの土地をその区
域内に持っていれば非常にスムーズにいくんだと、こういうぐあいに理解をしているわけであ
りまして、先ほどのお話ですと、開発業者の開発の時点といいますと、もうそれは開発業者は
一定の資金計画を持っておりますので、その時点から覆そうというのは大変な困難が伴う。

それから契約をして農転の許可が市に出たときにやろうとしましても、通常の場合、農転の
許可の前に契約をしておりますので、手付金が入っている。そうすると、手付金倍返しの規定
が地主側に生じてしまうということで、契約に至ってからの市の先買いを行使しようというの
は、なかなか困難が伴うのではないかと思います。

ぜひ、特段の方策をお考えになって、この事業区域内に日野市の土地をたくさん持っていた
だき、スムーズな区画整理ができますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただき
ます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって9の2、豊田南区画整理事業について、市民の意
見をどのように尊重していくかを問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時19分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、障害者の参加の住宅づくりと、高幡市営住宅の障害者用住居の改善についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） それでは、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

私の今回の質問は、障害者の参加の住宅づくりと高幡市営住宅の障害者用住居の改善についてでございます。

皆様方も御存じのように、ことしは国際障害者年のちょうど中間年になりますけれども、政府の方では、臨調行革路線のもとに、本当の障害者の施策、名前どおりであって、ちっとも前進していない。特に障害者が切り捨てられる、そういうことが今、私は実態ではないかと思えます。

ことしの2月、私も障害者のお母様とお話する機会がございましたときに、そのお母様がおっしゃった言葉は、今の中曽根さんの政治を見ていると、あの戦前のような恐ろしい時代が来るのではないか、というふうに言われました。その中身については、戦前の障害者の方たちは、おうちの中に閉じ込められて表に出ることはできなかった、そういう意味で、特に今、軍事費が優先されて、そして障害者のものが切り捨てられる。そういうところからお母さんたちの、その親が亡くなった後の障害者のことを考えると、私は本当に事実であり胸が痛くなる、そういう思いをしたわけでございます。

障害者問題を語るときには、いろいろとございますけれども、私は今回、前回の59年の第2回の障害者の住宅について、それから老人アパートについての、このとき発言いたしましたので、余り詳しく申し述べませんけれども、引き続き、この問題について質問をしてみたいです。

で、第1問目といたしましては、障害者の参加の住宅づくり、このことについて質問させていただきますが、ことし61年度予算の中でも向川原市営住宅の予算化が計上されております。そういう中で、確認でございます。

59年の第2回の質問のときには、向川原市営住宅に障害者の入居の住宅をつくるという、こういう答弁もございましたので、これが実際できるかどうかという確認と、それから、もう予算化が決定されましたので設計に取りかかっているのではないかと思います、今、事業が

どの辺まで進んでいるか、その点が2点目でございます。

それから3点目といたしましては障害者団体、あるいはまた障害者個人、あるいはまた高幡の市営住宅に入っている障害者自身の方たちの御意見を聞いて住宅づくりが進められているかどうか、この点について、まず、お尋ねをいたします。

それから2番目につきましては、入居の募集です。

一般的には、市営住宅が建てられるとき、あるいはまた、建設の途中で募集があると思いますが、すけれども、この募集は、特に向川原には障害者住宅を建てるという、こういう前提のもとに質問をさせていただきますけれども、いつごろ、この募集をやるのか、そのことをまずお尋ねいたします。

そしてまた、高幡市営住宅、これには障害者も入っていると思いますが、このときの募集の状況はどうであったか、この点についてお尋ねをいたします。

3番目につきましては、高幡市営住宅の障害者用の駐車場についてでございます。

私も見てまいりましたけれども、駐車場のスペースが一般の車のスペースと同じ大きさのようには思われます。そうしますと、あそこに5台置けるようになっておりますけれども、あの市営住宅の中には車いすを利用していらっしゃる方がおりますので、車いすを置いて降りられない。隣に車がない場合ですと車いすから降りて動けますけれども、こういう場合には、やはり、普通の駐車場よりも大きい駐車場が、障害者住宅の駐車場には必要ではないかと思っておりますので、その辺の改善ができればお願いをしたいと思いますが、その点について質問いたします。

それから4番目につきましては高幡市営住宅の、住宅の中のふろの改善です。これは59年の第2回のときにも質問をいたしましたけれども、これはシャワー方式で熱いお湯と、水と出てくるということで非常に使いにくいという点と、それから、やはり寒いという点がありますので、これはふろがまに、普通の住宅のようにおふろをガスでたく、こういうおふろに改善していけないかどうか、その点。

それから5番目につきましては、管理人を置くことはできないか……。

この管理人の点については一般の公団住宅ですと管理組合、これは分譲の場合は管理組合。そして賃貸の場合は管理事務所がでございます。あるいは、また都営住宅にも管理人が置かれておりますけれども、市営住宅の場合、いろいろと論議があります。置いた方がいいという方と、あるいは、また自治会長さんがかわって管理しているので、いろいろと当番で自治会長を引き

受けて、その方たちが次々と管理人の役割を果たすので必要ではない、といろいろと論議がありますけれども、私は障害者が住んでいるこういう市営住宅については、管理人を置いた方が、いろいろと障害者自身にとってもいいのではないかと……。

また、障害者自身の方からも管理人をぜひ、置いていただけないかという、こういう声もございますので、これは日野にあります市営住宅、9団地ございますけれども、全部の団地ということは無理かもしれませんが、もし、これから建てられる障害者用の入っている住宅、あるいは、また高幡市営住宅、こういうところに管理人を置かれたらどうかと思いますので、まず、その5点について質問をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長お答えいたします。

それでは、逐次お答えいたしていきます。

1点目の障害者の参加によりまする予算に基づくものということでございますが、向川原です、これにつきましては今、現在、建築で設計をしております。その中に身障者用、それから母子家庭用、老人用というようなことで位置づけをいたしまして、それらの配列を今やっているところでございます。

また、後ほどの質問にもありましたように、それらの皆さん方の意見を聞きまして、そしてやっていきたい。これは十分、まだ間に合う予定だと思っております。

それから、それに付随しまして、今、身障者の意見を聞いて、その部屋をつくれ、というような提言だと思います。これにつきましても、身障者の入居者を決めて、そして意見を、そのもとに考えていく、ということも東京都の指導の中で、それも可能だということが返ってきておりますので、それらを踏まえて、やはり身障者が利用されるその意見を聞きながらやっていきたいということで、今、進めておるところでございます。

その次の2点目の、入居の募集でございますが、これは向川原につきましては完成した時点、来年の6月ごろ、早ければ6月ですけれども、今、それでやっておりますが、それまでに募集につきましては、また取り決めてやっていきたいと思っております。

それから、高幡の募集の状況はどうかというお話でございますが、これは確かに、当時つくられてから、なかなか入居者が決まらなかったということを、私、聞いております。そうした

中で、現在、5戸でございますが、全部の方がお入りになっているということでございますので、せっかく建てた建物を、それを2年なり3年なり放置して、そして実際に身障者がいるのに使えなかったということのないように、今後もそれは十分やっていくつもりであります。

その次に3番目でございますが、高幡の駐車場の件でございますが、確かに御指摘のように現在、駐車場用として5台分をとっておりますが、車いすですと幅を非常にとるということで、5台が5台入れないということで担当課の課長の方でも現地を見ておりまして、両端にコンクリの塀というか手すりのようなものがあります。それらを片方を取った場合にはどうかというように、これも検討を今、しておるところでございます。少しは広がる予定だと思えます。

それから4番目のふろの件でございますが、これにつきましてはシャワー方式で、それから水とお湯が一緒に出るというようなお話でございますが、現在、この高幡市営住宅も10年を経過しまして、いろいろの、ふろでなくてもいろいろの排水、それから下水、そうした管につきましても手直しをし、あるいは補修をしなきゃいけないというような、あるいは器具においても、そうしたものをしていかなきゃいけないという実情でありますので、今、新しくふろがまの方がよろしいんじゃないかというような御提言でございますので、これらを含めまして、即刻、実情を調査して対処していきたいと思っております。

それから5番目の、管理人の処置につきましては、確かに身障者ということでございますので、それに基づくいろいろの分担、役割というのは——あるいは自治会がありますれば自治会の役割、そういったものの負担というものは非常に大変だという、あれはわかります。

そうしたことで、やはり同居をされる方々の思いやり、あるいは、同居というか、その隣近所、そうした方々の同じ連帯意識の中での思いやりとか、そういうものが必要であるということから、そうした自治会長さん、そうしたものの理解というものを、まず、やっていく予定でございますが、現状では非常に、報告を受けました段階では、今、うまくいっている、というふうに私たち判断しておりますが、なお、御質問がありますれば、そうしたことの問題につきましては、即刻いろいろの面で指導、それからまた、現地に踏み込みまして、そうしたことのない、生活に支障を来すようなことのないような方法を講じていきたい、ということでございます。

それで、なぜ、そこところが問題がないかといいますと、過去に、これはずっと過去ではございますですが、雨漏りでなく、いわゆる水を上の2階、3階の方が横溢して溢水しまして、

そして、それが身障者の家の壁を伝って流れたというケースがあります。このときに、夜でございます。担当も呼ばれたそうですが、行ってみて、やはり周りの方々が非常に協力的で、その作業を手伝って、そしてスムーズにその障害を取り除いてくれた、ということから、我々の方は、その問題につきまして、非常に人情味あふれるお隣近所のつき合いがあるんじゃないか、というふうに判断して今日にまで来ております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。

それでは、また、再質問させていただきます。

1問目の向川原市営住宅の募集、建築につきましても、私が、たびたび質問してまいりました、母子、老人、障害者、この方たちが入れる市営住宅ということで、私は本当にこれを進めていただいたことを心から感謝申し上げたいと思います。

そして、これをさらに前進させていくには、やはり、いつこういう方たちの意見を聞く場を持つのか、その、一応時期的な問題をお尋ねしたいと思います。

それは、2番目に質問いたしました入居の募集と、あるいは、また住宅づくりにもかかわることです。先ほど部長の方からも東京都の指導があるので建てる前からということをおっしゃっていましたが、障害を持つ方というのは、たくさん、いろんな種類の障害があるわけです。

それから、車いすの方も盲人の方も、それから聴覚障害者の方も、それから御家族が障害があって御主人がそうでないとか、また子供が障害があって親はそうでないとか、いろんな障害に合った住宅をつくっていけば、例えば高幡市営住宅のように何か事情があって、空き家になったと思うんですけれども、早く募集をしておけば、その障害に合ったうちをつくっていける。そういう点では今の高幡の市営住宅が、なかなかおふろの問題であるとか、また間取りの問題、それから車いすの問題もあります。床とすれすれだとか、床から40センチぐらい高いとか、いろんなことを住んでみて、初めて、いろいろと問題が出てくるんで、私は、その募集を早く決めていただいて、そしてその障害に合った、入る方たちに合わせた住宅を部屋の中で改造していく。このことは東京都も指導しているということでございますので、私もそのことを承知しておりましたが、ぜひ、そういう段階で、今の向川原市営住宅については、一般の方たちの

募集よりも早目にこのことをやっていただきたいと思いますので、その点について1点をお尋ねいたします。

それから3点目の駐車場については、私も前回、駐車場でなくて、車いすがなかなか通れないということで、砂利道だということで質問した翌日には、もう砂利道が舗装されるという、そのスピードの早さにとても感謝して、さすがだと思ったんですけども、このおふろの問題については59年の2回のときの質問のときにも、このことについては触れさせていただいて、そして検討いたしますということだったんですけども、今日まで来ていて、特に冬は寒いということでございますので、ぜひ、これは早目に調査して改善していただきたいと思いますので、大体いつごろ、このことについても——細かくて申しわけありませんが、いつごろ市の方から担当の方に言っていただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、5番目の管理人の配置については、確かに高幡市営住宅の方たちは25戸で、とても障害者の方たちも、住んでいる中では皆さんがとってもよくしてくださるということで、感謝していらっしゃいます。

そしてまた、自治会長さんも次々と、当番なので、毎年かわっていくけれども、やっぱり、みんなでここに住んでいるんだからいい住宅にしようということで、とてもいい環境だし、前には川があって奥は行きどまりで、多少奥の方にあります福祉センターの方に車が時々入るので、それから行き当たりなんだけれども、わからなくて入る車があるので、その点がちょっと困るけれども、とても子供たちを育てるには、いいところだということで、きのうも私、お話を伺ってきたんですけども、皆さん住んでいらっしゃる方も、とてもいい方だし、障害者の方たちもいいんです。感謝しているんです。

でも、一つのこととしては、例えば私たち、一般的に階段の掃除とか、ありますね、当番で。そういうこととか、いろいろ住んでみると、障害者の方がとても一緒にできない部分もありますので、そういう点でちょっと不自由を感じているようでございますので、その点などもぜひ、御意見など聞いていただけたら大変いいんじゃないかな、というふうに思います。

管理人については、私は高幡のことだけでなく、今後、市営住宅を建てる場合に、特に老人が入る住宅、あるいは母子世帯、障害者、これから向川原市営住宅が建てられますので、その点については、ぜひ、御検討いただきたいと思います。

その点について再度、質問いたします。

○議長（黒川重憲君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長です。

それでは、4点ございますのでお答えいたします。

向川原の募集、そうしたもののから、いつ身障者の意見を聞くのか、ということでございますが、これにつきましては即刻、今、設計もある程度、進んできております。そうした中で、早く、これは取り入れていかなきゃいけない問題でありますので、担当課長、直ちにということで今やっております。

そういうことで御答弁させていただきます。

それから2番目の、募集が早ければ早いほど、そういうことで、より意見が吸い上げられてよくなるということでございますので……。

これも実は、きのう、質問を受けまして担当者と相談いたしまして、先ほど申し上げました10年も古いものでありますから、ふる場に限らず、いろいろの問題もしょっちゅう、手直しということがありますので、直ちに実情調査に入るということで、恐らく、きょうあたり実情調査の方へ踏み込んでおる、ということだと思います。

それから3番目は、今、お話ししましたように、提言でございますので、ふるがまでそれを対処できるかどうか、これは検討させてもらいたいと思います。

それから、4番目の管理人、そうした中での福祉会館の方の駐車場がこちらへ来ていて邪魔をするということでありますが、ただ、先ほど申しました非常に、今、いい環境でありますので、やたらなことで行政が口を出して壊すようなことのないように、慎重な口のきき方、それから態度で、今以上の環境をよくしていく。それから皆さんの連帯をよくするということで、うちの方は気をつけて、そしてあくまでも丁寧に優しくやってもらいたいということで、これもきのう命じましたので、そうしたことでのもう少しの、効果ということについては、時間をもらいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 今の部長の答弁で、私、結構だと思います。そういう態度で、ぜひ、高幡市営住宅の皆さんには接していただきたいと思います。

最後に市長の方から、私の質問に対して何か御意見がございましたら、御回答をお願いした

いと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市営住宅が、日野市民の住宅政策にこたえるほどの戸数は、ないわけではありますが、建てかえの時期に入っております。

ようやく向川原を初めとして、今後、平家の木造住宅を、順次建てかえていくことになる予定であります。その際に、障害者、あるいは母子家庭、東京都ではポイント方式という方式をとって、今、募集をされておりますけれども、日野市もできるだけ福祉施策を取り入れた形で住宅政策に織り込んでいきたい、その必要があると、このように考えておるところであります。

○議長（黒川重憲君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは、障害者問題については、たくさん、いろいろと言いたいこともございますけれども、私は住宅の問題が、やはり国の方の政策も、特に障害者の住宅政策が遅れておりますので、その分をカバーする上で、日野市の中で、特に市営住宅が9団地ある中で、特にまた建てかえで望んでおりました老人と母子と障害者が入れる市営住宅ということで、私は本当によかったなというふうに思うわけですが、特に障害者の方たちが家庭での自立生活だけでなく、人生もその中で切り開かれていくということでは住宅は、とても大切なものでございますので、ぜひ、これからも新しい市営住宅を建てかえる時期になりましたら、日の当たらないこういう立場の人々に光を当てていただく、そういう意味でも住宅問題にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君） これをもって10の1、障害者の参加の住宅づくりと、高幡市営住宅の障害者用住居の改善についてに関する質問を終わります。

一般質問11の1、私道の整備を促進するためについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君） 私道の整備を一層促進していただきたい、こういう願いを込めまして、一般質問を行いたいと思います。

既に今議会、同じテーマで一般質問が行われております。市長を初め担当部局の考えも明ら

かにされているところでございます。ほぼ、私が聞きたいと思っていたことも、さすが前任者、質問を行いまして、市側の考えも明らかにさせたところでございます。

たしか、3月の議会でも私道に関する質問が行われております。予算委員会でも私道に関する整備を促す意見も含めた質疑が行われております。議会で行われておりますこの私道に関する論議は、最近かなり高まっているのではないかと、こういう印象を私も持っております。

市の、私道に対する施策も、年々、充実されてまいっておりますけれども、例えば私道整備事業補助金交付要綱というのがございまして、これは昭和47年につくられたものでございます。

それ以来、私道に対する市の助成も高まってまいりまして、要するに補助金の割合が高くなってきているということによる施策が進んできた、ということじゃないかと思います。この間、5回の改定が行われまして、今、75%の補助率まで高められた、ということでございます。

昭和53年には、私道路改良工事施工要綱というのができまして、公道から公道に連絡する道路は、市が市費で工事をする、舗装をすると、こういう制度もつくられてまいりました。

55年の3月に改定されまして、内容が一層、充実されてきたというふうに思うわけでありましてけれども、きのうの一般質問の論議を踏まえまして、私は、さらに市側の考えを伺っておきたいと思うんです。

なかなか、補助金をさらに増額するということを上、進めるというのは難しいような状況がまた一方にございます。ですから、私道をどういうふうに住民の御要望に応じて、市の施策として進めるかというふうに、もっと力点を置いて考えていくということが重要な点ではないかと、こう思うわけであります。

例えば、私道路の改良工事の施工の問題は、私道から私道に通ずる道路を該当させておりますけれども、これは、要するに公道から別の公道に抜けている道路ということの意味だろうと思うんです。一つの道路に、さらにUターン型の私道路の場合は適用されていないと、こういうふうに理解をしておるわけでございます。

53年の、この要綱が施行されてまいりまして、年々、該当するところもありますし、また補助による私道の整備というのもふえてまいっております。

そこで、ひとつの整備の段階が私は進んでまいってきて、新しい対応がここのところで迫られているから議会での論議も多くなっているし、また現在の要綱では、なかなか該当し得

ない私道が残されている、というところに今、来ているのではないかというふうに受けとめて
いるものでございます。ですから、補助を適用する該当の幅をもう少し広げるということとあ
わせまして、市が施工する私道の該当を公道から公道に抜けるということだけではなくて、U
ターン型の私道にも適用させていいのではないかというのが、私の要望する点でもあるわけで
あります。

必ずしも、こういう道路というのは公道並みに使われていないということでは、これは決し
てないわけでございまして、そこには、多くの住宅もございますし、そこに住んでいる住民だ
けではなくて、もっとたくさんの人が利用する、ということになっている場合も、これは多い
わけでございます。

ですから、市の道路行政の一つとして、一層充実させるということで、とらえていただきた
いと思うわけであります。

昭和57年の9月5日付で、私道舗装整備に関する請願というのが、議会に提出されてお
ります。これは大坂上二丁目の住民の方が出されたものでありますけれども、紹介議員は当時、
各会派の方々がなっております。私もその紹介議員の一人になっておるんでありますけれども、
議会でも審議を行いまして可決をいたしました。可決されておりますけれども、その後、事態
は進んでいない、ということになってまいりまして、たびたび議会でも、この箇所が例として
引用されてまいってきているわけであります。

私も紹介議員の一人といたしまして、この問題をどういうふうに、やっぱり解決の方向を見
出していくものなんだろうかと、ということで、いろいろ関係者などの意見も伺い、また市側の
考えなども、これまで論議を通じて伺ってきたわけでありますけれども、やはり、ひとつの方
向として、私道の施工要綱に適用させるということが一番合理的なやり方ではないか、こう考
える次第であります。

この辺のことについて、担当部長、いかがお考えになっているか、まず最初にお伺いしてお
きたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 御質問に対しましてのお答えをします。

公道に対します私道という概念でございますけれども、これには4種類ばかりの経緯がある
わけでございます。と申しますのは、建築基準法が施行されましたのが昭和25年でございま

す。ですから、それ以前に建てられた場合の住宅の道路用地ですね、それから、建築基準法が制定されて、いわゆる敷地延長と、こういう形の中で42条1項5号通りと、こういう道路というものもございます。

それからさらに、住宅地造成事業法という法律がございまして、それによりまして事業されたものについても私道がある。

それから、都市計画法の開発行為によるものについても、これは開発区域については私道と、こういうことでございます。

この私道の取り扱いにつきましては、私道の認定の取り扱い要領によりますと、一応、市で道路を認定いたしまして、区域を決定し、また供用を開始することによって公道という取り扱いになるわけでございます。で、その過程におきまして、いろいろな基準がございます。

そういうことで、かつては、いろいろ、七生の丘陵地帯につきましては、いろいろの造成工事が行われたわけでございますけれども、それぞれ各企業が努力していただきまして、現在は公道並みに取り扱われているものがほとんどでございますけれども、その中では、まだ私道的な扱いになっておりますのは平山苑とか、梅ヶ丘団地でございます。そういったことで、これについては、まだ私道という扱いを抜け切らないわけでございます。

こういうことで、これにつきましては、やはり幅員の関係とか、今、申し上げました公道とか、公道に通じないという、こういう形の道路が多いわけでございます。

で、今、問題になっております私道につきましては、一応、建築基準法の42条の1項5号道路と、こういうことになるわけでございます。

この道路の形態といたしましては、さまざまな形がございますけれども、大きな点につきましては、三つの形態があらうかと思います。

一つは、行きどまりの道でございます。これは公道から公道に行くものもございますけれども、一つとしては行きどまり、それからもう一つにつきましては同一の公道に戻っていくものですね、これがUターン型の道路でございますけれども、それから異種の公道に通過できるということで直線、あるいは、かぎ型になりまして、公道から公道に続いていると、こんなような三つの、同じ私道の扱いにつきましても、そういう三つの種類があるわけでございます。

それらを総括いたしまして、日野市私有道路改良工事施工要綱によりまして、市等でやり、それから整備で補助金で75%の補助をしていると、こういうことが実態でございます。

私たち事務担当といたしましては、現在の整備要綱、あるいは道路改良工事につきましては、現在の時点では最良の工事であると、こういうことで思っているわけですが、先ほど申し上げましたような三つの形態の中で、いろいろ住民の方の通過道路的なものとか、行きどまり道路とか、それから公道から公道に面していると、こんなような道路の扱いにつきましては、一つのあれとしては、やはり、一律の75%の補助でいいのかなのかと、そういうふうな疑問は絶えず持っているところでございます。

これにつきましては、なお、さらに、今まで75%で補助している率もありますので、その辺の実態の中でこれから研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 部長の説明で、現在の対象になる道路、それから対象外の道路というものもわかるわけでございます。

私は、こうして議会で、やはり論議があるということは、現在の要綱に基づく適用を、どう、幅を広げ、住民の要望にこたえるような施策として要綱の改善等、適用がもっと広がっていくかという、そういうところに、やっぱり焦点を当てながら論議をするなり、一般質問に取り上げる、ということになるわけであります。

ですから、市側も現状の説明だけにとどまらないで、どう、こうした議会の論議にこたえるか、という点に、もっと私は力点を置いて、ひとつ研究をされるなり、答弁をいただきたいと思うわけであります。

この要綱によりますと、いわゆる施行の対象外ということになった場合、部長から説明がありましたように宅地造成事業に関する私道は対象外だ、ということになるんですね。

それから団地内の道路、いわゆる都市計画法に基づく団地造成がされた際の、その団地の中の道路というのは対象外だ。区画整理区域の決定がされている地域内の私道も対象外だ。国有地や社有地も当然対象外になるということになるわけです。

じゃあ、それ以外の私道は全部対象になるのか、ということになるわけであります。しかし、幅員ということも重要な条件の一つになるわけでありますから、条件として幅員が4メートルだということですね。建築基準法の施行以前の道路は1.8メートル以上あれば適用だというわけですよ。昭和42年につくられた建築基準法以前につくられた、この私道路は、4メートル

以下でも適用されるんだ、1.8メートルでよろしいですよ、ということになっているわけですね。

それから、公道から公道に連絡している道路ということに条件があるわけですね。これは先ほど来、申し上げているようなことになっております。

それから、原則として隅切りのあるものだ、というふうになっているんですね。隅切りがなければ、じゃあ絶対だめなのか、ということにもなるわけでありますけれども、それは実情に応じて対応するということで、私は、十分理解できるんじゃないかと思うんです。

で、関係者の全員の承諾はもちろん必要だ、ということになるわけでありまして、何よりも、この条件の中で市長が公益上必要と認めたものは対象にすることでもありますから、私は現在、残されている未舗装の道路、整備がされていない私道の場合、この条件に当てはまるというのは、かなりあると思うんです。

特に、昭和53年につくられました住みよい町づくりに関する指導要綱ができました。それで53年以降、この要綱に照らして宅地開発などは、かなり整備された形で行われてまいってきていると思うんです。

で、この条件に当てはまらないような道路があった場合、私道があった場合は、ちゃんと舗装がされるとか排水設備がつくられているとか、というような指導がなされておまして、いわゆる私道で舗装を行ってほしいというようなことには、なっていないんじゃないかと思うんです。

大部分は、この53年以前につくられた造成地であり、私道ではないか、と思うんですね。

そうなりますと、かなり時間も経過しているというようなことであるとか、なかなか、この要綱にきちっと該当しないで、どこか1カ所該当が対象外になるような箇所があって、なかなか全体の意見がまとまりにくい、というようなことなどが大部分の原因になっているんじゃないかと、そう考えられるわけであります。

先ほど引用いたしました請願でも、この大坂上二丁目に住んでから、もう25年になると思うんです。もう30年近くなるでしょう。この間、何かの事情によって道路の整備に及ばない、市の手が及ばないということになっているわけでありまして、その原因が、本当に市が手をつけることができないような条件なのかどうか、ということをいろいろ考えてみますと、必ずしもそうではないんじゃないか、というふうに私は判断するわけでございます。この施工要綱

でも十分、適用できるものだというふうに考えるわけでございます。

そのポイントが、最初に申し上げましたように公道から公道に連絡し得る道路ということのとらえ方が、U字型になっているものは一切だめなんだ、ということではなくて、U字型の私道であっても公道から公道に連絡する、というふうにとらえれば、これは十分対象になり得る、というふうに思うわけであります。

また、そういうことを今、行政側としても求められていることではないかと、このように考えるものでございます。

もう一つ、私は市の施工が行われるということの根拠の一つに、例えば私道も一般的には課税の対象に、もちろんなります。しかし、公道並みに使われている私道は非課税の対象にもなる、という減免措置、非課税措置があるわけであります。これは公道と同じような扱いをするという意味でございまして、実態としては公道のように使われているということだろうと思うんです。ですから非課税の対象になるということにもなるわけですね。

で、そういうふうに考えますと、公道としての利用のされ方、そういう認識というふうにもとらえることもできるわけですから、私は市の道路行政の一つとして、そういうところも含めて大いに前進させていくことが、今、求められているのではないだろうかと思います。

この二つの要綱が、これまた、果たしてまいりました役割は非常に大きいものがあったらうと思います。特に昭和53年より私道の補助金も増額され、最近では75%までふえたというようなことであるとか、市が直接、工事を行うということなども行われまして、前進は、してきたわけでありすけれども、その上に立って、なお、この二つの要綱に該当されないところに一層踏み込んでいく、あるいは広げていくことが、求められていると思います。

こうしたことなど踏まえて、市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私道にも、通過交通のようになって、ほとんど公道並みに使用されるもの、あるいは近隣の宅地造成といいますか、宅地をつくって、それが処分をされて、その範囲の人が使っている道路とか、いろいろ公共度の割合に優劣といいたししょうか、順序があると思うんです。それで、その公共度の高いほど、私道であっても特に、その部落から部落に車まで通過する、というふうな道路につきましては、全額負担において市が先行舗装をする、こういうことを私は内部的に指導してまいりました。

しかし、その際といえども、やっぱり担当者にしてみますと、その持ち主の了承を得なきゃならない。大きく言えば私有財産に公金を投じてはいけない、こういうことにもぶつかるわけでありまして、一般の便宜を図ることであるから、私権は——協力してもらうのが一番いいわけですけども、そのことが時によって得られない場合があります。そういうことが結局、仕事を余り進められない隘路にもなっているというふうにも思いますが、例えば大坂上、柳町の奥の方の場合には、何か、まだ区画整理が行われるとすれば、持っている土地は宅地になって戻ってくると、こんなふうに思われている節もなくはないようでありますし、不在の元地主にしてみれば、そういう期待がある。

しかし、我々は、一たん宅地のために提供されて残っている私道でありますから、むしろ早く寄付をしていただいて公道化をする、ということが一番、完全な解決になるわけでありですけども、そのように、必ずしもいかない、というところにもどこかしきがあるわけであります。

つとめて、公的優位のことを考え方におきまして、私道の公道化、あるいは私道の補助の事業を進めていきたい、こういうことに尽きるわけでありですけども、今回の議会でそれぞれ指摘した地域は、特に難解の状況があると、こういうことが言えるわけでありますが、非常に積極的に取り組んで何とか解決の端緒を図っていききたい、このように考えます。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） なかなか困難を抱えて、スムーズに整備が行き届かない箇所は、大坂上だけではなくて、私どもが聞いている範囲内でも、日野台、その他、たくさんあるわけであります。そういうところへ、どう、これから行政の手を差し伸べていくかというところに、私は、この要綱の適用の範囲をもう一步広げる、というところに差しかかっているんじゃないか、というふうに考えるわけであります。私道の全面寄付を行えば、それは問題は余りないわけですね。恐らく、そういうところはこれまでも、そのような手続きを経て整備をされてきたんだろうと思うんです。それがなかなかできないから問題が継続して今日まで至っているというふうになっているわけです。

そこを、どう解決するかということになるわけであります。これは一人ひとりに協力してもらえばいいんだ、ということの期待だけを持って、その時期を待つということになりますと、この先何年、まだ、さらに続くかわからん、ということになるわけであります。大部分の住民が望んでいるということであるならば、やっぱり行政として、その望む大部分の人たちの要望

にこたえて行政の施策を進める、ということに、私は、なっていくんではないか、と思うんです。その際には、全員の了解ということも当然必要になるわけでありますから、私は、十分、可能性を持っている、というふうに考えるわけであります。

ぜひ、私道の整備促進のために、こうした残された道路の整備をどう進めていくかということで、積極的な検討をしていただきたい、ということを最後に強調いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君） これをもって１１の１、私道の整備を促進するためにに関する質問を終わります。

一般質問１２の１は、あす行います。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時１２分散会

6 月 20 日 金曜日 (第 4 日)

昭和 6 1 年

第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 2 2 号)

6 月 2 0 日 金曜日 (第 4 日)

出 席 議 員 (2 8 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
4 番	土 方 尚 功 君	5 番	山 口 達 夫 君
6 番	天 野 輝 男 君	7 番	福 島 盛之助 君
8 番	福 島 敏 雄 君	9 番	中 谷 好 幸 君
1 0 番	小 俣 昭 光 君	1 1 番	川 嶋 博 君
1 2 番	馬 場 繁 夫 君	1 3 番	夏 井 明 男 君
1 4 番	小 山 良 悟 君	1 5 番	馬 場 弘 融 君
1 6 番	高 橋 徳 次 君	1 7 番	旗 野 行 雄 君
1 8 番	一ノ瀬 隆 君	1 9 番	板 垣 正 男 君
2 0 番	鈴 木 美奈子 君	2 1 番	中 山 基 昭 君
2 3 番	黒 川 重 憲 君	2 4 番	古 賀 俊 昭 君
2 5 番	谷 長 一 君	2 6 番	市 川 資 信 君
2 7 番	石 坂 勝 雄 君	2 8 番	名 古 屋 史 郎 君
2 9 番	竹ノ上 武 俊 君	3 0 番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (2 名)

3 番	高 橋 徹 君	2 2 番	秦 正 一 君
-----	---------	-------	---------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

書記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所長 関根福次

速記者 川久保友子君

議事日程

昭和61年6月20日(金)

午前10時開議

日程第1 一般質問

(議案上程)

日程第2 議案第68号 日野市教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第69号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第73号 万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9

日程第 5 議 案 第 7 4 号

号工事請負契約の締結について

大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結
について

（請願上程）

日程第 6 請願 第 6 1 - 5 号

「私道の公道移管と公図作成」に関する請願

日程第 7 請願 第 6 1 - 6 号

市道新井第 2 9 号線の暗きょ排水施設に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 7 まで

午前10時45分 開議

○議長（黒川重憲君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問12の1、市民の親しみのある浅川利用計画についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（小俣昭光君） 12の1、市民の親しみのある浅川利用計画について質問させていただきます。

浅川利用計画調査報告書は、55年に浅川の現在及び将来にわたる位置づけを行うとともに、それに基づき浅川の保全と活用を基本方針として浅川利用計画を策定されました。

この中では浅川の位置づけは日野中央を貫通する日野のイメージを決定づけている川である。そこで浅川に関する計画もただ単に浅川だけの問題として解決できるものではなく、市レベルにおいて総合的な意見構築されるべきである、このようなことから浅川の保全と利用に関する計画は全体レベルでの話し合いを踏まえて基本的に二つの計画レベルでもって立案されると考える。日野市全体に占める浅川の意味を深く検討し、その物理的、精神的両方の意味での存在、役割、位置を明確にした上での浅川水系、流域の保全と利用の計画であり、もう一つは、日野市における浅川の位置づけを受けた形での浅川及び浅川沿いの保全と利用の計画であるとしています。

そして、日野市の座標軸としての浅川水系保全計画として浅川自体に目を向けた浅川親水空間計画と呼んで内容を明らかにしていますが、ここではその問題については省略させていただきます。

次のことをまずお聞きいたします。

一つは、浅川親水公園計画についてであります。

この計画の目標に日野市の中央を流れる浅川を、発展、変化しつつある日野市の確固たるシンボルとして整備して育てていき、我がまちの我が川として市民の誇りとなるような公園を目指すとしていますが、この計画はどこまで進み、問題があるのならどこが問題なのかをお聞かせいただきたいと思います。

2 番目は、親水公園の一部であります、大名淵についてであります。

かすみ堤のつり橋の計画は具体的になったと以前聞いておりますが、その後どうなったのか、また、ここでのよどみに釣り人がたくさん来ていますが、中洲に出るのは大変ですので簡単な橋なども設置できないかどうかをお聞きしたいと思います。

3 番目は、防波堤利用であります。

昨年、サイクリング道路が建設が進みました。大変市民に喜ばれています。その後の建設計画を聞かせてください。また、堤防がかすみ堤となっている所があります。ここの連絡をとれる方法を検討されているか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。また、滝合橋下流右岸の土手の上に自転車置き場に利用できないかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

4 番目は、浅川の釣り場の問題であります。

釣り場になっている所がたくさんありますが、水辺まで大変な所があります。釣り人の要望を聞いて検討していただきたいと思います。

5 番目は、昨年度滝合橋上流のグラウンドが河床を下げる工事と築堤のためなくなりましたが、子供たちが遊べるようグラウンドの整備をお願いできないかお聞きいたします。

以上、大きく分けて5点お聞きいたします。

○議長（黒川重憲君） 小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） それでは順を追いまして御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず先ほどの御質問の中にございましたように、浅川につきましては市民共有のスペースであるという前提に立ちまして、いわゆる浅川親水計画が策定されたわけでございます。その中で浅川親水計画の概要という中には三つの水に親しむ公園ということで、一つは市民プールを中心にした市の清流公園、それから2点目が平山橋下を中心といたしました浅川親水公園、三つ目が浅川の河川敷のグラウンドを中心といたしました日野田園公園、このような三つの水に親しむ公園を位置づけているわけでございます。

これらにつきましては前回も御質問をいただいているところでございますけれども、この河川のことにつきましては河川管理者でございます建設省の方のやはり許可が前提になってまいります。そういうことで、これにつきましては何とか許可をしていただくように私どもの方では機会あるごとに接触をしているところでございます。また、今度の議会が終わりましたら早速

また京浜の方に行きまして、この中のどれが、最初に実現できんだと、こういうことの打ち合わせもしてまいりたいと思っております。それで、その結果によりましてまた対応していきたい、かように考えるところでございます。

ですから、先ほどの御質問の中の浅川親水公園、あるいは大名淵の周辺の計画、あるいは釣り場の整備等につきましてはやはり河川法の第27条でございまして、これについての許可が必要でございまして。その前段となりますいろいろな協議を今後とも進めてまいりたいと思います。

それから、先ほどの御質問のかすみ堤の件につきましても今協議を重ねているところでございます。

それから3点目の堤防利用計画でございすけれども、これにつきましては59年度から初年度といたしまして計画を実施中でございすけれども、浅川の右岸、左岸については延長6,300メートル、それが終わりました後は多摩川右岸の延長が約5,600メートルございすけれども、これらの堤防上につきましても建設省の占用を受けてやってまいりたい、そういうことで計画を進め、また協議をしているところでございす。なお、これにつきましては先ほど申し上げましたかすみ堤もございすので、それらも含めた形で協議をしていきたい、かように考えます。

それから、釣り場の件につきましてもやはり河川内の工事でございますので基本的にはいろいろ難しい面もあると思ひますけれども、これについてもやはり浅川利用計画の親水公園という位置づけの中で建設省とも鋭意協議を進めてまいりたい、かように考えております。

それから、5点目のグラウンドの整備でございすけれども、昨年は長沼橋下流の河床掘削を実施したところでございすけれども、本年度からは平山橋の下流の河床掘削を4カ年計画ぐらいで実施していくということでございす。これらにつきましても現在南側には黙認の形でグラウンドがあるわけでございすけれども、それらのグラウンドの関係等も事前に私どももよく説明いたしまして、なるべくそういう形で残していただける方法があるのかどうか、この辺のことも事前に、十分に調整をしてやっていくように建設省の方にも申し入れをしていきたい、かように考えているところでございす。以上でございす。

○議長（黒川重憲君） 小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君） 再質問をさせていただきます。

親水公園は河川の中ですから建設省の許可が必要だということはわかりますけど、55年に

策定されて現在まで、そういう点での進歩が余り見受けられていないというように思っています。具体的に建設省にはどのような形での話し合い、事あるごとというような言い方をしておりますけれど、この親水公園——浅川利用計画についての問題で、どのような具体的に交渉しているのか、その辺ももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それと、堤防の利用でのサイクリング道路の問題であります。先ほどもかすみ堤の問題、考えているようなことを言われていますけど、その辺についてももう少し実際にどういう形が可能なのか、そういうのを検討されているのかどうか。建設省との相談もありますけど、市側としても具体的にどういう形でもっていつているのか、その辺をもう少しお聞かせいただきたいと思います。

それと、5番目のグラウンドの問題ですけれど、やはり滝合橋上流の滝合小学校のわきですけど、実際に二段階に河川がなっているということで実際問題もうグラウンドにはほとんど不可能というような状況になってきているわけですけど、この辺の問題、当初、工事するときにも指摘されてきていた部分でありましたけど、その問題が一向にそういう点ではグラウンドとしてやはり使えないような状況になってきておりますので、その辺でも少年野球やサッカーの人たち今大変グラウンド探しで悩んでいますので、その辺での、これからまた平山橋下流をやるということになりますとさらにまたそういう場所がなくなってしまうということになりますので、それをもっと検討していただくようお願い、強力にしていきたいと思いますというように思います。以上。

○議長（黒川重憲君） 建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君） 具体点な交渉の経過の御質問につきましてですけど 第1回の定例会でもたしか御質問がございまして、交渉経過について御説明したと思っておりますけど、昨年の11月以来、京浜事務所には3回ほど出向きました。それから、河川関係の一応3回ほど出向きまして一応この促進についていろいろ関係課とも協議しております。

具体的には、具体的な問題ということになりますと一応二番橋の件と、それから、かすみ堤の件でございすけれども、まず第1にどこをやったらいんだというような形の中では、やはり南平駅の北側のかすみ堤についてこれをしていきたいんだ、こういうことで今その方の交渉もしているところでございます。

今ちょっと議会等もございまして、議会前に会う約束でございましたけれども、建設省の京

浜の方といたしましては多摩川が1級河川になりまして20周年という記念週間になるそうでございます。そのためにいろいろ京浜といたしましては多摩川週間とか、それから多摩川の緑の関係とか、いろいろセミナーとか、そういう週間を設けておりますのでちょっと今多忙で会えないというような形で、議会が終わりましたら直ちにまた駆けつけまして、いろいろ内容につきましてはもうすでに資料が送付してありますので、また詰めていきたい、とかように考えております。

かすみ堤に、1点と2点目については今お答えしたとおりでございます。

あと滝合小の南側の河床掘削の結果でございますけれども、確かにグラウンドに使える部分は小さくなっているわけでございますけれども、やはり建設省の方のいろいろの交渉の過程の中で、浅川が非常に全国有数の急流地域なんだ、こういうことで非常に慎重な態度でございます。ですから、その辺につきましてもやはりその辺の一たん大水が出た場合にはどうするんだ、というような一つの大きな課題も抱えておりますので、その辺としても非常に交渉の難しさがある、こういうことを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君） 小侯昭光君。

○10番（小侯昭光君） 調査報告書でも親水空間形成に当たっての7項目を挙げております。その中で1番が水質を挙げています。2番目が川底の内容を挙げております。当然、水質が悪ければ川底も汚れますので、水質を浄化させることが大変重要な問題となっております。日野市でも高幡市営住宅前の用水の浄化を土壌浄化法を取り入れた装置が完成しました。私も見てきましたが、見違えるようなきれいな水になってきております。浅川の水そのものが昔のようにきれいな水になれば浅川全体が親水公園にもなります。今回の一般質問を行うに当たりまして、私も土壌浄化法により高幡市営住宅前の用水を見て、改めてそう思いました。浅川の水がきれいになるよう、八王子市などにも働きかけていただくようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって12の1、市民の親しみのある浅川利用計画に関する質問を終わります。

一般質問13の1、目に余る土地開発公社のずさんな運営、納得できない5,666万の負担！についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（小山良悟君） 質問の前に、私が3月議会でしたか、のときに冒頭に苦労してやっとの思いで市議会にカムバックしてみたら、赤松助役の姿が見えないということで、まことに寂しい限りである。一日も早く回復して元気な姿を見せてほしい、ということをお願いしてきましたけれども、先ほど市長から、赤松助役の突然の訃報を伺いまして、非常に感無量と申しますか、少なからずショックを受けた次第でございます。

きょうの私のこの質問は、特に赤松助役とは議員生活で印象に残るぐらいの激しいやりとりをしてきた間でございます。そしてまた、きょうの私の質問は、市長に対しての質問が大半でございますけれども、この森田市長も、恐らく今市長席で考えていらっしゃることは、長年の信頼を置く部下を失った悲しみといいますか、複雑な思いでおられるのではないかと、いうふうに推察されるわけであります。そういう気持ちでいっぱい森田市長に、特に私の質問は激しいものですから、その追及の矢を放つということは、どうも私としても、性格からいってもきょうはやりにくい。まことに何といいますか、個人的な感情を入れちゃいけないことはよくわかっておりますし、それはそれとしての職務を果たさなきゃならない、ということもわかるんですが、私としては、こういう状況の中では十分な質問ができない。

したがって大変議長には申しわけありませんが、私の質問は、9月議会に改めてさせていただきたい、というふにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の1、目に余る土地開発公社のずさんな運営、納得できない5,666万の負担！に関する質問を終わります。

一般質問13の2、見直しをせよ、行政の守備範囲！についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君） 先ほどの質問もそういうことで9月に移らせていただきますので、この二つ目の質問も、十分な状況の中で思い切り質問させていただきますので、同様の理由で9月議会に移らせていただきます。

○議長（黒川重憲君） これをもって13の2、見直しをせよ、行政の守備範囲！に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫前休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午後 4 時 32 分 再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 68 号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第 68 号、日野市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、小松恒夫さん、長澤三郎さんの 2 名を選任いたしますので、よろしくお願いをいたします。

恐れ入りますが、空欄に上段から、住所、国分寺市西元町二丁目 7 番 19 号、氏名、小松恒夫さん、生年月日、大正 14 年 6 月 30 日。あと 1 名は、住所、八王子市片倉町 1394 番地の 110、氏名、長澤三郎さん、生年月日、大正 14 年 11 月 30 日と御記入くださいますようお願いいたします。

何とぞ御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第 68 号、日野市教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第 69 号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第69号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に住所、日野市日野本町四丁目21番地の2、氏名、佐藤信雄さん、生年月日、大正4年8月29日と御記入くださるようお願いいたします。

なお、佐藤信雄氏はすでに2期御勤務をいただきまして、再任をお願いするものであります。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第69号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第73号、万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工事請負契約の締結、議案第74号、大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第73号、万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本議案は、万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億6,350万円で前田・東京建設共同企業体が落札いたしました。

議案第74号、大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結についての提案理由を申

し上げます。

本議案は、大栗四号処理分区（61-2）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億4,900万円で大日本土木株式会社が落札いたしました。

以上の2議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは説明させていただきます。

議案第73号でございますが、この議案につきましては、まず契約までの経過でございますが、5月26日に指名委員会を開きまして、そこでJV——ジョイントベンチャー方式を採用いたしました。これは、理由といたしましては金額が非常に大きい設計であるということと、それから市内業者に何とかこれらの工事を請け負わせてさらに今後の発展を期してもらいたいというような意味合いからJVの方法をとりました。そして6月5日に現場説明を行い、6月の18日に入札を行ったわけでございます。お手元の2ページのところに入札の結果が出ております。第1回の入札で前田・東京建設共同企業体が1億6,350万で落札をいたしました。指名競争入札でございます。

1ページに戻りまして、工期につきましては契約の翌日から昭和62年2月28日までということでございます。そして契約の相手方は前田・東京建設共同企業体、構成員で代表者であります東京都品川区上大崎三丁目14番12号、前田道路株式会社、代表取締役、刑部秀利でございます。

それで、工事概要につきましては3ページにございますが、御承知のように万願寺区画整理地区内ございまして、工事の延長1,255.9メートル、幅員にしまして4メートルから10メートルの幅員の所をやる予定でございます。

あと、各工事につきましてはそこに書いてあるとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして74号議案でございますが、この議案につきましては、過日、臨時会におきまして、5月の29日におきまして61-1と61-3ということでお願いした経過があります。

その中の61-1の川内幹線、これのさらに延長の工事でございます。その上の工事ということでございます。

契約、指名につきましては、5月の30日に指名委員会を持ちまして、そして6月の5日に現場説明、6月の18日に入札ということで10社の中から選ばれました大日本土木が1億4,900万で第1回で落札を見たわけでございます。

この工事は御承知のように61-1、臨時議会で御承認いただきましたそのさらに上の、上部の工事でございます、やはり推進工法でございます。推進工法に基づきましてこれを行うということでございます。

契約の方法といたしましては、今言いましたように指名競争入札でございます。

工期につきましては契約の翌日から昭和62年3月10日までということで契約の相手方は岐阜県岐阜市宇佐南一丁目6番8号です。大日本土木株式会社、代表取締役社長、田口 栄でございます。

あと、図面におきまして、工事の内容につきましては、今言いました推進工法、そして人孔設置工で7カ所をもちましてこの工事を行う予定でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第73号、万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工事請負契約の締結、議案第74号、大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第61-5号「私道の公道移管と公図作成」に関する請願、請願第61-6号市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第 6 1 - 5 号、請願第 6 1 - 6 号の常任委員会への付託は会議規則第 1 3 8 条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

2 3 日から始まります常任、特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は 6 月 2 7 日、金曜日、午前 1 0 時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 4 6 分 散会

6 月 27 日 金曜日 (第 5 日)

昭和 6 1 年

第 2 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第 23 号)

6 月 2 7 日 金曜日 (第 5 日)

出席席 議 員 (2 8 名)

1 番	奥 住 日出男 君	2 番	宮 沢 清 子 君
4 番	土 方 尚 功 君	5 番	山 口 達 夫 君
6 番	天 野 輝 男 君	7 番	福 島 盛之助 君
8 番	福 島 敏 雄 君	10 番	小 俣 昭 光 君
11 番	川 嶋 博 君	12 番	馬 場 繁 夫 君
13 番	夏 井 明 男 君	14 番	小 山 良 悟 君
15 番	馬 場 弘 融 君	16 番	高 橋 徳 次 君
17 番	旗 野 行 雄 君	18 番	一ノ瀬 隆 君
19 番	板 垣 正 男 君	20 番	鈴 木 美奈子 君
21 番	中 山 基 昭 君	22 番	秦 正 一 君
23 番	黒 川 重 憲 君	24 番	古 賀 俊 昭 君
25 番	谷 長 一 君	26 番	市 川 資 信 君
27 番	石 坂 勝 雄 君	28 番	名古屋 史 郎 君
29 番	竹ノ上 武 俊 君	30 番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (2 名)

3 番	高 橋 徹 君	9 番	中 谷 好 幸 君
-----	---------	-----	-----------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	収 入 役	加 藤 一 郎 君
企画財政部長	前 田 雅 夫 君	総 務 部 長	山 崎 彰 君
市 民 部 長	佐 藤 智 春 君	生活環境部長	坂 本 金 雄 君
清 掃 部 長	藤 浪 竜 徳 君	建 設 部 長	伊 藤 正 吉 君
福 祉 部 長	高 野 隆 君	水 道 部 長	永 原 照 雄 君
病院事務長	大 貫 松 雄 君	教 育 長	長 沢 三 郎 君
教 育 次 長	小 山 哲 夫 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	岩 沢 代 吉 君	次 長	馬 場 守 君
書 記	田 中 正 美 君	書 記	土 方 留 春 君
書 記	佐々木 茂 晴 君	書 記	小 林 章 雄 君
書 記	富 樫 和 美 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目 1 0 の 3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

昭和 6 1 年 6 月 2 7 日 (金)

午 前 1 0 時 開 議

(議案審査報告)

(総務委員会)

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 5 7 号 | 日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 5 8 号 | 日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 9 号 | 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 4	議案第 7 0 号	日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 7 3 号	万願寺地区区画街路築造第 1 4 号及び水路築造第 9 号工事請負契約の締結について
日程第 6	議案第 7 4 号	大栗四号処理分区（ 6 1 - 2 ）工事請負契約の締結について （文教委員会）
日程第 7	議案第 6 1 号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について （厚生委員会）
日程第 8	議案第 6 0 号	日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 7 1 号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 7 2 号	日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について （建設委員会）
日程第 1 1	議案第 6 2 号	昭和 6 1 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 6 3 号	昭和 6 1 年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 6 4 号	市道路線の一部廃止について
日程第 1 4	議案第 6 5 号	市道路線の廃止について
日程第 1 5	議案第 6 6 号	市道路線の認定について
日程第 1 6	議案第 6 7 号	日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結について （請願審査報告） （総務委員会）
日程第 1 7	請願第 6 1 - 4 号	他市に通園する無認可保育園、5 歳児・4 歳児・3 歳児に対する補助金の助成増額に関する請願 （厚生委員会）
日程第 1 8	請願第 6 1 - 3 号	シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

(建設委員会)

- | | | |
|--------|-----------|----------------------------|
| 日程第 19 | 請願第 61-2号 | 程久保 6 6 2 番地地域山林緑地保存に関する請願 |
| 日程第 20 | 請願第 61-5号 | 「私道の公道移管と公図作成」に関する請願 |
| 日程第 21 | 請願第 61-6号 | 市道新井第 2 9 号線の暗きょ排水施設に関する請願 |

(中間報告)

- | | |
|--------|-------------|
| 日程第 22 | 特別委員会中間報告の件 |
|--------|-------------|

(継続審査議決)

- | | |
|--------|----------------------------|
| 日程第 23 | 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 |
| 日程第 24 | スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 |
| 日程第 25 | 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 |
| 日程第 26 | 廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 |

(議案上程)

- | | | |
|--------|------------|-----------------------------|
| 日程第 27 | 議員提出議案第 3号 | 40 人学級即時完全実施に関する意見書 |
| 日程第 28 | 議員提出議案第 4号 | 国道 20 号線日野駅ガード下歩道の整備に関する意見書 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 28 まで

○議長（黒川重憲君） 会議に入る前に、理事者より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。市長。

○市長（森田喜美男君） 本日、本会議の開会に先立ちまして、お許しをいただいて、一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび、助役故赤松行雄の準公葬に際しましては、弔慰金の支出に御理解を賜り、また23日告別式には、市議会より献花を、また議長には丁重な弔辞を、また議員各位には御多忙の中、御会葬をいただきました。市長会、助役会、その他公私関係者の会葬もあわせて、盛会の中、厳粛裏に儀式をとり行うことができましたことを、ここに御報告申し上げます。

当日の葬儀委員長として、深く御礼を申し上げて、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

午後1時6分開議

○議長（黒川重憲君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより議案第57号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第58号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第59号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第70号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君） 総務委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

議案第57号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。委員会として慎重審議いたしました。若干の質疑応答がありましたが、採決の結果、全会一致、原案可決と決しました。

続きまして、議案第58号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。公営住宅法の改正に伴うものでありますけれども、慎重審議の結果、全会一致原案可決と決しました。

続きまして、議案の第 59 号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について。これも慎重審議の結果、全会一致で原案可決と決しました。

続きまして、議案の第 70 号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別の質疑はありませんで、全会一致、原案可決と決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本 4 件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本 4 件について採決いたします。本 4 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 4 件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第 57 号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第 58 号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第 59 号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第 70 号、日野市役所支所の設置及び所管区域に関する条例の一部の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 73 号、万願寺地区区画街路築造第 14 号及び水路築造第 9 号工事請負契約の締結、議案第 74 号、大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君） 議案第 73 号についての審査報告をいたします。議案第 73 号、万願寺地区区画街路築造第 14 号及び水路築造第 9 号工事請負契約の締結についての審査報告をいたします。

区画整理事業の委託事業のあり方、そういったことについての質疑がありました。採決の結果、全会一致で原案可決と決しました。

続きまして、議案第 74 号の、大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結についてであります。この第 74 号については、特に質疑はありませんでしたが、採決の結果、全会一致

で原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第73号、万願寺地区区画街路築造第14号及び水路築造第9号工事請負契約の締結、議案第74号、大栗四号処理分区（61-2）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題いたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　議案第61号の、付託されました文教委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、程久保地区の町名地番整理に伴う町名の変更でございます。委員会で慎重審議の結果、原案可決と決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第61号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題いたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

議案第60号の、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例につきましては、市外の利用者分の料金の改定でございます。慎重審議の結果、全員異議なく可決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第60号、日野市営火葬場使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第72号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 議案第71号、日野市立地区センターの条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、町名地番整理に伴い、この条例が出されたものでございます。全員異議なく可決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

引き続きまして、72号。これも日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1と2につきましては、児童遊園、運動広場、これにつきましては、町名地番の問題でこれが出されまして、3番目の子ども広場につきましては、地主さんの方に土地を返還

する、こういうことから削除する、こういう内容でございますが、全員異議なくこの議案を可決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第71号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第72号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷 長一君） それでは、建設委員会に付託されました議案第62号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について、第1号でございます。これらの審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

議案第62号につきましては、これは高幡の土地区画整理事業に伴う債務負担行為でございます。高幡の土地区画整理事業をスムーズに進行させるために、事業を新都市建設公社に委託するものでございまして、期間は昭和62年度から昭和69年度、限度額が45億8,500万円でございます。慎重に審議をいたしました結果、全員異議なく原案どおり可決いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議案第63号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第1号でございます。これは、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。既決予定額が160万6,000

円でございまして、補正する予定額が325万1,000円であり、これを合計額としまして485万7,000円とするものでございます。この支出の補正の理由ということは、3月の大雪による園芸共済の費用の支出、保険金でございます。件数にしまして10件ということでございます。これらにつきまして、質疑応答がなされましたけれども、ここでは省略をさせていただきます。原案どおりこれを可決と決定いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。

本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第62号、昭和61年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、昭和61年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号、市道路線の一部廃止、議案第65号、市道路線の廃止、議案第66号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（谷 長一君） それでは、審査報告を申し上げます。

第64号、市道路線の一部廃止についてでございます。これは、大里3号線でございます、南平35号線の道路に編入するものでございます。この理由につきましては、一部廃止議案説明図にあるとおりでございます。慎重審議をいたしました結果、原案可決と全会一致で決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第65号、市道路線の廃止でございます。これは、大里1号線、大里4号線を廃止するものであり、南平40号線の道路区域に編入するものでございます。現況を調査いたしましたところ、廃滅いたして公共の用に供されていないということでございます。これは、南平40号線の道路区域に編入するものでございます。慎重に審議をいたしました結果、全員異議なく原案可決と決定いたしましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第 6 6 号でございます。これは、市道路線の認定についてでございます。路線名につきましては、南平 4 0 号線、これは南平高校に進入する道路でございます。6 4 号、6 5 号と関連いたしまして、現地を調査いたしましたところ、既によく道路が拡幅整備されておりました。

さらに、あとの 7 路線につきましては、三沢 1 1 号線から三沢 1 7 号線まででございますけれども、これにつきましては、日本電建、三井団地ですか、この宅地造成事業が終わり、市にその道路が帰属されたために市道と認定するものでございます。これに関しまして、委員の方から質疑応答がなされました。その内容の一部を申し上げますと、早く開発が終了しているのに対して今になったのかとか、その他このような例がほかにあるのかとか、または、移管前に災害等があったときはどうするのか、というようなことがありました。

これらにつきまして答弁がなされ、昭和 6 1 年 4 月 2 日所有権移転によりまして、これらの認定が行われた。遅くなったのは、その間事務がおくっていたためである、ということです。それから、その他にあるかということについては、そのほかにも何件かある、ということでございます。災害あったとき等は、認定前である場合には、事業者がそれらの災害の事故の責めに負う、というような答弁がなされました。

慎重に審議いたしましたところ、原案可決と全会一致で決まりましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本 3 件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本 3 件について採決いたします。本 3 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 3 件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第 6 4 号、市道路線の一部廃止、議案第 6 5 号、市道路線の廃止、議案第 6 6 号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第 6 7 号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（谷 長一君） 議案第 67 号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結についてでございます。これは委託先は、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託を 45 億 8,500 万円で、東京都八王子市高倉町 49-3 にあります新都市建設公社に委託するものでございます。委託金額は、45 億 8,500 万円でございます。

これらにつきまして、慎重に審議をいたしました。その結果、質疑応答もなされたのでございます。その質疑の内容について一部申し上げますと、総事業費はどのぐらいかかるのかとか、または事業年度は何か年ぐらいかということ、または債務負担行為は全体の何％ぐらいに当たるのか、というような質疑がなされました。

その結果、事業年度は 8 カ年計画であり、また債務負担行為の金額は総事業費の 82％である、というようなこと等の答弁がなされました。

さらには、金額の変動のときにはどうするのか、というようなことも質問がなされ、その答弁は、一定の限度内に変動があるときには資金計画の変更等も行うんだ、ということでございます。

それ以外にも幾つかの質問がありましたけれども、これはここでは省略をさせていただきます。

慎重に審議をいたしましたところ、原案可決ということで全会一致決定いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。市川資信君。

○26 番（市川資信君） まず、区画整理事業——高幡のですね、用途地域に関しての委員会における質疑がされているかどうか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 建設委員長。

○建設委員長（谷 長一君） 用途地域に関する質問は、建設委員会においては、なされておりました。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26 番（市川資信君） それでは、理事者にお尋ねしたいと思うんですが、よろしゅうございますか。今、都市整備部長がいらっしゃらないんで。市長に、基本的なことでするので、お尋ねしても結構だと思うんです。

ようやく来年の 4 月から、高幡駅前並びに近隣の区画整理事業が緒についたわけでございますけれども、実は、6 月の 25 日午後 7 時から高幡の地区センターで、これらのいわゆる審議

会委員、あるいは評価委員等を選任する説明会が開かれました。その中で私は、今参りました区画整理課長にも御質問申し上げたんですが、用途地域の件について、一、二疑問に思った点がございますので、改めてここで確認を、また理事者のきちとした態度をお聞きしたいと思うんです。

1点目は、現在でも高幡駅前が商業地域、住居専用地域、混然一体でございまして、いわゆる商業地域であっても、隣がもう既に第2種住居専用地域のために、商業地域では当然建築許可されるべきものが、日影条例によってそれが阻害される。そういった例は、過去にも私は本議会において指摘したことがございました。少なくとも、あの高幡駅前、もう狭隘、本当に残された数少ない、また狭い場所柄でございます。当初、区画整理事業が想定されたときに、この付近一帯、いわゆる川崎街道を含む一帯を商業地域にするんだ、という方向で進んでおりました。

ところが、6月25日の説明会によりますと、どうも住居専用地域も中に包含されるやに説明を聞いたわけでありまして。としますと、当然、本来ならばあの地域には公園も欲しいでありましょう。噴水をつくる場所も欲しいでありましょう。しかし、到底できる用地はありません。そういった中で、きちっと、いわゆる日野市の商業圏、少なくとも高幡不動駅前、京王線に関する限りは、やはり南の中心的な駅であり、なおかつ現在でも1日の乗降客というものは、京王線でも有数の数を持っておるわけでございます。そういったところで、八王子、府中、桜ヶ丘、あるいは新宿等の谷間にあえぐ商業圏、少なくとも京王線の中でメインになるべきスーパー、高層のような地域を、我々は期待しておったんですが、少なくとも25日に説明を受けた範囲では、前と同じような商業地域と住居専用地域が、あの狭い中にまた混然一体となる、というような感覚というか、話の内容を受けとめたわけでありまして。

課長の話によりますと、区画整理、換地が済むまでに用途地域を発表すると、いわゆる利害関係、あるいは換地に関するいろいろと思惑が絡んで、これは法的にもできないんだ、換地が済んだ時点ですぐに発表する、ということでございますが、しかし、説明の一連の内容を聞くと、今、私が冒頭申し上げましたような、商業地域と住居専用地域が混然一体している中で、到底私どもが望むような区画整理事業、大きな犠牲を払う割合にはメリット、あるいは得るものは少ないのではなからうか、こう思うわけでありまして。その辺のところを、一度、きちとした市の姿勢といいますか、見解をお聞きしたい、とかように存じます。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の答える範囲内で、ただいまの質問にお答えをいたしておきたいと思います。

4月の下旬に、高幡区画整理事業として正式に認可をいただき、ほんの去る日、地元の説明会をしたという報告を受けております。その報告、説明会の会場で、これまでもしばしば説明を行って、おおむね区画整理に対します御理解はいただいております。したがって、とりたてて異論の質問はなかった、というふうに承知しております。

会場の質問の中で、今御指摘の将来の用途地域についての市の見解、あるいは取り組みということで、質問があったわけであります。区画整理のまだ、いわゆる事業に着手する前段でもございますし、これからは審議会議員の選挙、あるいは評価委員の選任、それらのことを進めまして、その審議の中で、また地元の御意見を承る、こういう機会があるわけであります。

区画整理後、直ちに建ぺい率のアップでありますとか、用途地域の指定とか、あるいは変更とか、そういうこともいずれは行うわけでございますが、確かに当初から余り具体的にどうすると、こういうことは懸案としては持つわけでありまして、あらかじめ決めてかかるということは、しないのが例であります。したがって、十分実情を判断をした中で、一番発展の可能性のある方法を、その区画整理事業の中に適用していくということが、妥当だと思っております。

上部官庁の指導もあるわけでございます。なるべく地元との意見調整を明確に図って、しかも高幡の区画整理事業は狭い範囲でありますけれども、しかし、将来発展すべき地域ということで、特に公共事業といたしましては駅前広場のこと、それから東踏切の立体交差のこともあわせまして、事業を推進するわけですので、御指摘の御趣旨は十分尊重をしていきたい、このようにお答えをしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 今、市長がお答えいただいたわけでございますけれども、換地処分を発表する前に用途地域の発表をするということは、いろいろと問題点があるのでこれを発表できないということは、よく理解できます。

しかし、私どもが高幡駅前の区画整理の青写真を見せていただいたわけでございますが、駅

前には、いわゆるつけかえ道路でございますが、16メートルが川崎街道に向かって抜けていく。それはそれとして理解できるんですが、それからいわゆる枝の道が、5メートル、6メートルとなっているわけです。当然、5メートル、6メートルは一般、到底商業地域の道路ではあり得ない設計じゃないか。初めから住居地域を想定した設計といいますか、構想というものを東京都の方に、我々の知らない間に申請してある、というふうにしか理解できないんです。

先ほども、冒頭申し上げましたように、あの狭い、狭隘なところに、いわゆる京王線としての南口の玄関口をつくるというときに、日野市の商業圏のある意味の一つの拠点をつくるというときの構想にしては、また、お金をかける割合にしては、余りにも消極的な構想ではなかろうか、こう思わざるを得ないんです。私どもが、結果が出てからですよ。例えば、私はこの間、縦覧期間に行って、意見を申し上げました。このようにしてほしいと言ったら、これはもう縦覧であって、意見を言うことは、計画決定がされた後で、もうだめなんですということを言われました。これが、もう、いわゆる用途地域が一たん、ではここからここまでは商業地域ですよ、ここからここまでは第1種住居専用地域ですよ、というようなものが、決定、一たんしてしまったら、幾ら騒いでも、もうこれはどうにも動かすことのできないのが現実だと思うんです。

それだけに、むしろ私は、もう申請、既にしてあるだろうと思うんですが、そういった申請の前に、なぜもっと地域の人のお話、意見を十分くみ入れた中で、そういう形のものがとれないのかどうか。そこが一番不審に思いますし、そういった方法が、また逆に区画整理事業を、遂行を遅滞させる諸原因にもならざるを得ないんじゃないか、こう思われますので、ひとつ、この辺について、少なくともあの駅前に関してだけは、いま少し、商業地域の中だって、いろんな商業地域あると思うんです。

第2種住居専用地域にしても、いわゆる三通りも四通りもあると思うんです。2高2専から始まって、60の200もあれば、恐らく50の100もあるでしょう。そういうように、商業地域であつたって、いわゆる新宿ほどのスーパー高層ビルでなくとも結構だと思うんですが、あの駅前が、いわゆる日野市の南の玄関にふさわしい、ある意味の高層ビルが建設できるように——どう見ても、もう住居地域ではない。住居地域をつくることによって、あの商業圏の開発というものを阻害する。住居地域がもう一つ同じ区画整理事業地域内にある保健所側、いわゆ

るあの2・2・11の東側方面に持って行ってよろしいんじゃないか、こう思わざるを得ないんです。

申請してあるものを、もし申請してあるんならば、今からでも遅くないと思うんですが、それらを至急に全面商業地域、商業地域においても、なおかつある程度の高層化ができるような商業地域申請というものを、私は今からやっていただきたい、かように思うんですが、その所信は、市長、今明快にお答えいただけなかったんですが、いかがなのでしょう。相変らず住居と商業圏が混然一体となるような、やはり申請なのか。きっちと、あの駅前に関してはこういう形でやりますよ、という意味を、意見をお持ちなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 区画整理事業の換地という建前が、現在、個々に所有しておられる地権者に対して、適正、妥当な換地をするということであります。

したがって、今後その発展のために、地域の発展のために、それらをまた合併して高層のものが建つような要件をつくる。そういう方法が、また第二次的になされなければならない。また、それがいずれ成り立つことではなかろうか、このように考えます。したがって、換地が将来の発展を阻害することのないように、持ち主の意思も十分そんたくをして、なるべく近代的な、しかも高層の将来発展にふさわしい、そういう換地に取り組んでいく、ということができると思っておりますので、また御指導もお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） 何回やりとりしても、どうもなかなか、今申請してある内容について、私どもが懸念するような形で、どうも申請してあるようでございますが、ひとつ、今までにおいても、商業地域の中に住居地域が、例えば駅前の道路が20メートル、奥行き20メートルまでが商業地域である。その裏はすぐ住居専用地域であるために、せっかく商業地域ならば建築許可がおりるものが、日影条例によってそれすらもできないというのが、また新しい市街化地域開発をしようとしているときに、あの狭い中に住居地域をつくる。当然、住居地域ができれば一般住宅もできるかもしれない。

しかし、課長は、先日出席しておってわかったと思うんですが、もうあの中に持っている方が、全員が、駅前に住居地域が必要なのか、というような、意思表明をせられるわけです。私もそう思うんです。ひとつ、あの駅前に関しては、将来構想と相まって、もう、一回できた、

例えば今日野台にある高層住居地域においても、準工業地域だからあれだけの建ぺい率のものが建てられる。建ててしまえば、では今度公園が欲しい、騒音は困るよ、ということになっている幾つの例も、市内に現実起きておる現実を踏まえれば、少なくとも、住居地域、商業地域というものはきちっと位置づけて、そして将来の町の構想というものを立てるべきである。

今からでも、私どもに見せられないならば、少なくとも、この間6月25日にあった説明会にあるような方法ではなく、東京都に、早速駅前に関しては全面商業地域にするんだ、なおかつ商業地域であっても、高層、いわゆるスーパー高層的な商業地域に、一部であっても結構ですから、スーパー高層的なものはつくるんだといって、日野市のいわゆる南の商業圏がここへ来るんだ、というような構想を、今から立てなければ、一たん決まってしまった用途地域を変更ということは、ほとんど不可能に近い現況の中で、いままじきちっとした構想というものを市民の人に、いわゆる区画整理地域内に住む地権者、あるいは商業者に対して、御説明いただきたい。そういう方向へ持って行っていただきたいということを、強く要望しておきます。

結構です。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議案第67号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業に関する業務委託契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第61－4号、他市に通園する無認可保育園、5歳児・4歳児・3歳児に対する補助金の助成増額に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第61-3号、シベリア抑留者の恩給加算改定に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第61-2号、程久保662番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第61-5号、「私道の公道移管と公図作成」に関する請願、請願第61-6号、市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本3件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第22、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔交通対策特別委員長登壇〕

○交通対策特別委員長（福島敏雄君） それでは、交通対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

高幡踏切対策特別委員会から、名称を変えて、市内交通問題を調査研究する委員会として設置されました交通対策特別委員会は、テーマといたしまして、一つ、高幡踏切立体化及びモノレールの建設促進。二つ目が、市内バス交通路線の充実。三つ目が、日野駅舎改良及び周辺の安全対策。四つ目が、西豊田駅建設の促進。５番目が、その他市内交通改善に関する件。

以上、五つの項目を決定をいたしまして、活動を進めてまいりました。中でも、日野駅ガード下、国道２０号線の歩道拡幅につきまして、状況の若干の進展があり、委員会としても活動を続けてまいりましたので、ここで中間報告を申し上げます。

日野駅ガード下の歩道拡幅につきましては、これまでも多くの議員から問題提起がなされてまいりました。また、行政におきましても、昨年、日野駅舎改良、西豊田駅建設促進のための人員の配置をするなど、前向きな姿勢を整え、建設省並びに国鉄に対しまして、文書での要請をしてきた、という報告も受けているところでございます。

そうした努力の結果、建設省におきまして、昭和６１年度予算で、ガード下歩道拡幅の方途を探る調査費３００万円が計上された旨の報告を受けたわけでございます。この報告を受けました委員会といたしましては、４月の１５日、交通対策特別委員会を開催し、建設省、相武国道事務所の課長、係長の説明を受けました。難しい課題はありますけれども、議会、行政、市民の力を結集して、何としても来年度予算に事業費を計上してもらうための働きかけをしていくべきだ、こういう方向づけを委員会として、してまいりました。

その結果といたしまして、一つは、交通対策特別委員会といたしまして、５月の１２日、委員全員で相武国道事務所長に、文書をもって要望書を提出をしてまいりました。

二つ目は、市民の皆さん方のお力をかりるということで、日野駅周辺の商店会、自治会、企業、学校の協力をいただきまして、署名活動をしていただきました。５月末日現在集まりました１,５９３名の署名を付しまして、日野市長名をもちまして、これまた相武国道事務所長あて

の要望書を、５月３１日に提出をしまいいりました。現在、その後も署名が集まりまして、
５,８２５名に署名は上っております。

さらに、委員会といたしましては、日野市議会といたしまして、建設大臣あてに意見書を提出することを、委員会といたしまして意思統一をいたしました。後ほど上程されますので、議員の皆さんの格段の御理解と御協力をお願いいたす次第でございます。

なお、今後の進め方につきましては、議長、副議長を初め議会の皆さん、さらには関係する常任委員会との連携を強化しながら、目的達成に努力をしまいいりたい、というふうに考えております。

以上、日野駅ガード下歩道の拡幅に対します委員会の活動内容を御報告をいたしまして、中間報告にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君） これをもって交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、日程第２３、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第２４、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉

会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第25、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第26、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第3号、40人学級即時完全実施に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君） 議員提出議案第3号でございます。40人学級即時完全実施に関する意見でございます。

提出者以下、お手元に配付したとおりでございます。内容等につきましても、案文をお配りしてありますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） これは、3月議会で出されておりました請願、40人学級即時完全実施のための日野市議会の意見書を求める請願、この請願書の採択を受けて出された意

見書でございます。

今配られました意見書の案を見てみますと、中ほど以降に、確かに現状、40人学級がすぐになかなか実現できないという状況があるわけですが、「市民の願いとはほど遠いものとなっています」という表現がございます。そこで、どの程度ほど遠いのか、日野市の現状について、委員長の、提出者のお考えをお聞きをしたいと思います。

現在、小学校、中学校が、大体平均1クラス当たり何人の児童生徒数になっているのか。また、全生徒数、児童数、それぞれ小学校、中学校、クラス何クラスかということから、大体出るのではないかと思います。日野市の現状について、お尋ねをまずいたします。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 本意見書の案は、国に要望するという形でまとめられているものでございます。

なお、この提出については、日野市の児童生徒数の現状等、その他すべてそれらを含めて、各提出者の中には当然認識されているものと、このように委員長としては判断する次第でございます。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 提出者がおわかりにならなければ、教育委員会当局でもいいんですが、私どもも以前文教委員会にいきますときに、同様の請願、採択をしたことがございました。当時、確かにいろいろ現状認識については、多少の相違はございましたが、一日も早く40人学級を実現していくということでは、もちろん全会一致どなたも異論がなかったわけでありまして。

ただ、昭和61年度、年度が変わりまして、日野市の現在の学級のそれぞれ小中学校における実態はどうかということ、やはり承知をした上で、こうした意見書等というものは、当然つくられるものだと思いますので、今お聞をしたところであります。

今、衆議院、参議院の同日選挙が、まさに聞われているわけでありまして、私どもの自由民主党でも、公約に児童生徒一人ひとりに行き届いた教育を行うために、40人学級の推進に努める、ということ掲げております。

ただ、もちろん目的は同じであります。その方法、手段等になりますと、財源等の問題も当然出てくるわけでありまして。即時完全実施ということは、言葉では非常に私どもも異議ない

わけでありますが、実際にこれを実現していくためには、やはり手順、財政計画等も必要なわけでありしますので、現状の認識をどういうふうに、私、とられておられるかということを、具体的にお聞かせをいただきたかったわけであります。

議長、ぜひお願いをしたいと思いますが。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 御質問のような点についての、請願の際の審議の中では、いろいろございました。既に3月議会、結論が出ている問題でありますから、一事不再議の原則によって、私はこれまで、ここで請願のことについて云々する立場ではございません。あくまで意見書に基づく提案をされているものでございます。ひとつ、その点で御理解いただいて、御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 議長、議案の一事不再議ということと、3月議会でこれが請願が採択をされて意見書が出て、これは上程されないまま、未上程で終わったわけです。今回、新たにまた意見書として出てきているということで、一事不再議とは全くこれは関係ないことでございますので、ベテランの板垣議員、よく御注意をいただきたいと思います。

日野市の現状について、やはり私も議員が1クラス平均どのくらいあるかということを知った上で、こういう意見書というのは出すべきだと思うんです。ほど遠いということが書かれている以上、かなり40人学級には到底、このままでいくといつのことになるかわからない、という現実があって、初めてこういう表現になるんだろうと思うんです。具体的に、日野市の現在の小中学校のクラス編成は、40人学級に移行していくまでにかかなり時間的な経過が必要な、そういう状態にあるのかどうか。

その点、もし議長の方で、教育委員会等から答弁の可能性があれば、そういうお取り計らいをお願いしたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ほど遠い云々ということにつきましては、例えば国が、学年進行を1年から始めました。これは、このまま行けば6年かかる、こういうことになるわけがあります。遠いという言葉とはまた違うわけで、ほど遠いというのは、大体の範囲を示すものでございます。言葉だけで言えば、そういうことになるわけでありますけれど、私たちは、そういうことも含めまして、本意見書をまとめたものであります。

○議長（黒川重憲君） なお、細かいことにつきましては、教育委員会から答弁をお願いします。教育長。

○教育長（長沢三郎君） 教育委員会事務局の方から、お答えさせていただきたいと思っています。

本年度の小学生の総人員、61年度は1万2,814名、全児童数がございます。学級数が350学級。単純な1クラス平均という形になりますと、36.6名ということになるわけですが、確かに学級によってでこぼこがあるということは、これは今の定数基準の状況からいって、議員の先生方でも十分御承知のとおりだと思います。

中学校につきましては7,616名、182学級ということになっております。したがって、中学の場合には、1クラスの平均生徒数が41.8名。小学校に比べますと、中学の方が平均でも40名を超えている、このような実態が出ております。

以上です。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 今、教育長の方からのお話をお聞きしますと、小学校では1クラスの平均、日野市においては36.6人、中学校では1クラス平均41.8人の生徒が、1クラスで勉強しているということでございます。

ということは、今の日野市の現実、現状を見ると、40人学級にほど遠いとは言えないと思うんです。小学校では36.6人ということで、40人に達していないわけです。既にもう36人学級が日野市では、多少のでこぼこがあるにしろ、全体を見れば実現しているわけですね。中学校においても41.8名ということで、もうほぼ40名学級に近い形になりつつある。40名学級移行の年度の計画も示されている中で、日野市議会として出す意見書に、市民の願いとはほど遠い、という現状認識を記載することについては、ちょっと現実認識間違っている、というふうに取りられても仕方ないと思うんです。

名誉ある日野市議会の名前をもって出す意見書ですので、委員長、この点、勘違いをなさって意見書をおつくりになったのではないかと思うんです。訂正されたいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 勘違いでも、何も間違いでもございません。請願の趣旨に沿ってつくられたものでもありますし、また、先ほどの教育長の説明でも、平均の数値が述べら

れております。もちろんでこぼこもあるという説明もございます。

特に、これは国に制度として40人学級を実施、求めるというものでございます。そういう点での意見書として、皆さんに御審議をいただいているものでありますから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 別に、つづり方の教室ではないので、私は言葉のあやとか、またそういうことを取り上げて揚げ足を取るようなつもりは全くないんですが、市民の願いとはほど遠いものとなっているという、この現状認識は、少なくともクラスの平均生徒児童数を見ると、やっぱりこれは適切じゃないんですよ、表現が。

よく、日本共産党の機関紙や赤旗なんかには、こういう表現が書かれています。ですから、日野市議会でする意見書は、新聞赤旗じゃないわけですから、やはり現状を正しく、市議会の名前をもって出すものですから、とらえて、適切な表現をすべきだと思うんです。ですから、これは委員長、提出者として大変不名誉なことかも知れませんが、字句の訂正をお考えになる方が、後世評価にたえ得るものとなるんですが、あくまでこの文案に固執されるんですか。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 提案のとおり御審議をいただいております。文教委員会でも全会一致決められたものでもございます。よろしく、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 誤りを認めるということは、非常に勇気が要ることなんです。40人学級にほど遠いということをお書きになったんですが、実際、クラス数は、小学校の場合は40人をもう切っているわけですね。ほど遠いんじゃないんですよ。もう通り越していっちゃった。既に実現しているわけです、平均を見ると。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

だから、ほど遠いというのは、何と何を比べて開きがあるからほど遠いというふうにするのか、そういうきちんとしたデータを、板垣議員が個人的に取得しておられて、あえてこれを撤回しないというんならわかりますが、実際40人学級を求めるというこの意見書の内容を、現実の日野市の姿と照らし合わせてみると、表現と現実の開きがあって、間違いとも指摘されか

ねない内容になっているから私は申し上げているんで、内容に私反対しているわけじゃないんですよ。意見書の採択に反対しているわけじゃないんですが、表現が適切でない。ですから提出者として、訂正をなさったらいかがですか、ということをお願いしているんです。いかがですか。

○議長（黒川重憲君） 文教委員長。

○文教委員長（板垣正男君） 先ほど来答弁しているとおりでございます。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 私、意見書の本質とは余り関係ないことなんです、訂正云々ということも出ていますし、日野市議会の名誉という言葉も出ていますので……。

一番最後の方ですね、「日野市議会は40人学級即時完全実施を速やかに実施されますよう」という表現は、適当ではないんじゃないか、というふうに、本質問題とは関係ありませんけれども、これこそ日野市議会の名誉にかかわる表現だと思いますが、委員長はどのようにお考えになりますか。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 請願の趣旨を受けて、この文案をつくられたものであります。したがって、請願を生かすという意味で、この文案はつくられているものですから、そのようにひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） だから、恥ずかしながら、本質問題とは関係ないと言っているんですよ、私は。本質じゃないと。文章表現として、日野市議会が出すんでは、ちょっとおかしい表現じゃないですかって言うんですよ。同じ言葉が重なっているでしょうという、単純なことなんです。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 過去にも意見書等、何回か提案しておりますけれど、重なる場合があるかと思います。

なお、御指摘の点があるかもしれませんが、この意見書案に、ひとつ御理解いただいて、御賛同いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君） 私もちっとしつこいようですけども、やっぱりちょっと、この表現は直された方が当り前に聞こえると思うんです。やっぱり出すんですから、残るわけですから、過去にも重なっている文案があったなんていう頑張り方は、なさらない方がいいんじゃないかと思いますが。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○１９番（板垣正男君） その辺は固執しませんので、整理して提出するということで、ひとつ御理解いただきたいと思います。（「一たん休憩して直した方がいいだろう」と呼ぶ者あり）

なお、この文は、全会一致決めたというようなことなどもございますので、その点は十分御理解していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君） 全会一致で決めたということで、大変固執なさっているけれども、我々に問われているわけですから、このようなふうにした方がいいんじゃないですかという意見に、みんな一致して決まったんだから従え、といったような言い方は、横暴だと思いますよ。

○議長（黒川重憲君） 板垣正男君。

○１９番（板垣正男君） だから、その点は、先ほど申し上げましたように、整理させていただきます、というふうに申し上げております。

○議長（黒川重憲君） 名古屋史郎君。

○２８番（名古屋史郎君） そうであるんなら、全会一致で決めたものだからという言い方は、必要ないですよ。ね、直すべきところは直す、いたしますと、こう言えばいいですよ。全会一致で決めたからというのは、さっきの質問者に対する答えならいざ知らずですよ。私が単純なことを、直した方がいいんじゃないか、と言っているんですよ。それでも全会一致で決めたから直さないんだ、ということであるんなら、これは態度を考えなきゃならないと思います。（「休憩」「議運で３時間もやれ、長いのが好きなんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時１４分休憩

午後３時５７分再開

○議長（黒川重憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案第３号の議事を継続いたします。板垣正男君。

○１９番（板垣正男君） 先ほど来、提案申し上げております４０人学級即時完全実施に関する意見書案、一部ミスプリがございましたので、改めて御提案申し上げている次第でございます。若干の時間をかけましたが、大変失礼いたしました。

ひとつ、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君） 一言、意見を申し上げます。

全会一致の意見書提案でございますので、発言する予定がなかったんですけども、さきの質疑の中で、若干赤旗に触れた発言がございましたので、一言意見として申し上げておきます。

御承知のように、いじめや暴力、非行などをなくするための政策というものを、赤旗新聞で詳しく連日報道いたしております。その中で、赤旗新聞が申し上げているのは、例えば、今回の四つの政策というものを出示しておりますが、そのごく一部分だけ申し上げてみます。

まず、学校関係者の自覚と真剣な取り組みに期待します。そのためにも、先生の目が一人ひとりの子供に行き届き、いじめ、暴力などがあっても、すぐ解決に取り組める学校づくりこそ必要です。それには、わずかの予算で、今すぐにもできる４０人学級の早期実現と、３５人学級への移行、マンモス学校の解消など、教育条件の整備に直ちに取り組むことです。中曽根首相は、アメリカの２０人学級を視察した際、これではいじめの起きる余地はない、と言っているではありませんか、というような表現で、強く主張をいたしているわけです。

東京都の場合も、２００億前後の予算があれば、完全即時実施ができるというふう聞いております。私ども共産党市議団等も、都の予算編成のときに、例えば都庁建設の積立金の２００億円余、これを先送りすれば、本年度から完全な実施ができる、という交渉をした東京都とのやりとりのいきさつもあるわけでございます。

そういう点で、先ほど赤旗に触れた発言がございましたが、認識を新たにしていただきたい

というふうに思っております。私たち共産党市議団は、文教委員会のこの意見書に、文章上の表現も含めまして、完全に同意をいたしていることも、重ねて強調いたしまして、意見としたいと思います。

○議長（黒川重憲君） ほかに御意見はありませんか。なけれ これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出案第3号、40人学級即時完全実施に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第4号、国道20号線日野駅ガード下歩道の整備に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） それでは、議員提出議案第4号、国道20号線日野駅ガード下歩道の整備に関する意見書の提案をさせていただきます。

内容につきましては、先ほど交通対策特別委員会の中間報告に基づいて、意見書を願うものでございます。文面につきましては、記載のとおりでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君） 質疑、討論を省略し、ただちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔 異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第4号、国道20号線日野駅ガード下歩道の整備に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和61年第2回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後4時3分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項及び日野市議会会議規則第 8 1 条の規定により署名する。

日野市議会議長 黒 川 重 憲

署 名 議 員 山 口 達 夫

署 名 議 員 天 野 輝 男